



# カナダの 多様文化主義



財團 法人 自治体国際化協会



## まえがき

この報告書は、カナダの多様文化主義について、その歴史的背景や現状、法体系及び具体的施策について行なった調査をまとめたものである。

同じ移民の国でも、南の隣国アメリカ合衆国の場合は「人種のルツボ」と言われるのに対し、カナダの場合は「人種のモザイク」と言われるのは、実に、カナダの多様文化主義の政策が反映されているからである。カナダは、その建国から多様文化社会を目指していたわけではなかったが、イギリス系とフランス系による「二民族、二文化、二言語」による共存を連邦制の基本としていたことを省みると、異なった文化を受け入れると言う「多様文化主義」の萌芽は既にこの時からあったと見るべきだろう。もっとも、今日のように民族や文化が多様化したのは、60年代後半の移民法改定により移住申請者を出身国によって差別をしない「移民開放政策」が実施されてから顕著になったが、実に多様な民族、文化、人種、習慣、宗教等がカナダの日常の顔となった。

しかし、多様文化主義を進めるということは、同時に、民族や文化、人種、習慣、宗教等に基づいた差別と闘うことでもあり、人権擁護的要素の強い極めて政治的な政策である。このため、政治家の人権に対する深い理解と強力な「政治的意志」が無ければ実施は困難であり、人権問題に対する政治家の政治姿勢が国民から問われる政策でもある。カナダが国連の人権に係わる分野で先進的な役割を果しているのは、このような現実が反映しているものと言える。

1991年にアンガス・リード社が行なった世論調査では、多様文化主義はカナダの文化をより豊かなものにしていると考えている国民は77%もあり、民族的・文化的に多様な社会の方が、新しく発生する問題を解決する能力を持つと考えている国民は65%にもなる。このように、カナダの多様文化主義は国民から絶大なる支持を得ており、同じ多民族の国家でも、多様性を認めない国よりも積極的に多様文化主義を進める国の方が、民族間・人種間の軋轢は少なく平和的であり、人権にも敏感であるという研究結果もある。

ボーダーレス時代を迎え、多様な民族、人種、文化を擁するカナダから、その対極にある日本が学ぶべき点は多い。本報告書が、多様化する時代の要請に的確に対応しなければならない地方公共団体の参考となれば幸いである。

# 調査について

## 1. 調査の目的

カナダの多様文化主義についてその歴史、現状、法体系、具体的施策等を調査し、多民族、多人種、多文化、多言語、多宗教社会の多様文化保護主義及び強化政策を理解する。

## 2. 調査の範囲

本調査における調査の範囲は、多様文化主義に関連して、人口動態の面から民族構成、エスニック・コミュニティー、法体系、及びメトロトロントにおける具体的施策とした。

## 3. 調査の方法

本調査は、カナダ統計局の国勢調査資料、連邦政府、州政府及びメトロトロント政府が発行している様々な出版物を基に行なった。また、現場に出向いての写真撮影も行っている。

## 4. 「民族」の分類について

カナダの多様文化主義を語るとき、それは単に「様々な文化」の事を言っているのではなく、それらの文化を生んだ様々な民族、人種、出身国等と文化が具現化された言語、宗教、習慣等を総合して言われる。「民族」の定義は、民族学や文化人類学によれば「人種(身体的特徴)・言語・文化・宗教・居住地等に多くの共通点をもつ社会的集団」とされていたが、最近では本人または本人達のアイデンティティが重要なポイントとなっている。つまり、本人が「自分はX民族である」という自覚を持ち、また、X民族集団がそれを受け入れれば、その人は「X民族」に属してしまう。一方、「人種」の定義も様々になっており、現代では人種の定義付けそのものに意味がないと考えられている。

本報告書では、カナダ社会の多様性を概観するのにカナダ国勢調査を基にしているが、いわゆる「民族（エスニシティ）」を明確に定義しているわけではなく、出身国（地域）であったり、言語であったり、あるいは人種であったりしている。従って、本報告書における「民族」の分類を理解する場合は、それぞれの図表ごとの凡例を参考にして頂きたい。

# 目 次

まえがき

調査について

## 第一章 カナダの歴史

第一節 国家誕生前のカナダ .....	1
第二節 カナダの移民政策の歴史 .....	2
第三節 トロントの変遷 .....	4

## 第二章 多民族社会の概観

第一節 人口構成 .....	5
1 カナダの民族構成の現状 .....	5
2 オンタリオ州の民族構成 .....	8
3 メトロトロントの民族的多様性の現状 .....	16
第二節 エスニックのコミュニティー .....	23
1 メトロトロントの民族・人種別居住地域 .....	23
2 エスニックの街 .....	24
第三節 エスニック・コミュニティーの状況 .....	34
1 コミュニティー団体の数と種類 .....	34
2 コミュニティー団体の活動内容の事例 .....	52
3 メトロキャラバン .....	55

## 第三章 多民族社会に対応する法体系

第一節 自由と権利の憲章 .....	60
第二節 カナダ人権法 .....	65
1 人権法の目的 .....	65
2 追放すべき差別 .....	65
第三節 カナダ多様文化主義法 .....	69
1 カナダ多様文化主義法の目的 .....	69
2 カナダ多様文化主義法の精神 .....	69

3	多様文化主義の政策	71
<b>第四節</b>	<b>オンタリオ州法</b>	<b>73</b>
1	人権法前文	73
2	第一部 差別からの自由	73
 第四章 メトロトロントの具体的対応策		
<b>第一節</b>	<b>住宅部門</b>	<b>77</b>
1	コミュニティーサービス部の多様文化・小数民族対策	77
2	住宅部門	77
3	老人住宅部門	78
<b>第二節</b>	<b>人事部門</b>	<b>79</b>
1	政策	79
2	サービスのモニター	79
3	言語	79
4	コミュニティーへの宣伝	80
5	トレーニング	80
6	他部門への支援	80
<b>第三節</b>	<b>警察</b>	<b>81</b>
1	目標と目的	81
2	施策の具体例	81
<b>第四節</b>	<b>教育</b>	<b>87</b>
1	指針策定の目的	87
2	背景	87
3	反人種差別と民族的文化的平等政策・実施計画策定のプロセスと フレームワーク	89
4	反人種差別と民族的文化的平等政策・実施のための焦点分野	93
<b>第五節</b>	<b>保健（救急車）部門</b>	<b>98</b>
1	目標	98
2	目的	98
3	実際の活動	98
4	実行のための資源	99
<b>第六節</b>	<b>翻訳・通訳部門</b>	<b>100</b>

1	翻訳・通訳局の任務	100
2	翻訳・通訳局の目的	100
3	翻訳・通訳局のサービス	100
4	その他の事業	101

## 参考文献一覧

## 巻末参考資料

## 挿入図目次

図1. カナダ人口の民族・人種構成（1991年）	6
図2. カナダの出身地域別移住者の構成（1986年、1991年）	7
図3-a. 州別出身地別移住者の構成比（1986年）	9
図3-b. 州別出身地別移住者の構成比（1991年）	10
図4. オンタリオ州人口の民族・人種構成（1991年）	13
図5. カナダ及びオンタリオ州のキリスト教を除く主な宗教信者の構成（1991年）	15
図6. メトロトロント人口の主な民族と小数民族の構成（1986年）	17
図7. メトロトロントの主な移住者の年別出身国別構成比の推移 (1968年、1987年、1988年)	19
図8. メトロトロント人口の母国語別構成比と英仏語以外の構成比（1991年）	20
図9. メトロトロント人口の英仏語を除く主な母国語別構成比（1986年）	22
図10-a. イタリア語を母国語とする居住者の地区別人口集中度	25
図10-b. ポルトガル語を母国語とする居住者の地区別人口集中度	26
図10-c. 中国語を母国語とする居住者の地区別人口集中度	27
図10-d. ギリシャ語を母国語とする居住者の地区別人口集中度	28
図10-e. ポーランド語を母国語とする居住者の地区別人口集中度	29
図10-f. イディッシュ語を母国語とする居住者の地区別人口集中度	30
図10-g. ウクライナ語を母国語とする居住者の地区別人口集中度	31
図10-h. スペイン語を母国語とする居住者の地区別人口集中度	32
図10-i. インド・イラン語を母国語とする居住者の地区別人口集中度	33
図11. 主なエスニック・コミュニティーセンターの地図上の位置	51
図12. 1994年のメトロキャラバン参加パビリオンの地図上の位置	59
図13. カナダ権利と自由の憲章	64

## 挿入表目次

表1. 州別出身地別移住者の数（1986年時点と1991年時点）	11
表2. 州別出身地別移住者の構成比（1986年時点と1991年時点）	12
表3. カナダ及びオンタリオ州の主な宗教信者数とその構成比（1991年）	14
表4. メトロトロントの母国語別市別人口（1986年）	21
表5. 1994年のメトロキャラバン参加パビリオン	58
表6. 政策及び実施モデルのフレームワークの例	90



# 第一章 カナダの歴史

カナダにおける多様文化主義を理解する場合、この背景となるカナダの移民政策の歴史から始める必要がある。本報告書の最初の章では、カナダの移民政策の歴史を簡単に振り返る事にする。

## 第一節 国家誕生前のカナダ

現在のカナダに当たる北米大陸の北方には、後にヨーロッパ人から「インディアン（イヌイットを含む）」と呼ばれるようになる様々な部族が、既に数千年にも渡って住み着いていたことは既に知られているが、かれらが「カナダ史」の上に登場するのは、1534年にフランス王フランソワ一世の命令で航海してきたジャック・カルティエが会ってからであると言われる。

この「インディアン（以降、先住民）」が住んでいた北アメリカ大陸に最初に住み着いたヨーロッパ人は、フランス人であった。その後1759年のイギリス人による征服以降、イギリス人が本格的に「カナダ」の地に定住を始めた。こうして、「カナダ」は、建国（コンフェデレーション）に到るそれまでの百年間で、イギリス系の支配（植民地）によるフランス系との「二民族・二言語」の基盤を作り上げていくのである。もちろん、建国以前からこの二民族以外の民族も定住はしていたが、人口の1割にも満たない数では到底建国への影響力を持つべくもなかった。カナダは、1867年コンフェデレーション（連邦制）の国として建国を果し、カナダは今年（1995年）で建国128年を迎える若い国であるが、しかし、最後に連邦制に加わった州はニューファンドランド州で1949年まで待たなければならなかつた。因みに、1867年と言えば、日本では江戸幕府が崩壊し大政奉還がなった年である。

## 第二節 カナダの移民政策の歴史

カナダ移民政策の歴史を振り返るに当たり、ここではメトロトロントが出した報告書「メトロトロントの民族的、人種的及び言語的人口の構成と影響(The Composition and Implications of Metropolitan Toronto's Ethnic, Racial and Linguistic Populations)」から引用してみよう。

全てのカナダ人は、先住民を除き、移住者かもしくは移住者の子孫である。カナダがイギリスの植民地であった頃から、そして、その後国家としての建国を果した後も、カナダへの定住を望む者の移住は連綿と続いたが、それは、カナダが人口の拡大を目指し労働者の確保を引き続き図った事がその主な理由である。カナダへ移住して来た人々は、母国を追われるようにして来た人もあれば、一攫千金を夢見て自発的に移住した人もある。前者は、政治的、経済的、あるいは他の社会的原因でやむなく移住し、後者は、将来のカナダに望みを託して移住した人々である。

カナダにおいて、その経済成長と国家の発展の為に移民政策は無くてはならないものであった。即ち、カナダの移民政策は、結局のところ、国内の労働需要を満たすための「外国人労働者の輸入」と言う側面を持っていたのである。それは、初期においては農民の需要であったし、後には技能(低技能及び高技能)労働者や起業家の需要へと変わっていく。

最近の人口動態調査の結果を見ると、現在でも移民はカナダの成長に欠かせない要素となっており、現在のカナダの出生率から計算すると、2千5百万人程度の人口を維持するだけでも年間に少なくとも17万5千人の移民を受け入れる必要がある。従って、カナダ政府は、今後の人口成長を促すため、1992年から1995年までの移民年間受け入れ数を25万人にまでに増やすことを発表した。(しかし、1995年は国内の経済的理由から、下降修正して20万前後となる模様である。)

カナダの成長が移民政策に大きく左右される状況の中、初期の大規模な移民は殆どイギリスやフランス、及びアメリカ合衆国からに限られていた。後に、その他のヨーロッパからの移民も受け入れるようになったが、それは、先の三国の次に「好ましい」民族だったからである。ヨーロッパ人やアメリカ人は、世界においては人口的に少数派であるにもかかわらず、第二次世界対戦直後のカナダでは彼らが人口の85%を占めていた。アフリカやアジア、ラテンアメリカ及びカリブ諸国からの移民は最も「好ましくない」とされ、彼らの移民を最小限にすることも移民政策の一つであった。このような国や民族による「差別的」移民政策は、1960年代まで続くが、1962年そして1967年には移民政策が大幅に改定された。即ち、国によってあからさまに移民選択の差別をしてはならなくなつたのである。

「ポイント制」が導入され、移民選考において「出身国」以外の要素が考慮されるようになったが、実際には出身国による民族的差別意識が働いて、特定の国からの移住申請者は公平に選考されなかった、と言う批判もある。いずれにせよ、この移民政策の改定によって、アフリカ、アジア、ラテンアメリカ及びカリブ海諸国からの移民が大幅に増加した。

この移民法の改定は、結果的にカナダの民族的、人種的及び言語的構成に大きな影響をもたらした。とりわけ、移住者が好んで定住するオンタリオ州、なかんずくメトロトロントでその現象が顕著に現われ始めたのである。

### 第三節 トロントの変遷

19世紀の後半は、トロント地区の人口のほとんどがイギリス系であった。1911年までは、トロント地区（国勢調査地区）の1割以下がそれ以外の民族であった。しかし、1941年までには、イギリス系以外の民族は22%にまで増え、1951年にはそれが31%に、1961年には39%、1971年には43%、1981年には54%、そして1986年には過半数を大幅に上回る61%にまで増加した。（メトロトロントに限ると、この割合はさらに上昇する。第二章の第一節参照）

カナダの移民政策が改定され、また、後にカナダが多様文化主義を打ち出してからは、トロントの少数民族のコミュニティーは成長を始めた。1970年代に最も顕著に増加したのは東アジアと西インド諸島からの移民である。また、最近ではアフリカ系及びラテンアメリカ系のコミュニティーが、東南アジア系のコミュニティーと並んで大きく成長している。人種的少数派と言われる人々は、1961年にはほとんど無視できるほどの人口しか無かったのが、1986年には約21%にまで伸びている。最近の移住者のうち約71%が発展途上国（いわゆる第三世界）からで、これにより、今後も少数民族の増加傾向は続くものと見られている。

このように、世界中からの移住者がメトロトロントに引き続き定住することにより、メトロトロントの民族的構成が変わっていくと同時に、それぞれの民族毎に空間的コミュニティーを形成している。詳しくは、第二章の第二節を参照して頂きたいが、イタリア人居住区や中国人居住区、ギリシャ人居住区等は特に顕著な例である。

このように、カナダが引き続き移民を受け入れれば、トロントの人口は引き続き増加し、イギリス系やヨーロッパ系以外の移民が増加するに従い、トロントの民族構成は大きく変化し多様化していくだろう。そして、その変化にあわせて公共部門も変わっていかなければならず、住民の多様文化や多様言語のニーズに応え、社会的変化に対応することが、トロントの議会や政策執行部門に引き続き課せられた課題である。

## 第二章 多民族社会の概観

この章では、カナダ全国及び各州における多様民族・多様文化の現状を、統計資料を基に概観すると共に、特に、オンタリオ州とメトロトロントに焦点を当ててさらに詳しく検討してみる。

### 第一節 人口構成

#### 1 カナダの民族構成の現状

民族別人口構成を見る場合、現在カナダに住んでいる全ての国民及び永住者の民族・人種的背景から見る場合と、移住者（移住一世）の出身地域で見る場合がある。

##### 1) カナダの民族・人種構成

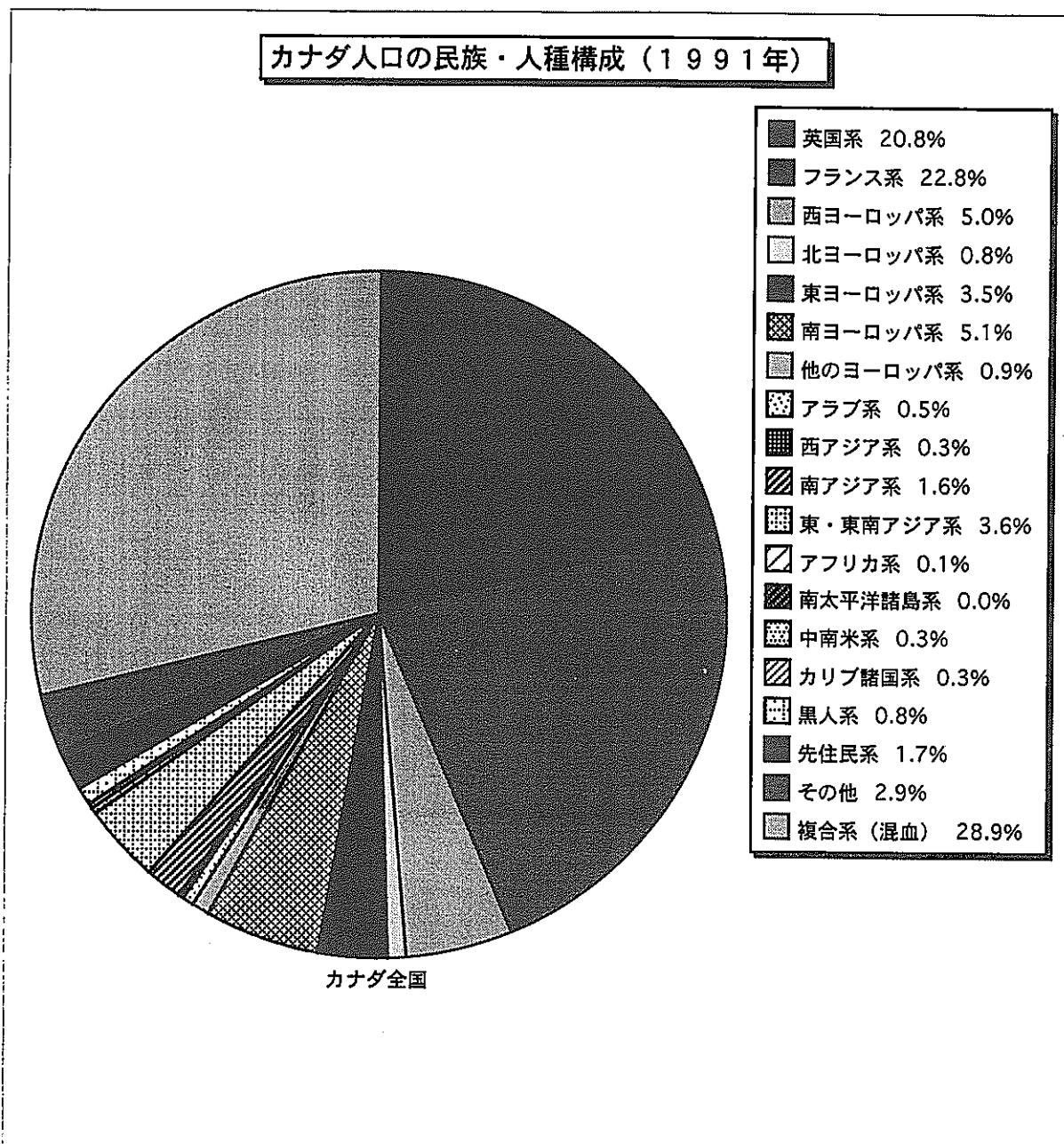
カナダに住んでいる国民又は永住者は、先住民を除いて、全ての人が移住者かその子孫であるが、そのカナダ人口を民族・人種別にその構成比を見たのが図1である。この図を見て分かるとおり、人口の4分の1以上は「複合系（混血）」で28.9%にもなっている。それ以外のいわゆる「単一民族系」では、「フランス系」が最も多く22.8%、次が「英國系」で20.8%で、この二つの「民族」だけで43.6%を占めてしまう。これ以外の「民族」では「南ヨーロッパ」の5.1%、「西ヨーロッパ」の5.0%が目立っており、「ヨーロッパ」全体では（英仏系除く）15.3%にもなる。アジアからは「東・東南アジア系」が多く3.6%で、「東ヨーロッパ」の3.5%と並ぶ。また、アジア系全体では5.5%に達する。

##### 2) 出身地域別移住者の構成

次に、移住者（移住一世）の出身地域別構成を全国及び州別に見てみよう。図2は、カナダ全国の移住者の出身地域別構成比を1986年と1991年とで比較して見たものである。この図で明らかなことは、1986年には全体の63.9%を占めていた「ヨーロッパ」出身者の構成比が、1991年には54.4%と大幅に下がっていることである。また、「アメリカ合衆国」からの出身者も1986年の7.4%から1991年には5.7%と下がっている。

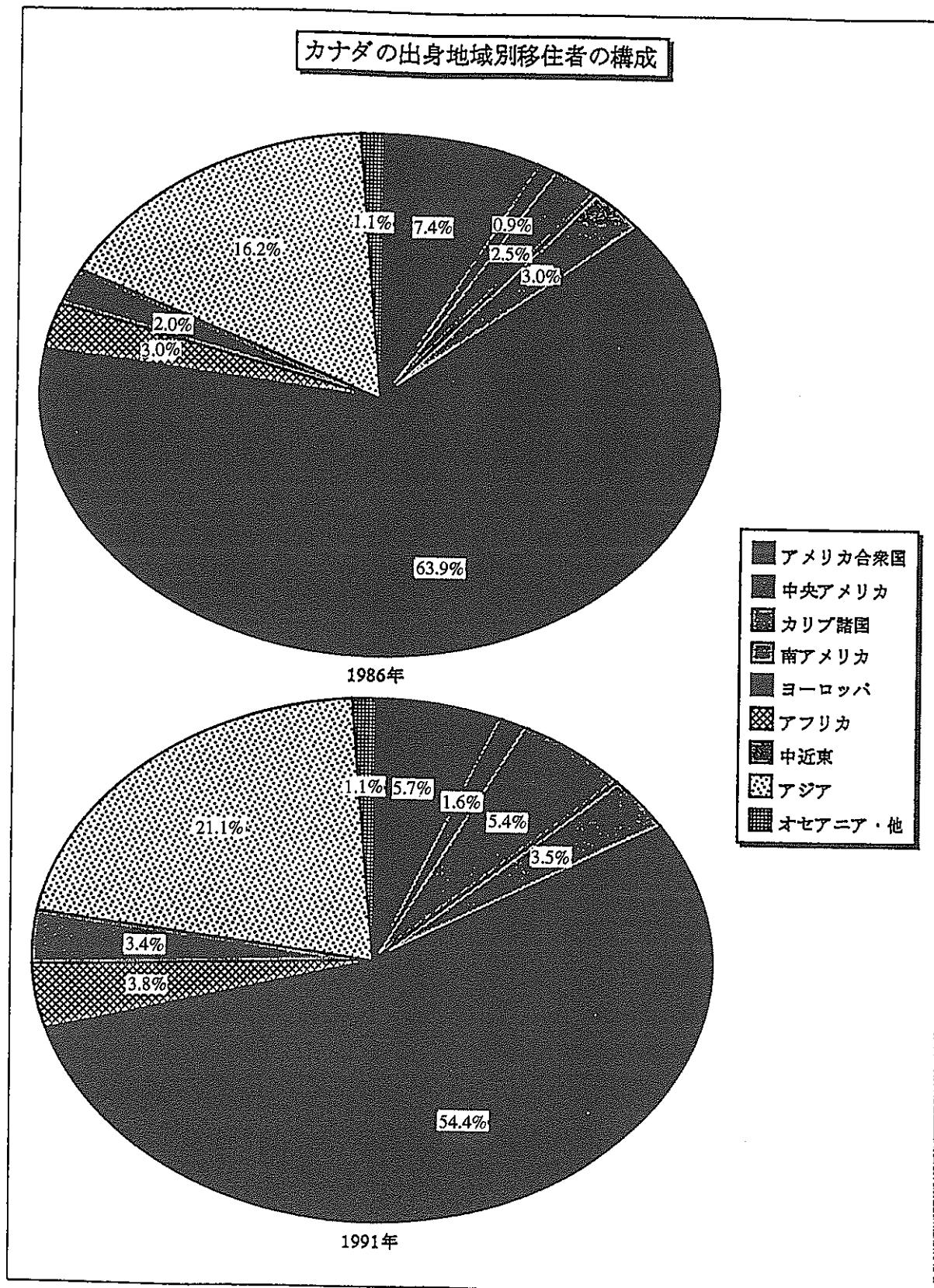
一方、これと好対照なのが「アジア」出身者で、1986年には16.2%であったのが1991年には21.1%にまで構成比が上がっている。また、「カリブ諸国」からの出身者も大幅に構成比を拡大し、1986年の2.5%から1991年には倍以上の5.4%となっている。その他の出身地域の移住者もその構成比を拡大しており、アメリカやヨーロッパからの移住者の構成比が

図1. カナダ人口の民族・人種構成(1991年)



資料：カナダ国勢調査(1991年)

図2. カナダの出身地域別移住者の構成（1986年、1991年）



資料：カナダ国勢調査

下がって、ますます民族の多様性が進みつつあると言える。

次に、州別の推移であるが、これは図3 a及び図3 bそして表1及び表2に示した。全国的な傾向であった「アメリカ合衆国」と「ヨーロッパ」からの移住者の相対的減少と「アジア」からの移住者の増加は、特にオンタリオ州やブリティッシュコロンビア州、アルバータ州、ケベック州、マニトバ州等、いわゆる「富める州」に見られる。これらの州は大きな都市を持つ州で、アジアの移住者はこの様な都市へ集中的に移住しているようである。

## 2 オンタリオ州の民族構成

ここでは、民族・人種による構成と、宗教の面の二つに見方でその構成を見てみよう。

### 1) 民族・人種構成

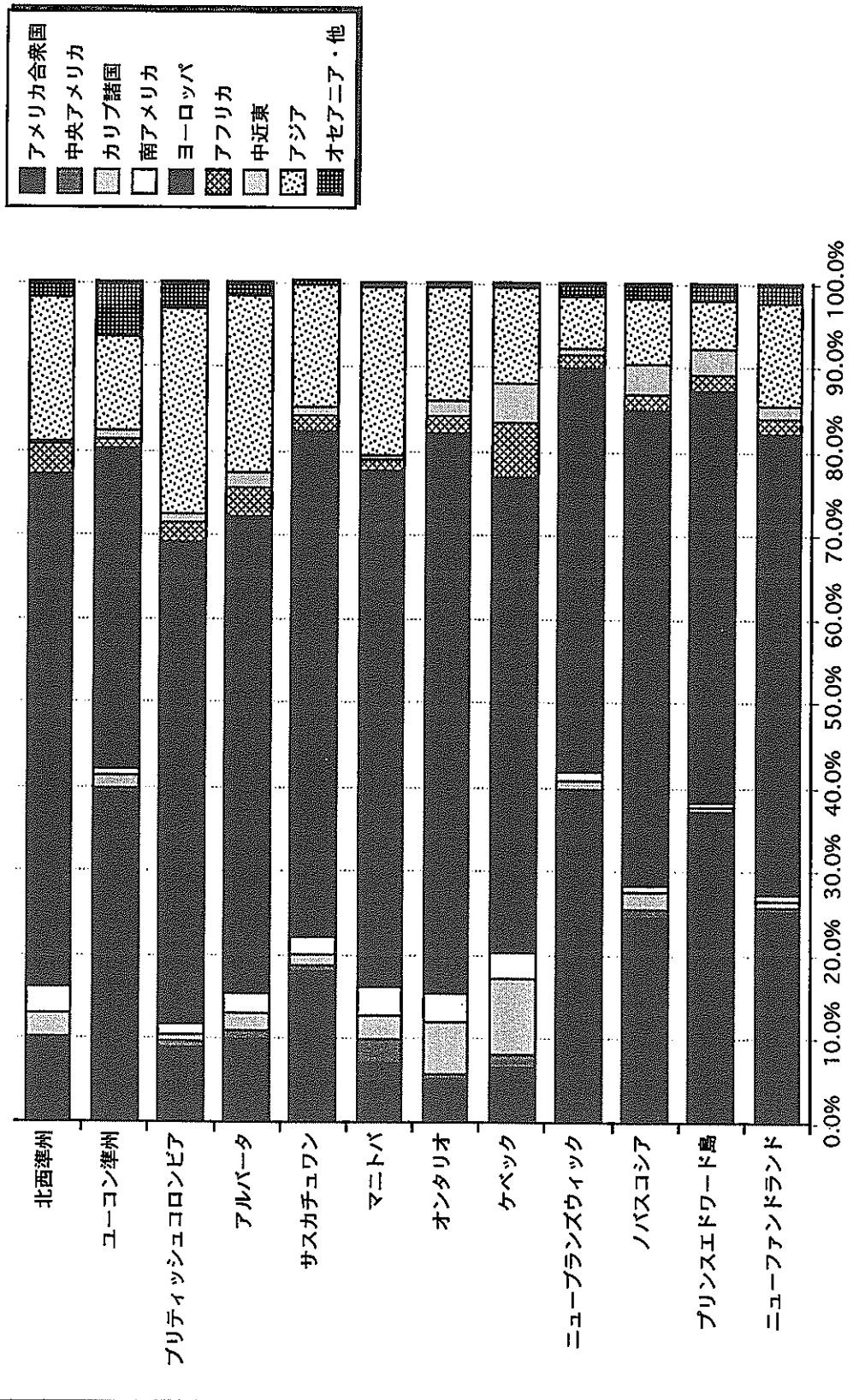
オンタリオ州の民族・人種構成を、前述の1の1)で見たカナダ全国の場合と同じ分類で見てみよう(図4)。同州の場合、「複合系(混血)」は3分の1に当たる32.9%であり、実に3人に1人は「単一民族の血統」ではないのである。これは注目に値する。では、「単一民族」の系統はどうだろうか。やはり、「英國系」が一番多く4分の1の25.4%となっているが、特徴的なのは「フランス系」が僅かに5.3%しかいないことである。その他「南ヨーロッパ系」が9.0%、「西ヨーロッパ系」が5.0%、「東・東南アジア系」が4.5%、「東ヨーロッパ系」が3.9%等となっているのが比較的多い民族である。しかし、図を見ても分かるとおり、一番多い「英國系」でさえ4人に1しかおらず、どの「単一系民族」も過半数を占めるには程遠いほど、同州の民族・人種構成は実に多様化している。

### 2) 宗教信者で見る構成

多様文化を見る一つの切り口として「宗教」がある。表3で見るとおり、カナダはキリスト教信者が多く、全体の83%以上を占めてしまう(カソリック、プロテスタント及び正教会)。オンタリオ州の場合も同じ傾向で、キリスト教信者が82%弱である。では、キリスト教以外の宗教はどうであろうか。図5はキリスト教を除く主な宗教信者の構成であるが、これによると「ユダヤ教」信者が一番多く31.1%、次が「イスラム教」信者で25.8%、三番目は「ヒンズー教」信者で18.9%、「仏教」信者は四番目で11.6%と成っている。

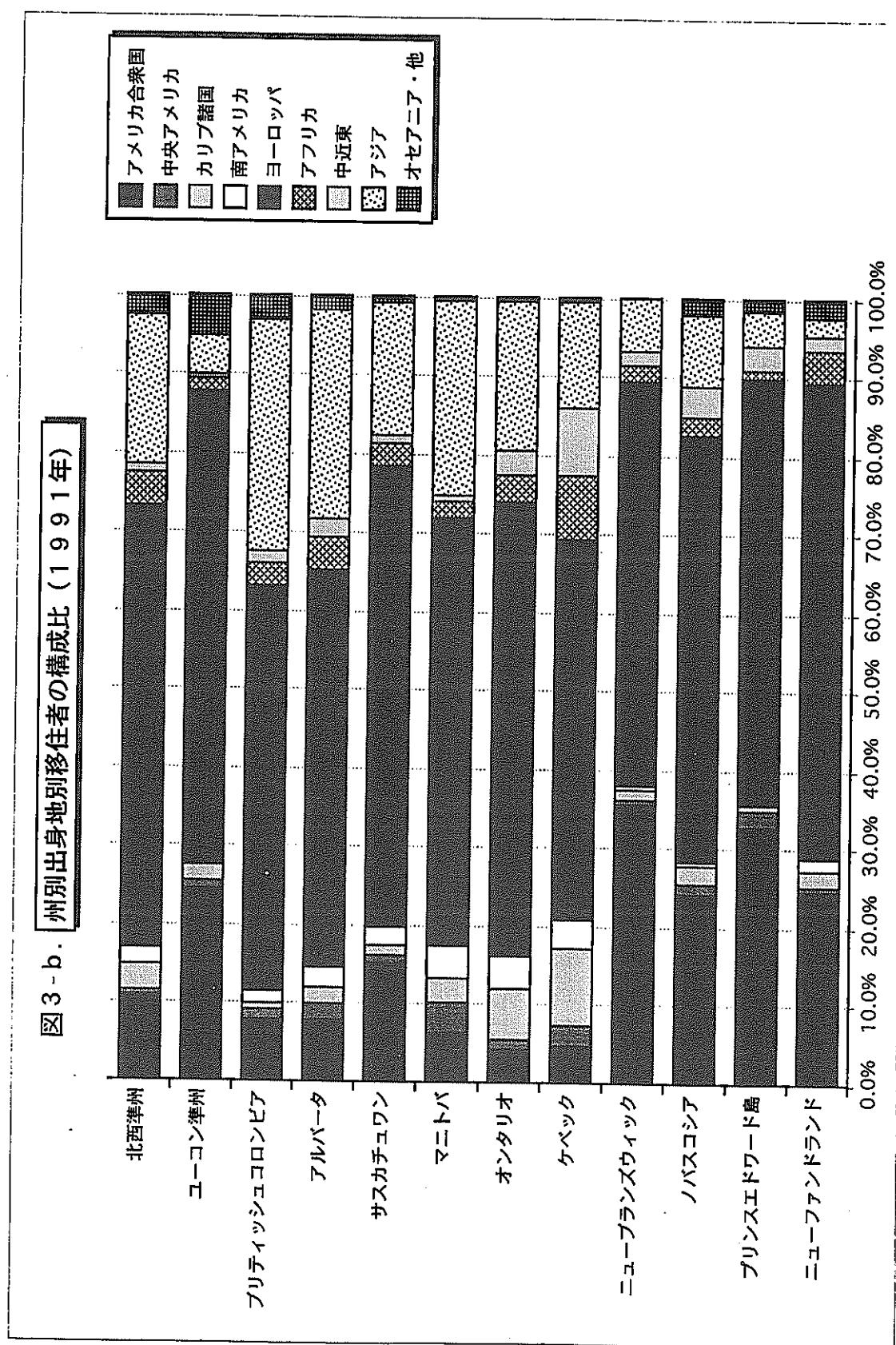
これら、少數派の宗教信者は、同州全体で見ると僅かに5.7%に過ぎないが、これらの宗教信者は身にまとうものに特徴があったり、ヨーロッパ系人から見ると「奇異」に思われるような宗教儀式があつたりするので、数の割には社会への存在感は大きい。また、比較的大きな都市に集中していることも、目立つ大きな原因であろう。

図3-a. 州別出身地別移住者の構成比(1986年)



資料：カナダ国勢調査(1986年)

図3-b 州別出身地別移住者の構成比（1991年）



資料：カナダ国勢調査(1991年)

表1. 州別出身地別移住者の数(1986年時点と1991年時点)

州名 出身地域／年	カナダ全国		ニューファンドランド		プリンスエドワード島		ノバスコシア	
	1986年	1991年	1986年	1991年	1986年	1991年	1986年	1991年
アメリカ合衆国	282030	249075	2265	1850	600	1340	9905	9485
中央アメリカ	33780	68820	25	30	0	85	355	510
カリブ諸島	93435	232520	75	160	30	30	900	830
南アメリカ	113510	150570	70	110	20	15	320	265
ヨーロッパ	2435090	2364705	4905	4525	2120	2210	22930	21200
アフリカ	114115	166170	175	310	70	40	675	880
中近東	77450	146785	125	125	135	125	1470	1590
アジア	615160	917985	1100	180	245	180	3170	3580
オセアニア・他	43270	46255	210	170	95	65	750	765
合計	3807840	4342885	8950	7460	3315	4090	40475	39105
州名 出身地域／年	ニューブランズウィック		ケベック		オンタリオ		マニトバ	
	1986年	1991年	1986年	1991年	1986年	1991年	1986年	1991年
アメリカ合衆国	10660	8385	34755	27775	106210	98130	10065	8480
中央アメリカ	40	135	7310	15905	14165	30280	4200	5740
カリブ諸島	330	260	47940	56965	125705	153825	3880	4325
南アメリカ	220	113	16930	22535	73505	101155	5000	5515
ヨーロッパ	12985	12116	297980	287520	1387325	1372260	87660	75770
アフリカ	405	500	34975	46290	47210	78190	1935	2630
中近東	250	410	24630	51555	37721	72265	655	1220
アジア	1630	1565	59320	80285	277185	450440	28625	34285
オセアニア・他	445	30	3305	2370	12180	12630	845	675
合計	26965	23514	527145	591200	2081206	2369175	142865	138640
州名 出身地域／年	サスカチュワン		アルバータ		ブリティッシュコロンビア		ユーコン準州	
	1986年	1991年	1986年	1991年	1986年	1991年	1986年	1991年
アメリカ合衆国	12920	8660	36440	29635	56265	54310	665	725
中央アメリカ	530	640	3445	7685	3685	7765	5	30
カリブ諸島	875	790	8340	8480	5260	6690	30	55
南アメリカ	1190	1325	8310	9460	7855	9960	10	10
ヨーロッパ	43230	33955	209410	193540	363200	358310	645	1775
アフリカ	1370	1615	12975	15890	14540	19645	20	45
中近東	710	640	6215	9180	5525	9620	15	15
アジア	10535	9710	78305	101210	154970	202870	190	150
オセアニア・他	615	480	5310	6455	19370	22030	110	150
合計	71975	57815	368750	381535	630670	691200	1690	2955
								2835
								2795

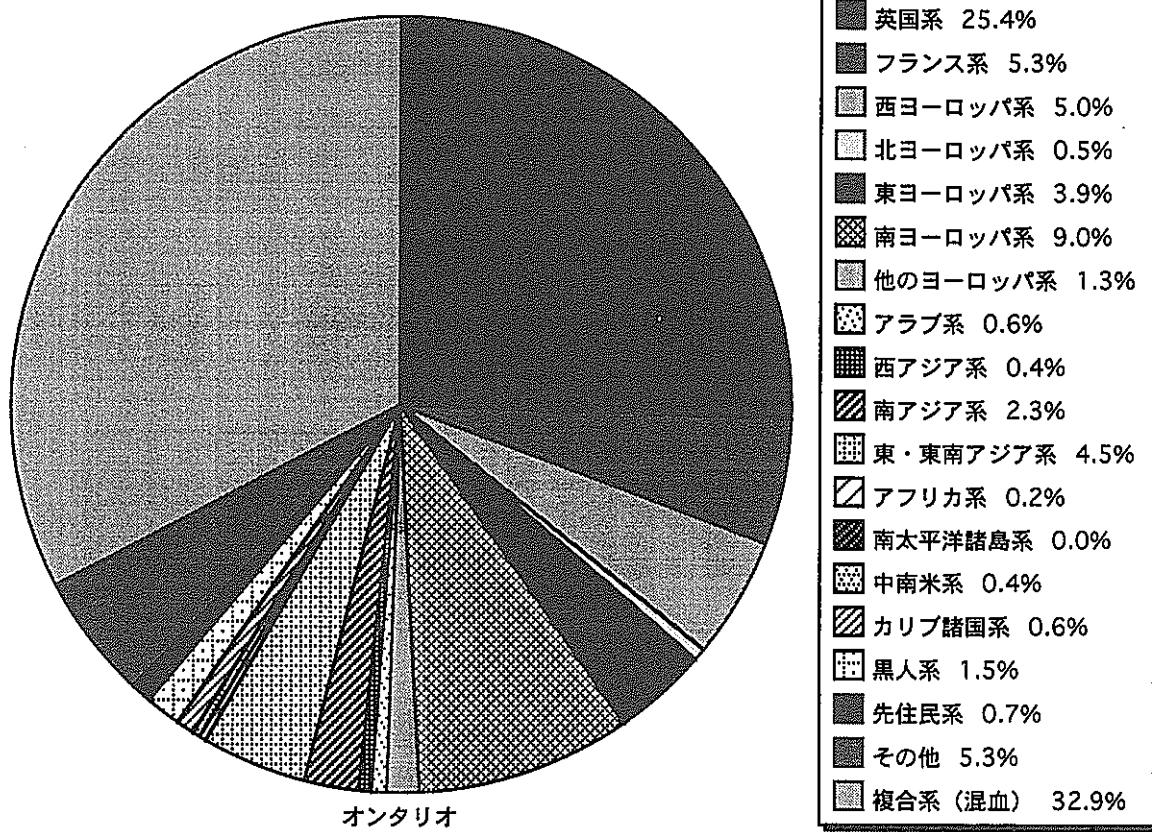
資料：カナダ国勢調査

表2. 州別出身地別移住者の構成比

年	PEI	アーバン		郊外		農村		BC		北西部州	
		アーバン	郊外								
1986年	PEI	25.3%	37.1%	24.5%	39.5%	6.6%	5.1%	7.0%	18.0%	9.9%	8.9%
	アメリカ合衆国	0.3%	0.0%	0.9%	0.1%	1.4%	0.7%	2.9%	0.7%	0.9%	10.1%
	中央アメリカ	0.8%	0.7%	2.2%	1.2%	9.1%	6.0%	2.7%	1.2%	2.3%	0.6%
	カリブ諸島	0.8%	0.5%	0.8%	0.8%	3.2%	3.5%	3.5%	2.3%	0.4%	0.0%
	南アメリカ	54.8%	49.1%	56.7%	48.2%	36.5%	66.7%	61.4%	60.1%	56.8%	57.6%
	ヨーロッパ	2.0%	1.6%	1.7%	1.5%	6.6%	2.3%	1.4%	1.9%	3.5%	3.5%
	アフリカ	1.4%	3.1%	3.6%	0.9%	4.7%	1.8%	0.5%	1.0%	1.7%	1.2%
	中近東	12.3%	5.7%	7.8%	6.0%	11.3%	13.3%	20.0%	14.6%	21.2%	0.9%
	アジア	2.3%	2.2%	1.9%	1.7%	0.6%	0.6%	0.6%	1.4%	11.2%	17.1%
	オセアニア・他									6.5%	1.6%
									3.1%		
1991年	PEI	24.8%	32.8%	24.3%	35.7%	4.7%	4.1%	6.1%	15.0%	7.8%	7.9%
	アメリカ合衆国	0.4%	2.1%	1.3%	0.6%	2.7%	1.3%	4.1%	1.1%	2.0%	24.5%
	中央アメリカ	2.1%	0.7%	2.1%	1.1%	9.6%	6.5%	3.1%	1.4%	2.2%	1.1%
	カリブ諸島	1.5%	0.4%	0.7%	0.5%	3.8%	4.3%	4.0%	2.3%	2.3%	0.5%
	南アメリカ	60.7%	54.0%	54.2%	51.5%	46.6%	57.9%	54.7%	58.7%	50.7%	51.8%
	ヨーロッパ	4.2%	1.0%	2.3%	2.1%	7.8%	3.3%	1.9%	2.8%	4.2%	60.1%
	アフリカ	1.7%	3.1%	4.1%	1.7%	8.7%	3.1%	0.9%	1.1%	2.9%	3.9%
	中近東	2.4%	4.4%	9.2%	6.7%	13.6%	19.0%	24.7%	16.8%	26.5%	1.4%
	アジア	2.3%	1.6%	2.0%	0.1%	0.4%	0.5%	0.5%	0.8%	1.7%	0.3%
	オセアニア・他									3.2%	19.1%
										5.1%	2.5%

資料：カナダ国勢調査(1991年)

図4. オンタリオ州人口の民族・人種構成（1991年）



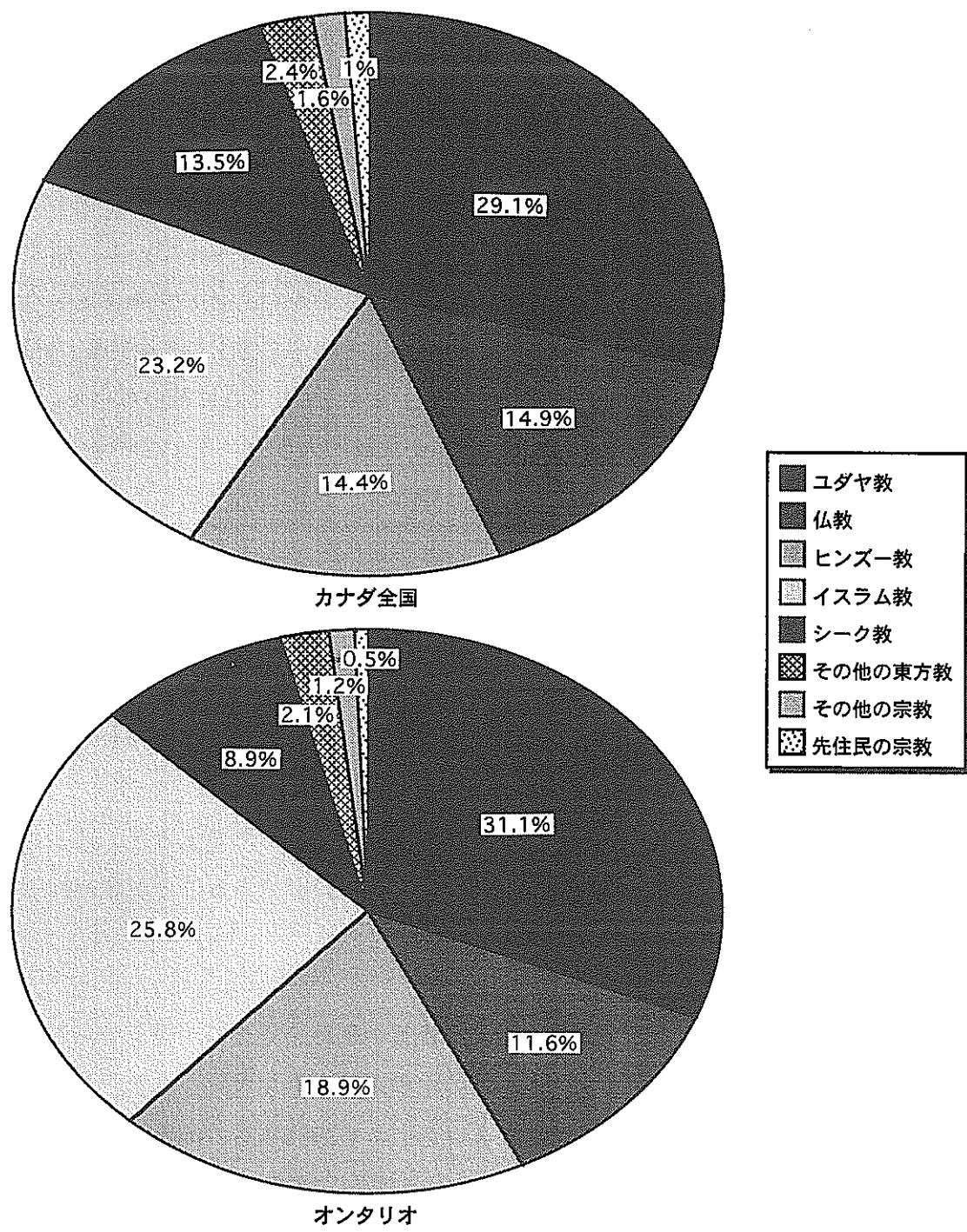
資料：カナダ国勢調査(1991年)

表3. カナダ及びオンタリオ州の主な宗教信者数とその構成比（1991年）

	カナダ全国		オンタリオ	
	人數	構成比	人數	構成比
カソリック教	12335255	45.70%	3544515	35.53%
プロテスタント教	9780710	36.23%	4428305	44.38%
東方正教会	387395	1.18%	187910	1.88%
ユダヤ教	318070	1.18%	175640	1.76%
仏教	163415	0.61%	65325	0.65%
ヒンズー教	157015	0.58%	106705	1.07%
イスラム教	253260	0.94%	145560	1.46%
シーコ教	147440	0.55%	50085	0.50%
その他の東方教	26325	0.10%	11950	0.12%
その他の宗教	17315	0.06%	6755	0.07%
先住民の宗教	10840	0.04%	2780	0.03%
無宗教	3386365	12.54%	1247640	12.51%
その他	10635	0.04%	3880	0.04%
合計	26994040	100.00%	9977050	100.00%

資料：カナダ国勢調査（1991年）

図5. カナダ及びオンタリオ州のキリスト教を除く主な宗教信者の構成（1991年）



資料：カナダ国勢調査（1991年）

### 3 メトロトロントの民族的多様性の現状

メトロトロントの民族的多様性についても、これまでと同じ分類方法、即ち、民族的構成、移住者の出身国別構成、言語的構成の三つの要素で見てみよう。

#### 1) 民族的構成

メトロトロントの民族的構成（図6）を見ると、「英國系」が4分の1の25.4%を占め、オンタリオ州全体での構成比と全く同じであるが、「複合系（混血）」がやはり4分の1の25.7%であり、これはオンタリオ州全体の32.9%よりかなり低くなっている。残りの50%弱が「フランス系」を含むその他の民族が占めていることから、メトロトロントの人口構成がいかに多様性に富んでいるかが分かる。しかし、その中でも「イタリア系」が9.4%と他を大きく引き離しており、二番目には「中国系」が4.9%でこれに続いている。さらに、「ユダヤ系」の4.0%、「ポルトガル系」の3.3%が比較的大きなコミュニティーである。

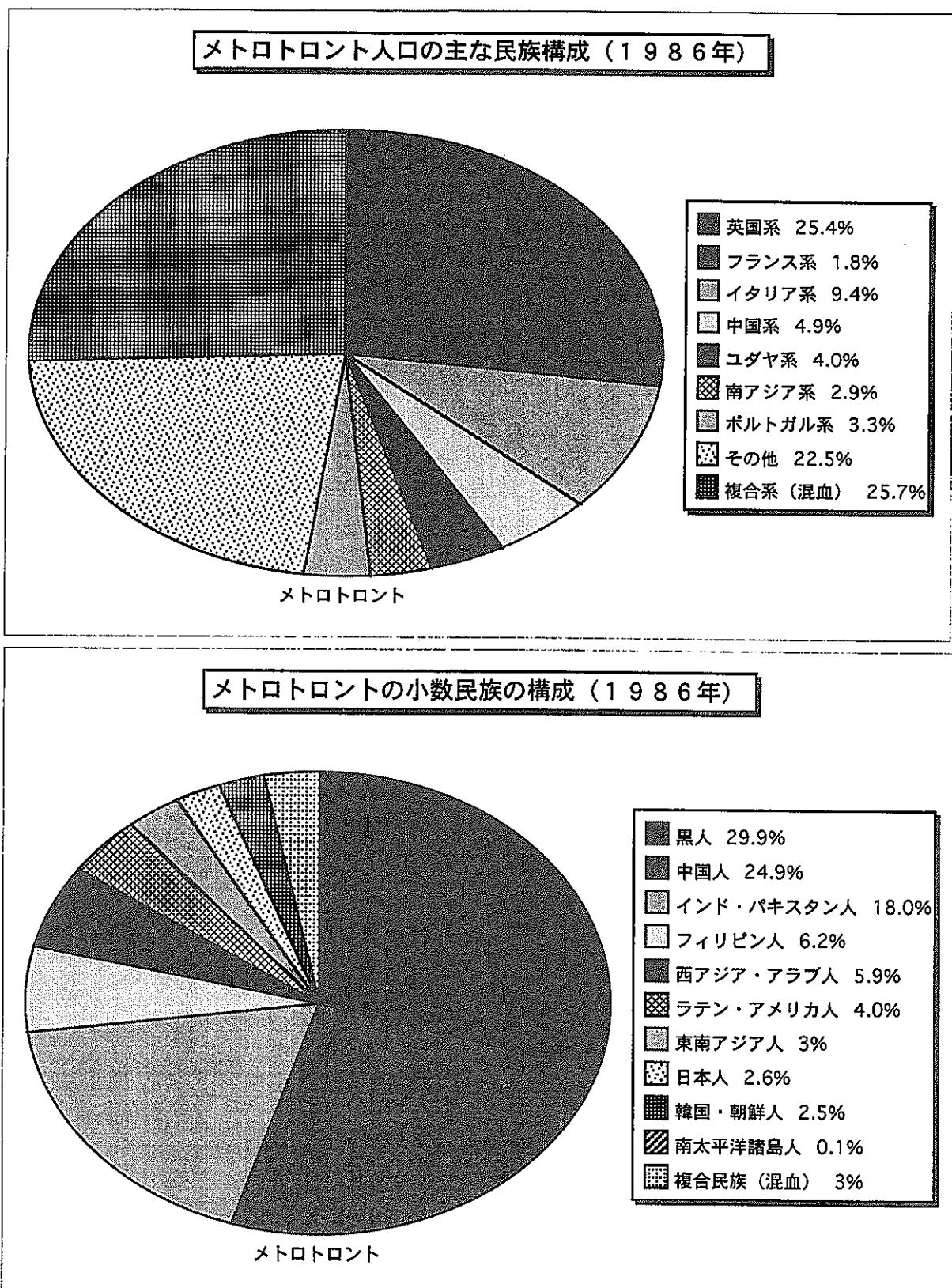
一方、ヨーロッパ系の「白人」を除く、いわゆる「小数民族（一見して白人種ではないと分かる人種や民族）」の構成比を示したのが図6の下のグラフである。これによると、「黒人」の29.9%と「中国人」の24.9%を加えると過半数になってしまう。これに続く民族・人種としては「インド・パキスタン人」が18.9%、「フィリピン人」が6.2%、「西アジア・アラブ人」が5.9%、「ラテンアメリカ人」が4.0%、「東南アジア人」が3.0%等となっており、「日本人（日系人）」が2.6%で「韓国・朝鮮人（コリア人）」の2.5%と殆ど同じになっている。

尚、少数民族間の「複合民族（混血）」が僅かに3.0%であるのを見ると、メトロトロントの「複合系」民族の多くは、「白人」との「複合（混血）」であることが窺われる。

#### 2) 移住者の出身国別構成

メトロトロントへの移住者の主な出身国別構成比の推移を見たのが図7である。1968年と20年後の1988年の間には、特筆すべきいくつかの顕著な変化が見られる。その中でも、まず第1に挙げなければならないのは「イギリス」からの移住者の構成比の変化である。1968年には4割にも達していたものが、20年後の1988年に移住した人の割合は僅かに4.9%にまで下がってしまった。これは著しい低下である。また、「アメリカ合衆国」からの移住者も、1968年の13.1%から1988年には大幅ダウンの2.9%となっている。一方、これとは逆に増加した側を見ると、特に顕著なのが「香港」からの移住者で、1968年には6.5%に過ぎなかったのが、1988年では30.7%にまで増加している。また、「ポーランド」からの移住者は1968年の1.6%から1988年には8.4%と大幅に伸ばし、「フィリピン」からの移住者も1968

図6. メトロトロント人口の主な民族と少数民族の構成(1986年)



資料：カナダ国勢調査(1986年)

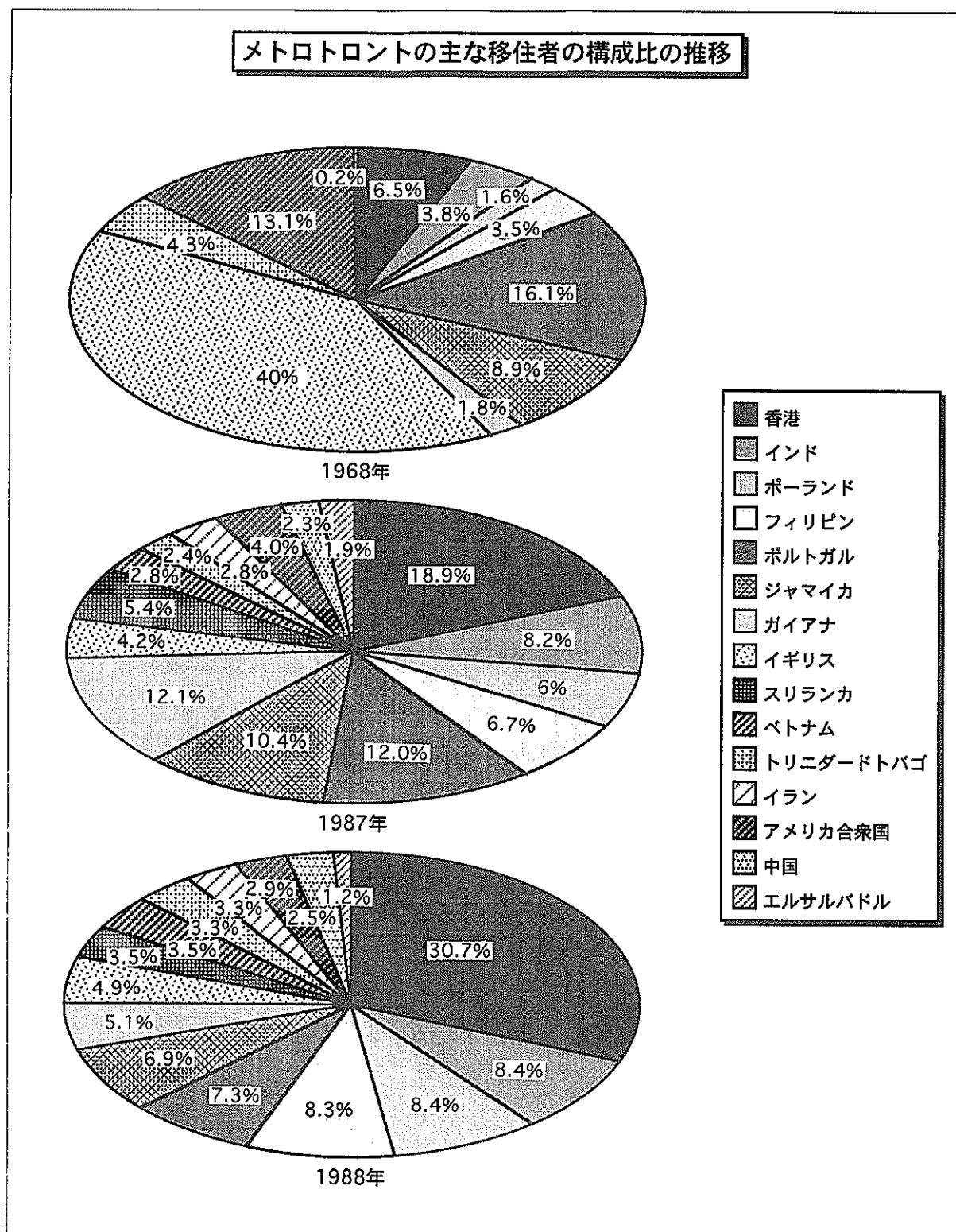
年の3.5%から1988年には8.3%までに増やしている。その他の国からの移住者も過去20年間でそれぞれ構成比を増やし、1988年に移住した移民の多様性は20年前のそれとは比較にならないほど増していることが分かる。

### 3) 言語で見る多様性

最後に、メトロトロントの民族・文化の多様性を言語（ここでは「Mother Tongue：母國語」）の面から見ることにする。図8の上のグラフはメトロトロント人口の主な母国語別構成比を表している。これによると、「英語」を母国語（複数の言語を母国語とする人は含まない。以下同じ）とする人の割合が最も多く、全体の61.2%を占める。以下、「中国語」の5.8%、「イタリア語」の5.1%、「ポルトガル語」の2.9%の順に成っている。また、図8の下のグラフは、カナダの公用語である英仏語を除いた主な母国語別構成比を表しているが、これによると「イタリア語」が15.4%、「中国語」が17.6%、「ポルトガル語」が8.7%、「ポーランド語」が5.3%、「スペイン語」が5.8%、「その他の言語」が47.1%等となっている。

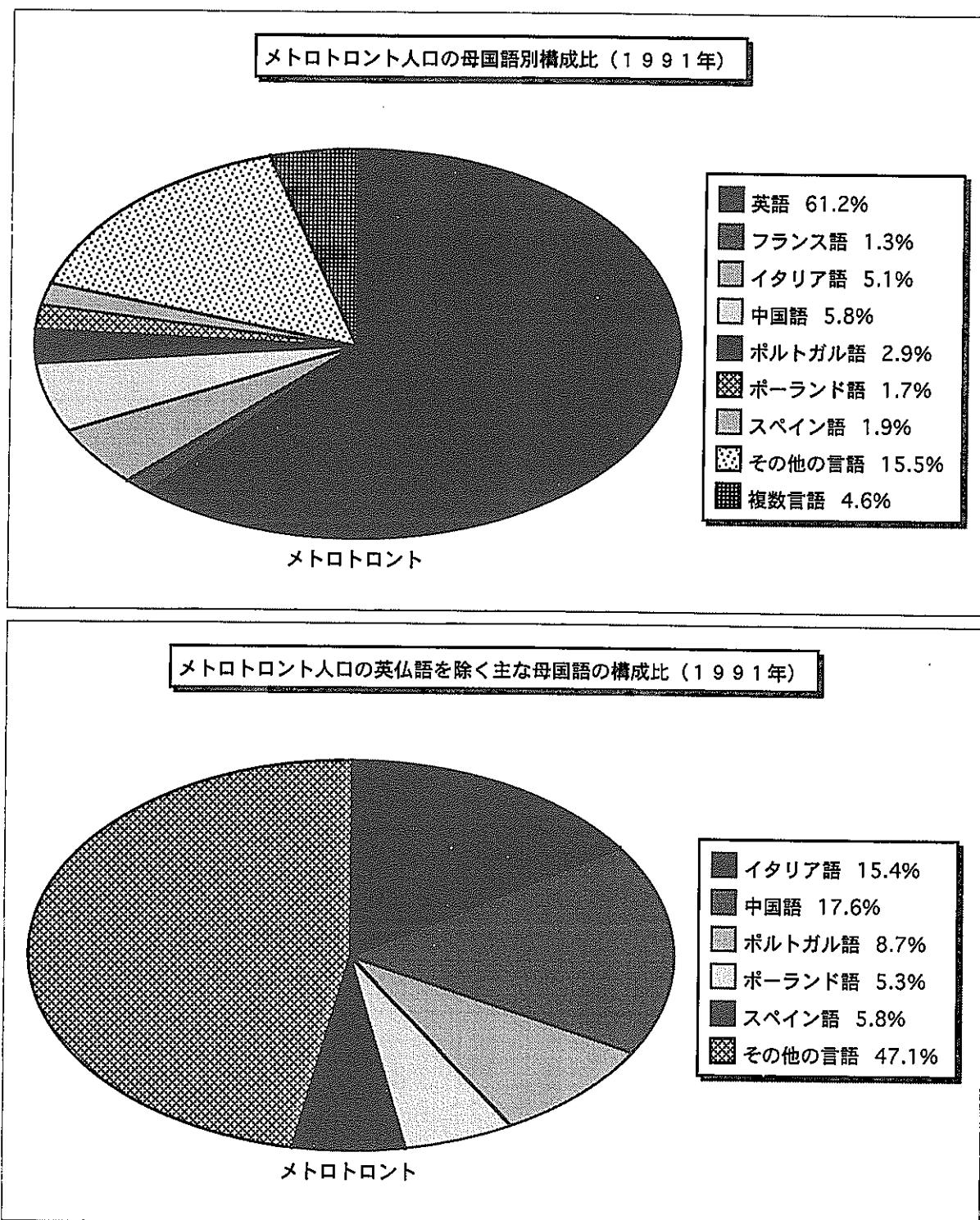
ところで、表4及び図9は英仏語を除く母国語別構成比をもう少し詳細に分類して表している（但し1986年の国勢調査結果による）。これによると「イタリア語」が24.7%となっていることから、その後の5年間で他の言語を母国語とする人口が増えたためか、構成比は先に見たとおり下がっている。いずれにせよ、この表及び図からは、メトロトロントがいかに多様な言語を有する街であるかを見て取ることができる。

図7. メトロトロントの主な移住者の年別出身国別構成比の推移



資料：The Composition and Implications of Metropolitan Toronto's Ethnic, Racial and Linguistic Populations

図8. メトロトロント人口の母国語別構成比と英仏語以外の構成比(1991年)



資料：カナダ国勢調査(1991年)

表 4. メトロトロントの母国語別市別人口 (1986年)

Mother Tongue LANGUE MATERNELLE	TOTAL	Municipalities/MUNICIPALITÉS					
		TORONTO	NORTH YORK	SCARBOROUGH	ETOBICOKE	YORK	EAST YORK
Total/TOTAL	2,192,720	612,290	556,300	484,675	302,975	135,400	101,085
Single Response/REPONSES UNIQUES	2,067,225	578,885	519,740	461,515	285,315	125,855	95,915
English/ANGLAIS	1,428,820	379,020	340,375	357,020	204,160	77,410	70,825
French/FRANÇAIS	27,585	9,515	6,600	5,730	3,155	1,345	1,245
Non-official/NON-OFFICIELLES							
Arabic/ARABE	6,580	930	2,645	1,720	940	155	195
Baltic Languages/LANGUES BALTES(1)	7,560	3,190	1,295	850	1,430	540	260
Chinese/CHINOIS	80,830	33,555	16,950	21,565	2,985	1,770	4,020
Croatian/Serbian etc./CROATE, SERBE, ET/CC(2)	17,220	3,865	2,995	2,195	5,955	1,605	615
Czech, Slovak/TCHEQUE, SLOVAQUE	6,635	2,120	1,530	840	1,550	395	210
German/ALLEMAND	32,415	8,120	7,930	7,910	5,545	1,655	1,255
Greek/GREC	40,150	10,420	8,770	10,540	2,035	2,705	5,675
Indo-Iranian/INDO-IRANIENNES(3)	30,645	5,075	9,825	7,895	4,835	1,110	1,900
Punjabi/PENDJABI	7,880	1,140	2,435	1,370	2,375	400	155
Italian/ITALIEN	139,085	25,050	59,525	13,725	20,150	17,905	2,720
Korean/CORÉEN	8,360	1,950	2,420	1,960	1,310	450	265
Macedonian/MACEDONIEN	8,710	995	1,565	4,550	510	170	915
Magyar/Hungarian)/MAGYAR(HONGROIS)	15,120	4,375	5,725	1,625	1,665	1,220	500
Netherlandic/NEERLANDAIS(4)	6,630	1,705	1,755	1,535	1,150	240	245
Polish/POLONAIS	29,490	10,725	5,335	2,345	8,220	2,250	620
Portuguese/PORTUGAIS	58,665	42,950	3,280	2,575	3,280	6,110	475
Spanish/ESPAGNOL	24,695	7,110	9,330	2,260	2,960	2,595	445
Tagalog, Filipino/TAGAL, PILIPINO	12,335	3,065	2,515	4,295	1,240	305	915
Ukrainian/UKRAINIEN	22,425	8,225	2,215	1,730	7,855	1,990	420
Vietnamese/VIETNAMIAIN	7,485	4,540	1,405	460	285	640	155
Yiddish/YIDDISH	8,860	1,130	7,135	50	45	495	10
Multiple Response/REPONSES MULTIPLES	125,495	33,405	36,555	23,160	17,655	9,555	5,170

(1) includes Latvian &amp; Lithuanian /COMPREND LETTON ET LITUANIEN

(2) includes Croatian, Serbian, Serbo-Croatian, Slovenian &amp; Yugoslavian N.I.E./COMPREND CROATIE, SERIE SERBO-CROATE, SLOVENE ET YUGOSLAVIE N.I.A.

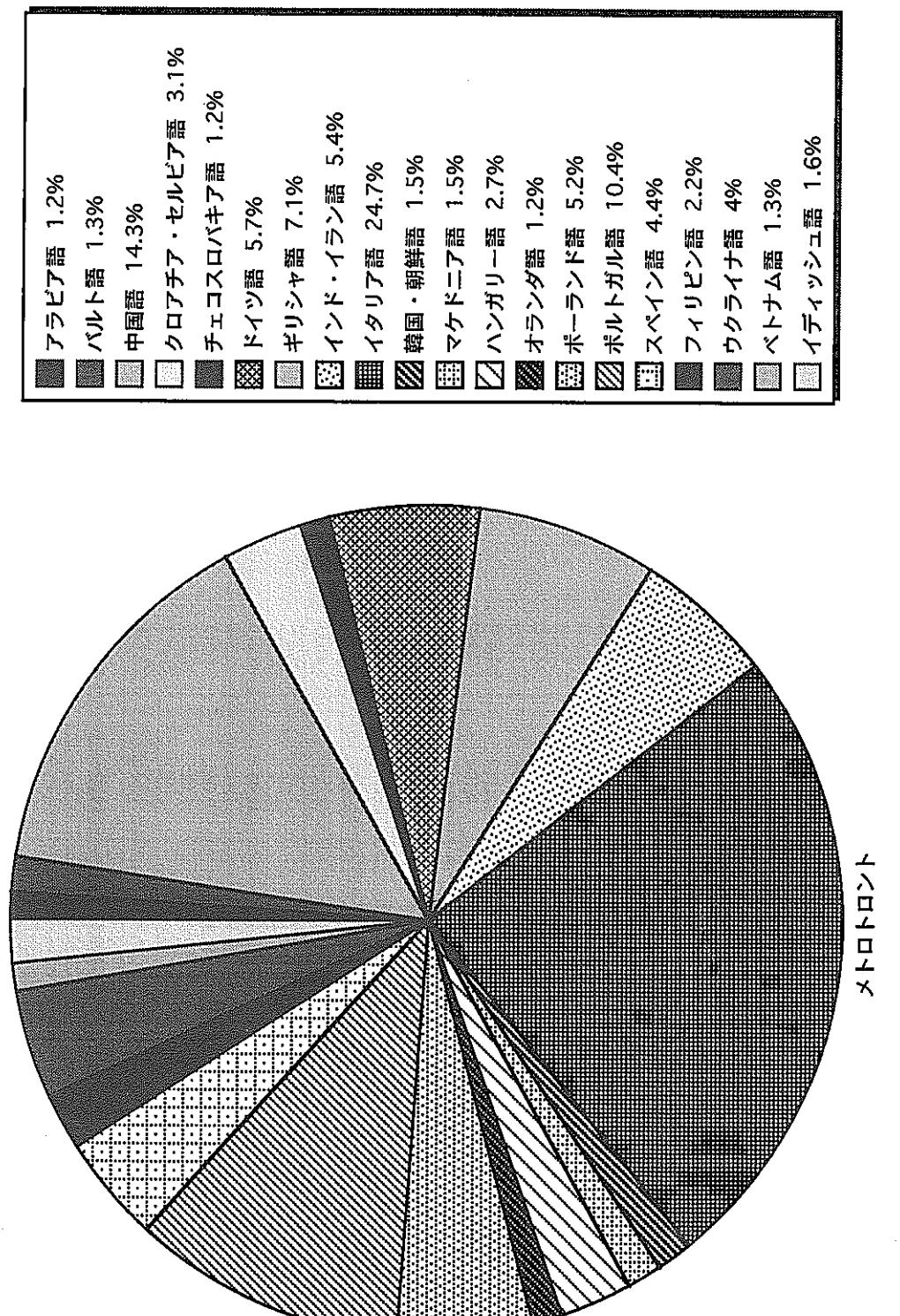
(3) includes Persian, Hindi, Punjabi, Urdu, Bengali-Sinhalese &amp; Indo-Iran. N.I.E./COMPREND PERSAN, HINDI, PENDJABI, OURDOU, MENGALL-SINHALAISI; &amp; INDO-IRAN. N.I.A.

(4) includes Dutch, Frisian &amp; Flemish / COMPREND NEERLANDAIS, FRISON ET FLAMAND

1986 Census, Statistics Canada / RECENSEMENT DE 1986, STATISTIQUE CANADA 出所 : MOTHER TONGUE ATLAS OF METROPOLITAN TORONTO, VOLUME 3, 1986

Ministry of Citizenship, Ontario

図9. メトロトロント人口の英仏語を除く主な母国語別構成比（1986年）



資料：カナダ国勢調査(1986年)

## 第二節 エスニックのコミュニティー

この節では、メトロトロントの主なエスニックのコミュニティーを、その地域的な居住区を地図上で見ることで把握し、さらに写真で主なエスニックの街・通りを見てみよう。

### 1 メトロトロントの民族・人種別居住地域

メトロトロントの民族・人種別居住地域を示す資料として、これを第一節の3の3)で紹介した「母国語」別に集中居住地域を地図上に落としたのが図10-a~iである。

#### 1) イタリア人居住区 (図10-a)

イタリア語を母国語とする人々が集中して居住している地域は、メトロトロントの北西の比較的広い地域である。特に、ノースヨーク市の西側に多く、居住者の2人に1人から3人に1人という集中ぶりである。

#### 2) ポルトガル人居住区 (図10-b)

ポルトガル語を母国語とする人は、メトロトロントの中央南からやや西側のトロント市の一箇所にほぼ集中している。ここでも、イタリア人居住区同様に居住者の2人から3人に1人とかなり集中している。

#### 3) 中国人居住区 (図10-c)

中国語を母国語とする人々も、先のポルトガル人の場合と同じように、メトロトロントの中央南からやや西側の一箇所に殆ど集中しており、ポルトガル人居住区の東側に隣り合って暮らしている。中国人の場合、世界の他の都市でも見られるように、いわゆる「中華街(中国人街)」を形成するので、一見して中国人が集中して住んでいることが分かる。この地区では、3人から2.5人に1人が中国語を母国語としている。

#### 4) ギリシャ人居住区 (図10-d)

ギリシャ語を母国語とする人々は、メトロトロントのほぼ中央南に集中して居住している。彼らの場合も、狭い地区に集中して住んでおり、8人から5人に1人がポルトガル語を母国語とする人々である。

#### 5) ポーランド人居住区 (図10-e)

ポーランド語を母国語とする人々は、メトロトロントの南西に集中し、ポルトガル人居住区の西隣になっている。最も集中している地区では10人から5人に1人がポーランド語を母国語とする人々である。

#### 6) ユダヤ人（イディッシュ語を母国語とする）居住区（図10-f）

イディッシュ語を母国語とするユダヤは、メトロトロントの中央北からやや西側の狭い地域に集中している。最も集中している地区では10人から8人に1人がイディッシュ語を母国語とする人々である。

#### 7) ウクライナ人居住区（図10-g）

ウクライナ語を母国語とする人々は、メトロトロントの南西に集中し、ポーランド人居住区の西隣になっているが、ほぼ居住区を共有している。最も集中している地区では14人から7人に1人がウクライナ語を母国語とする人々である。

#### 8) スペイン人居住区（図10-h）

スペイン語を母国語とする人は南米出身者もいるので、厳密に言えば「スペイン人居住区」とは言えないが、いずれにせよメトロトロントの北西に集中し、イタリア人居住区に挟まれるような形で存在している。最も集中している地区では16人から8人に1人がスペイン語を母国語とする人々である。

#### 9) インド・イラン人居住区（図10-h）

インド・イラン語を母国語とする人々が集中して居住している地域は、メトロトロントに比較的分散しているが、メトロトロントの中心からやや東側のイーストヨーク市の一地区が目立つ。最も集中している地区では16人から10人に1人がインド・イラン語を母国語とする人々である。

## 2 エスニックの街

ここでは、前述したエスニックの居住区又は街を次頁以降に写真で紹介する。イタリア人街、ポルトガル人街、韓国人街、ギリシャ人街、インド人街、中国人街の順で紹介する。この中で、韓国人街は、必ずしも韓国人居住区と一致しているわけではなく、レストランやお店を出している通りが「韓国人街」として知られているのである。

図10-a. イタリア語を母国語とする居住者の地区別人口集中度

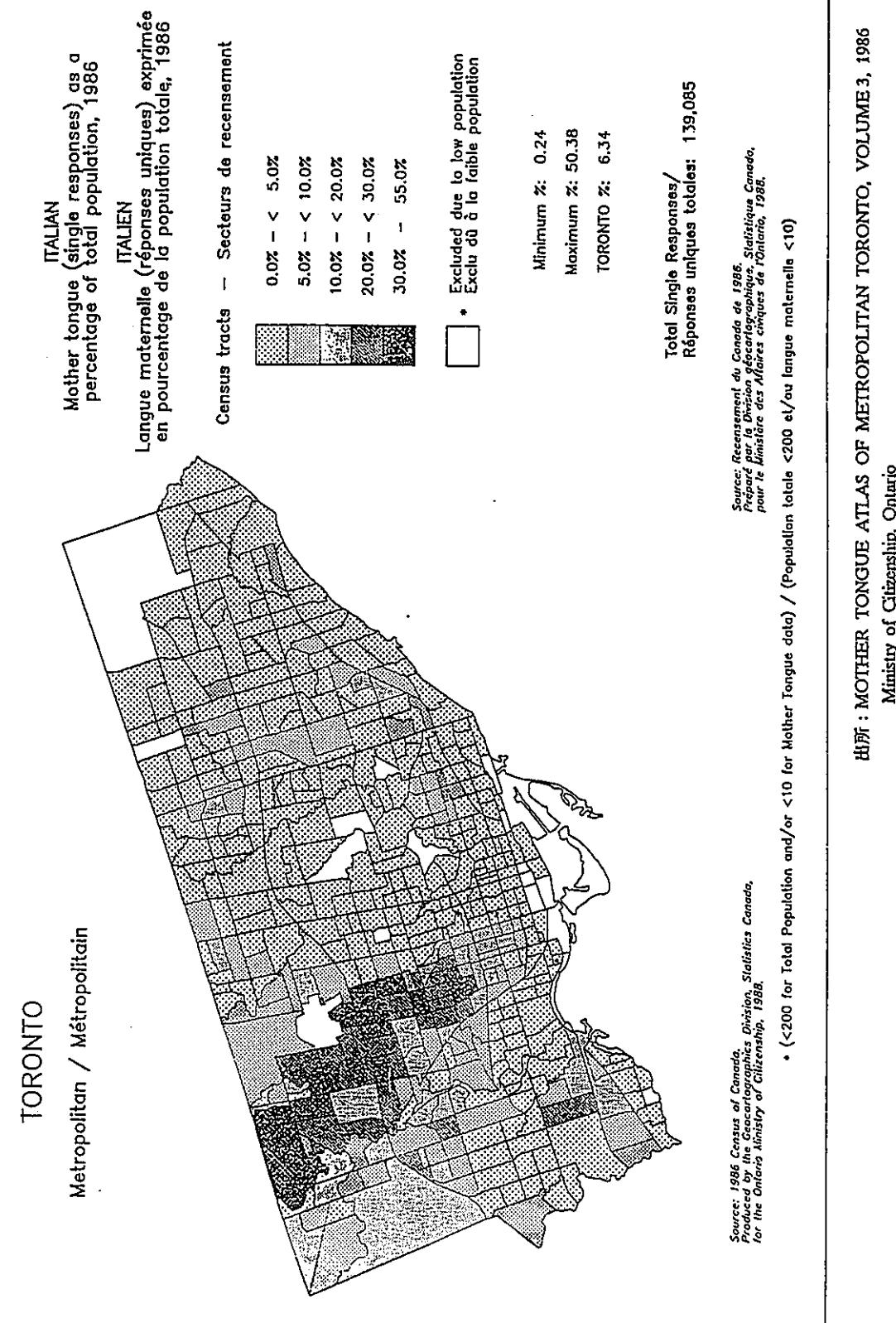
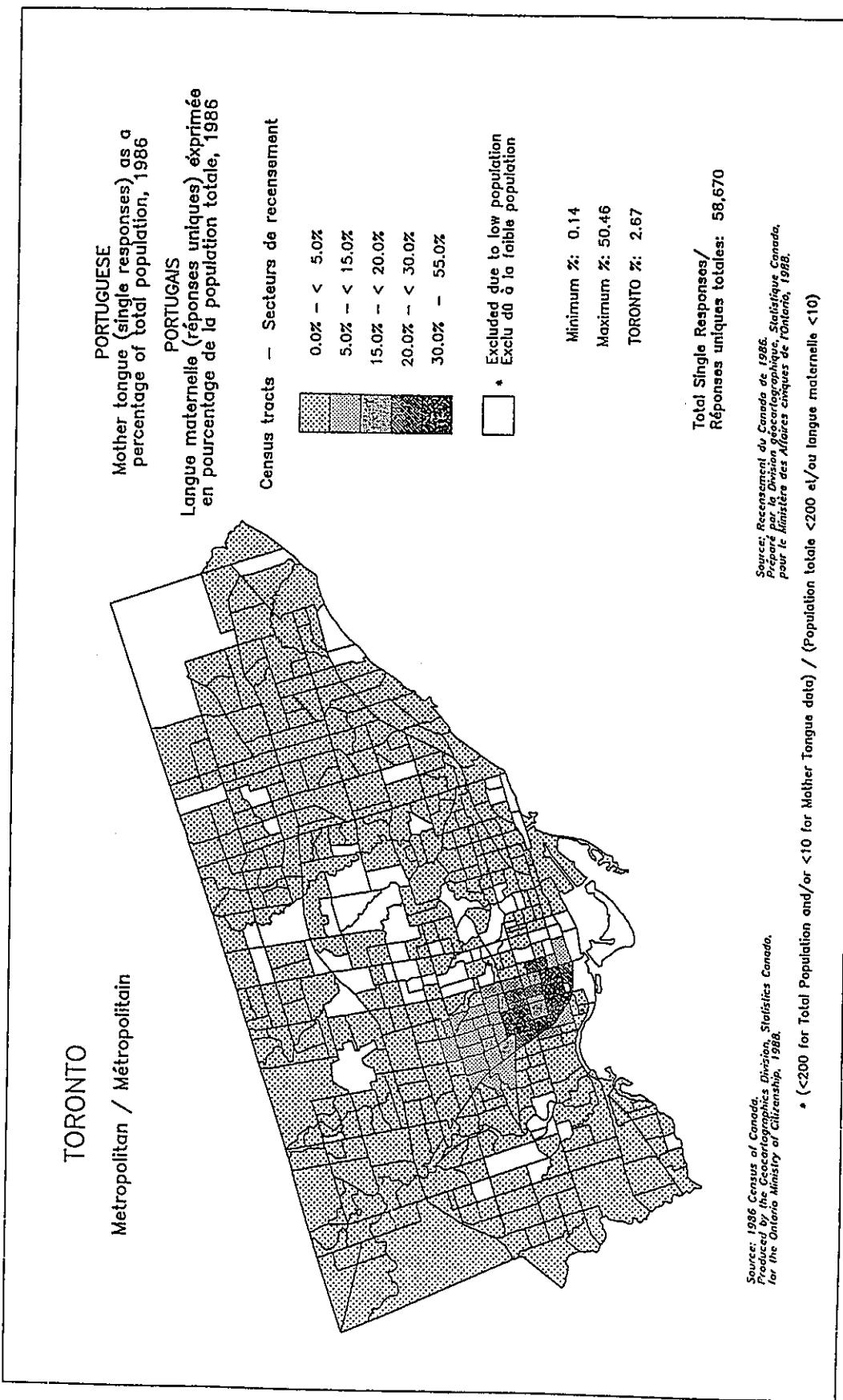
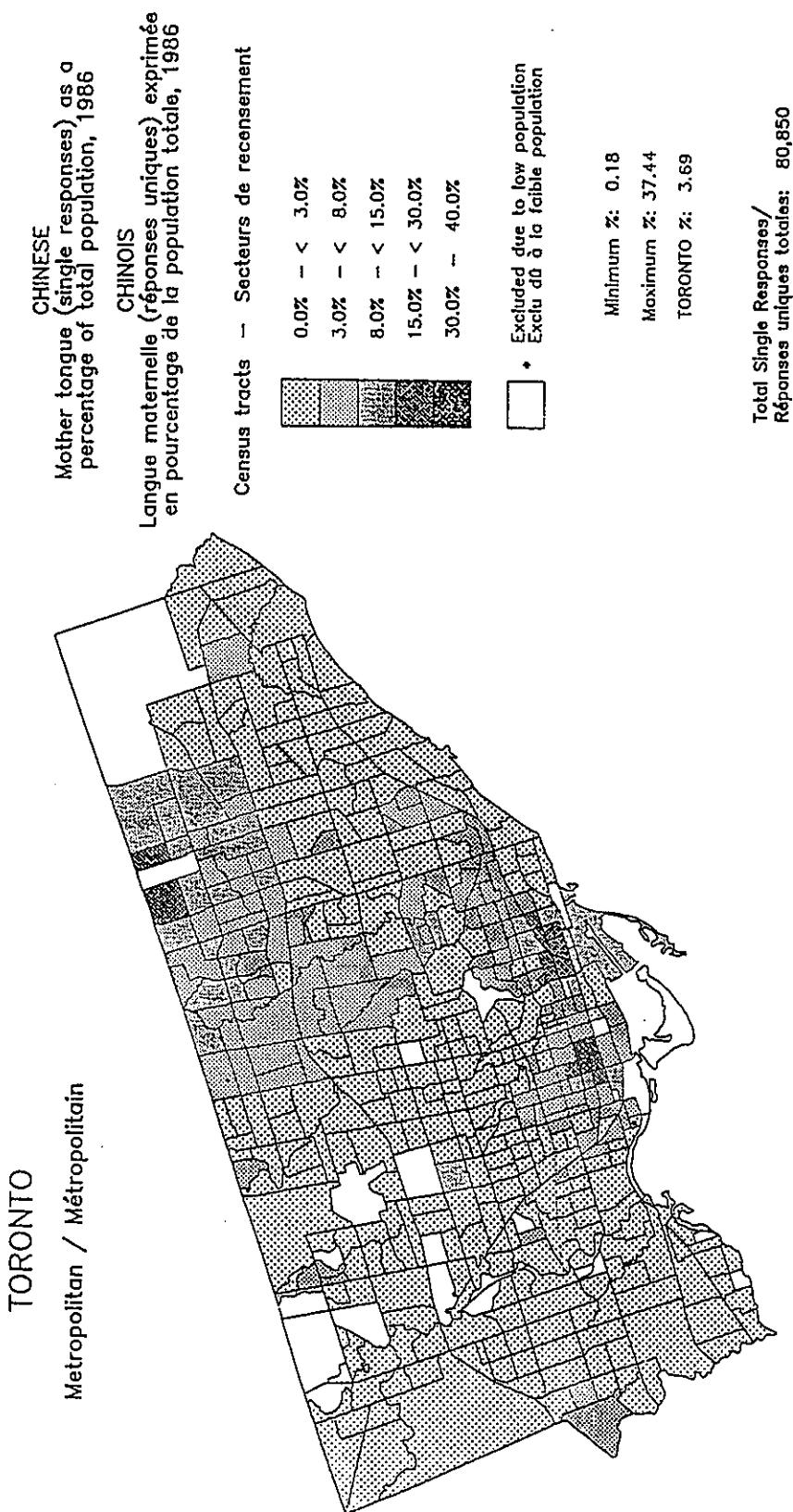


図10-b. ポルトガル語を母国語とする居住者の地区別人口集中度



出所: OTHER TONGUE ATLAS OF METROPOLITAN TORONTO, VOLUME 3, 1986  
Ministry of Citizenship, Ontario

図10-c. 中国語を母国語とする居住者の地区別人口集中度

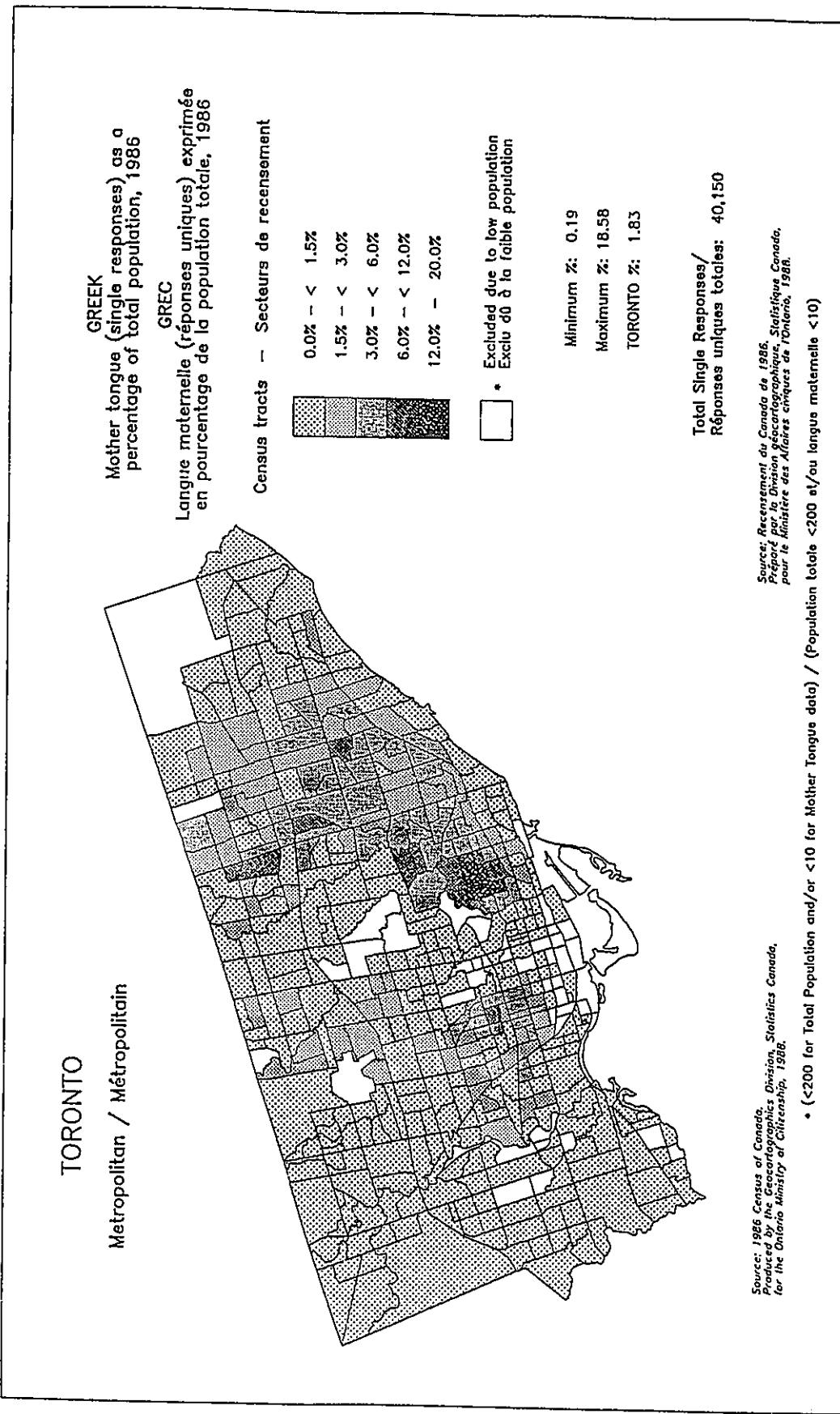


Source: Recensement du Canada de 1986.  
Produit par la Division géographique, Statistique Canada,  
pour le Ministère des Affaires étrangères et du Développement international, 1988.

- (<200 for Total Population and/or <10 for Mother Tongue data) / (Population totale <200 et/ou langue maternelle <10)

出所 : MOTHER TONGUE ATLAS OF METROPOLITAN TORONTO, VOLUME 3, 1986  
Ministry of Citizenship, Ontario

図10-d. ギリシャ語を母国語とする居住者の地区別人口集中度



出所 : MOTHER TONGUE ATLAS OF METROPOLITAN TORONTO, VOLUME 3, 1986  
Ministry of Citizenship, Ontario

図10-e. ポーランド語を母国語とする居住者の地区別人口集中度

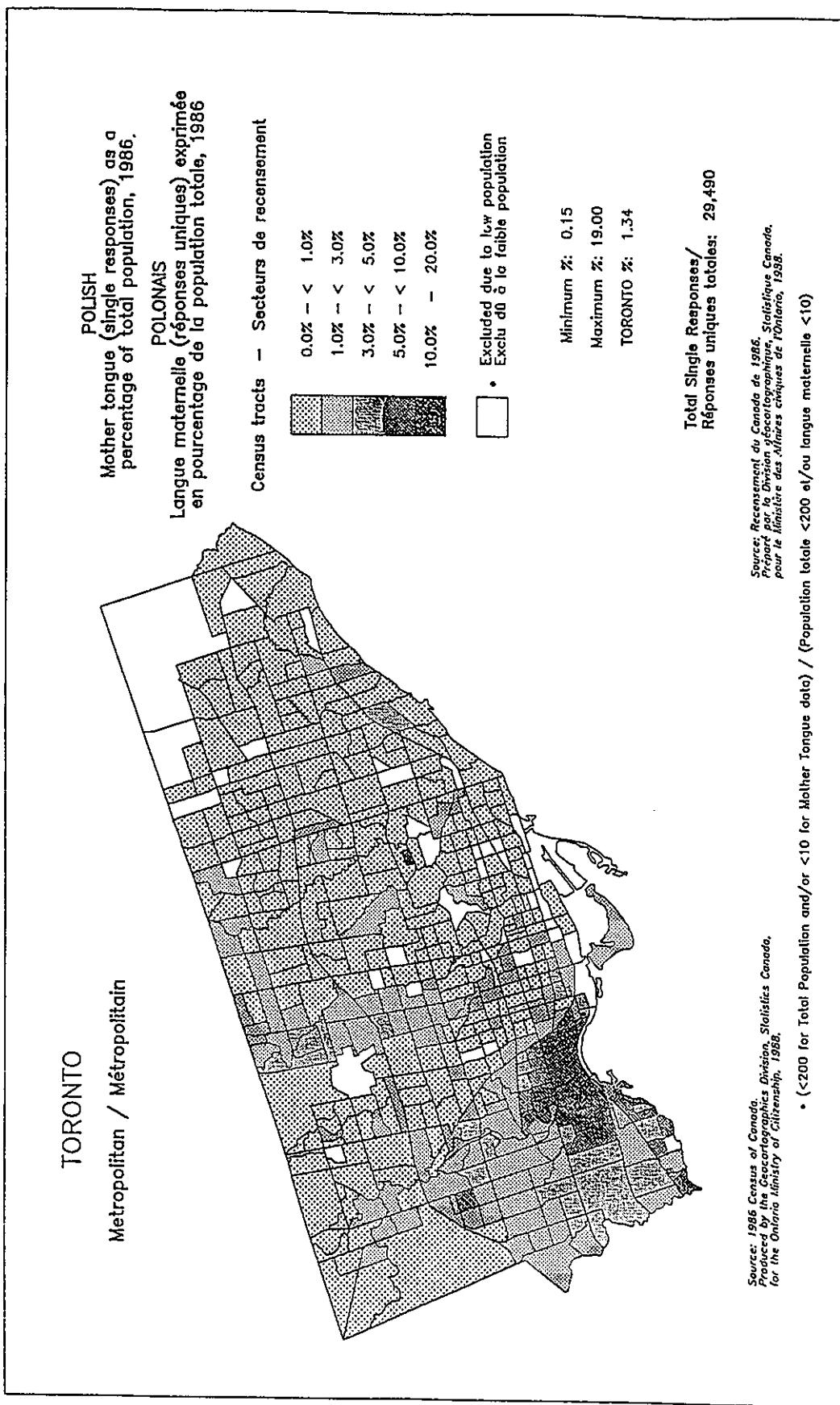
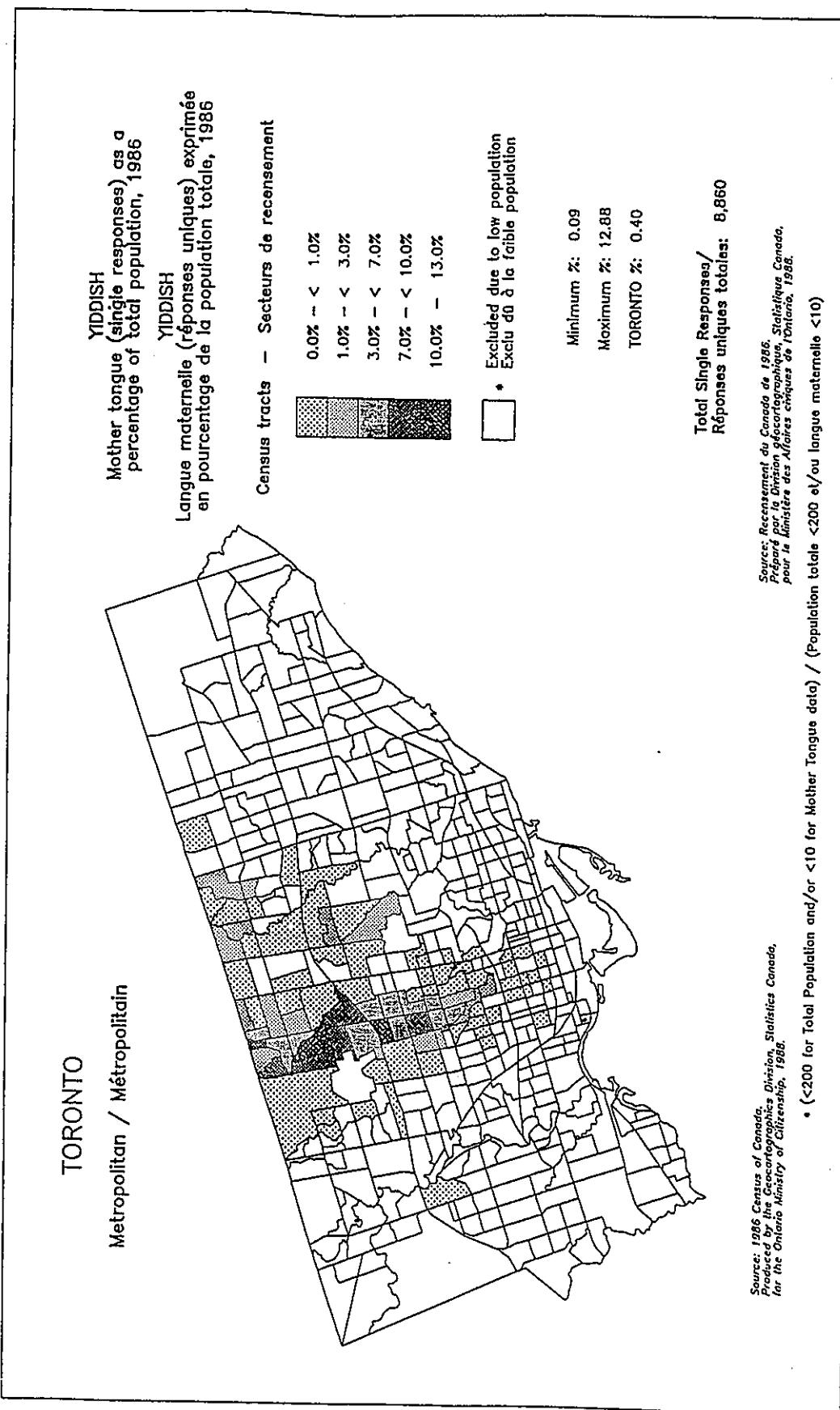


図10-f. イディッシュ語を母国語とする居住者の地区別人口集中度



出所 : MOTHER TONGUE ATLAS OF METROPOLITAN TORONTO, VOLUME 3, 1986  
Ministry of Citizenship, Ontario

図10-8. ウクライナ語を母國語とする居住者の地区別人口集中度

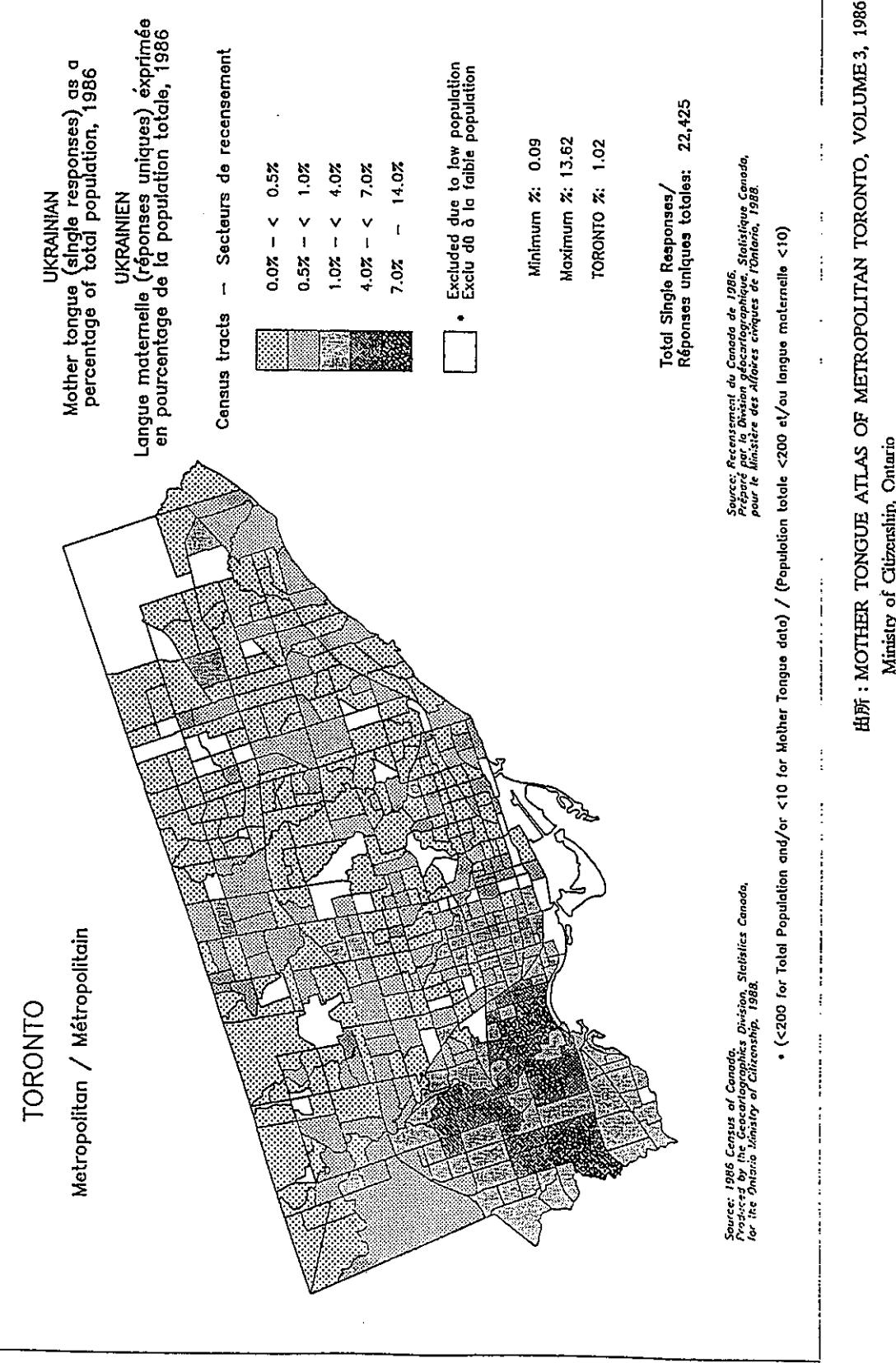
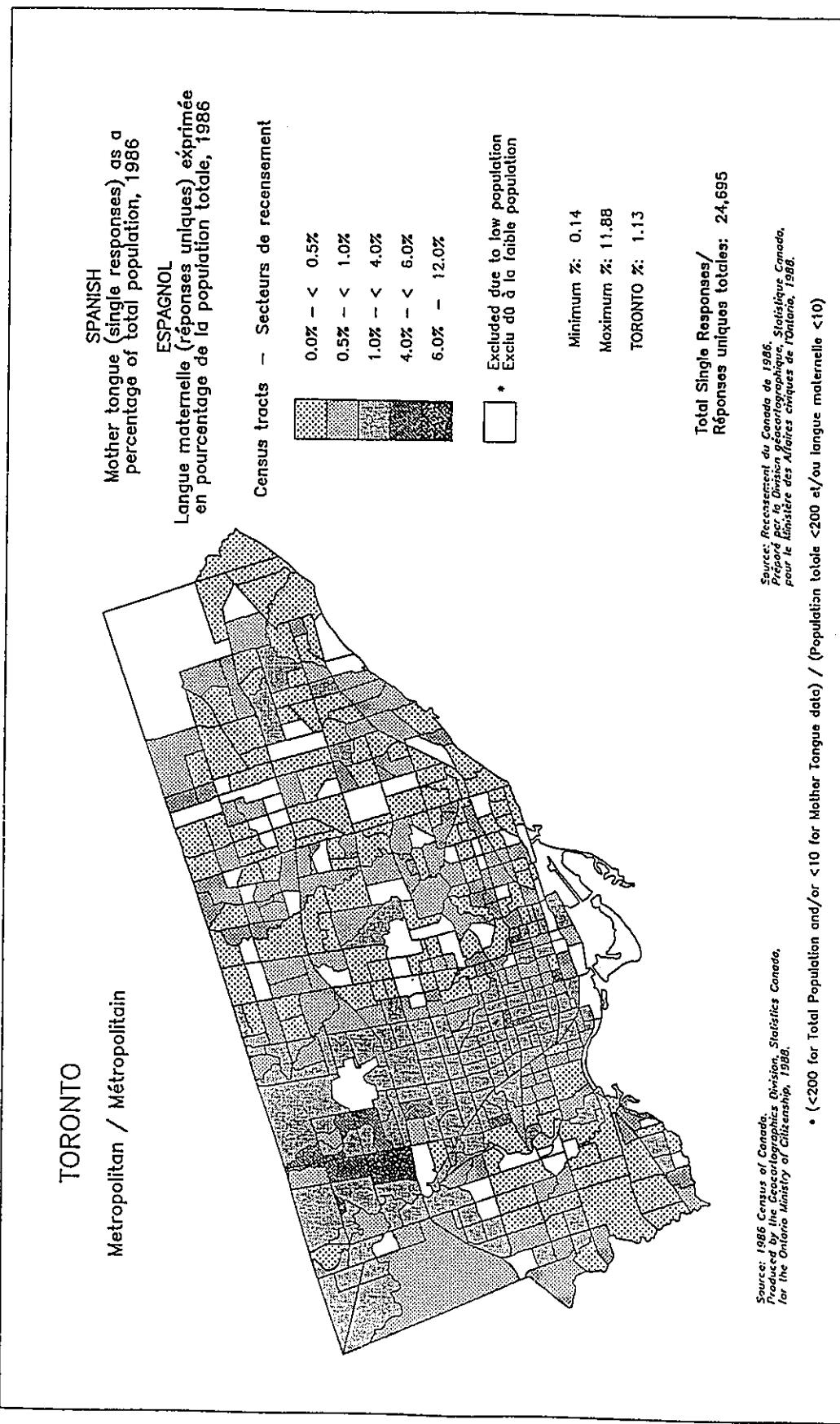


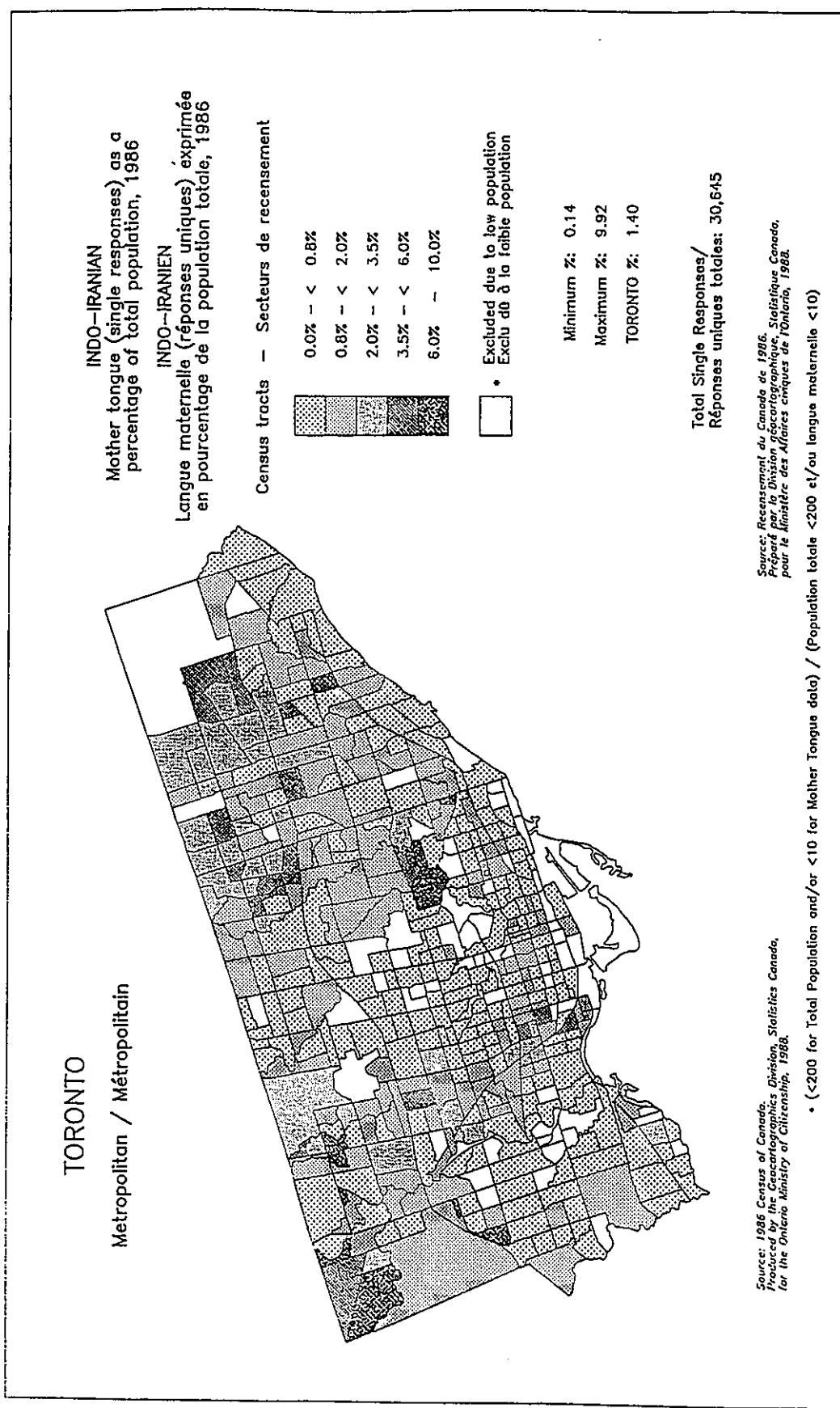
図10-h. スペイン語を母国語とする居住者の地区別人口集中度



Minimum %: 0.14  
Maximum %: 11.88  
TORONTO %: 1.13

出所: MOTHER TONGUE ATLAS OF METROPOLITAN TORONTO, VOLUME 3, 1986  
Ministry of Citizenship, Ontario

図10-i. インド・イラン語を母国語とする居住者の地区別人口集中度



出所 : MOTHER TONGUE ATLAS OF METROPOLITAN TORONTO, VOLUME 3, 1986  
Ministry of Citizenship, Ontario

### 第三節 エスニック・コミュニティーの状況

メトロポリタントロントでは、100以上の言語が日常的に話されているという。また、宗教的、文化的、民族的に異なった背景を持つ人々が同じメトロの行政区の中で暮らしている。それぞれの背景を持つ人々は、同じ背景を共有する人達が地域的に集中して住んでいる場合もあるし、そうでない場合でも、コミュニティーセンター等を設立して、ここを交流の場としていることもある。この節では、メトロトロント内の主な民族コミュニティーセンターの種類やその活動を見てみよう。

#### 1 コミュニティー団体の数と種類

メトロトロントには、著しい数におよぶエスニックのコミュニティー団体があるが、それらは宗教、文化、人種、言語、民族等の要素が複雑に関係しながら、組織を形成している。また、活動も積極的な社会サービスを提供するものから、純粋に会員内の親睦や交流のみに絞っているものまで、非常に広範である。

ここで紹介するコミュニティー団体は、主に民族的な繋がりで組織され、市民への社会サービスを主要な活動としている団体であるが、移住者へのサービスを行なっている団体も一部紹介している。また、紹介の項目分けは、以下のようにした。

- 組織名（日本語名は、筆者の翻訳による。英語名は正式名）
- 住所、電話番号、ファックス番号
- 対象（どの国又は地域出身者の移住者を主に対象としているかを記入した。実際には、対象を限定している訳ではなく、だれでも利用できる。）
- 対応言語（この施設で利用者に対応するときの使用可能な言語である。）
- 主な活動

なお、図11は以下に紹介するコミュニティー団体の大まかな位置を地図上に落としたものである。地図上の番号が以下のリストの番号である。

##### 1 トロント先住民法律サービス Aboriginal Legal Services of Toronto

197 Spadina Ave, Toronto M5T 2C8 Tel:408-3967 Fax:408-4273

対象：カナダ先住民

対応言語：クリー、イヌイット、モハーカ、オジブウェイ、英語

主な活動：先住民、メイティ、イヌイット達へのコミュニティー法律相談／先住民裁判闘争支援プログラム-弁護活動士紹介、家族への連絡、照会、等

先住民有罪者サービス-有罪となり監禁された先住民やその家族への支援／その他

- 2 オンタリオ・アフガン協会 Afghan Association of Ontario  
29 Pemican Crt, Unit 6, North York M9M 2Z3 Tel:744-9289 Fax:744-6671  
対象：アフガニスタン系  
対応言語：ダリ、ファルシ、パシト、英語  
主な活動：オリエンテーション／適応及び定住支援サービス／カウンセリング／情報提供及び照会／翻訳及び通訳／エスコート／スponサー支援／職業斡旋／住宅探しの支援
- 3 トロント・アニシナベ保健所 Anishnawbe Heath Toronto  
225 Queen St E, Toronto M5A 1S4 Tel:360-0486 Fax:365-1083  
対象：カナダ先住民  
対応言語：クリー、モハーカ、オダワ、オジブウェイ、英語  
主な活動：文化的背景を基礎に据えた保健サービス／精神的・身体的・情緒的ニーズに応える全体論的アプローチ／医者、看護婦、伝統的な先住民の治療師、老師、教師等による基礎的医療サービス／個人、夫婦及び家族カウンセリング／注射針及びコンドーム提供を含むエイズ予防／車でホームレスに食物を運んだり医療サービスをするストリート・パトロール
- 4 トロント・アラブ・コミュニティーセンター Arab Community Centre of Toronto  
5468 Dundas St W, Ste 324, Etobicoke M9B 6E3 Tel:231-7746 Fax:231-4770  
対象：中東系  
対応言語：アラビア語、英語  
主な活動：情報提供及び照会／住居及び法律支援／翻訳及び通訳／エスコート／学生、個人及び家族へのカウンセリング／家庭内暴力の犠牲者へのカウンセリング及び照会／オリエンテーション／定住／難民サービス-仮住居の照会及び支援、訊問の立合い、就職・社会・法律サービス／社会・文化活動
- 5 アルメニアン・コミュニティーセンター Armenian Community Centre  
45 Hallcrown Pl, Willowdale M2J 4Y4 Tel:491-2900 Fax:491-2211  
対象：アルメニア系  
対応言語：アラビア、アルメニアン、ファルシ、英語、仏語  
主な活動：このセンターは、アルメニアン・総合スポーツ組合、アルメニアン青年組織、ハマズカイン文化協会、アルメニアン高齢者協会、ARS 私立学校、アルメニアン支援協会を傘下に収める代表組織である。尚、アルメニアン支援協会 (Armenian Relief Society) は以下のサービスを行っている。  
就職、住居、保健、教育、法律、移民、福祉に関する相談や支援／高齢者のリクレーション／高齢者の為の英語授業、新移住者のためのオリエンテーション／翻訳及び通訳
- 6 トロント・アジア人コミュニティーセンター Asian Community Centre of Toronto  
6 Milvan Dr, 2nd Fl, North York M9L 1Z2 Tel:747-6088 Fax:747-8776  
対象：東南アジア系（インド）

対応言語：ベンガリ、グジュラティ、ヒンディ、パンジャブ、タミル、ウルドゥ、英語  
主な活動：カウンセリング／情報提供及び照会／弁護活動／書式記入の支援／オリエンテーション／翻訳及び通訳／書類の支援／第二言語としての英語授業／LINC（新移住者への言語授業）への参加

7 トロント・アフリカ系カナダ人新移住者支援センター

Canadian African Newcomer Aid Centre of Toronto

49 Front St E, 2nd Fl, Toronto M5E 1B3 Tel:861-0199 Fax:861-8480

対象：アフリカ系

対応言語：アンファリック、ソマリ、ソト、トイ、英語、仏語

主な活動：レセプション及びオリエンテーション／家族カウンセリング／住まい探しの支援／弁護活動／情報提供及び照会／就職の支援／スポンサーとの調整／難民に関する法律の研究／反差別活動-住居、雇用、教育／第二言語としての英語授業／コンピュータ技能訓練

8 アラブ系カナダ人連合 Canadian Arab Federation

5298 Dundas St W, Etobicoke M9B 1B2 Tel:231-7524 Fax:231-6850

対象：中東系

対応言語：アラビア語、英語

主な活動：ジョブ・オンタリオ・トレーニング・プログラム／就職前の訓練／LINC（新移住者への言語授業）への参加／弁護活動

9 オンタリオ・カンボジア系カナダ人協会 Canadian Cambodian Association of Ontario

1111 Finch Ave W, Ste 300, Downsview M3J 2E5 Tel:736-0138 Fax:736-9454

対象：カンボジア系

対応言語：クメール語、英語、仏語

主な活動：定住・サービス／情報提供及び照会／エスコート／オリエンテーション／市民権教室／家庭訪問／翻訳及び通訳／弁護活動／書類作成／支援カウンセリング／虐待された妻への援助／書式記入の支援／リクレーション／青少年スポーツ／言語継承教室／第二言語としての英語授業／社会・文化活動／季刊ニュースレター発行

10 ガーナ系カナダ人機構 Canadian Ghanaian Organization

2638 Eglinton AveW, Ste 202, Toronto M6M 1T7 Tel:658-9631 Fax:658-6393

対象：ガーナ系

対応言語：アダングメ、アカ、英語、エウェイ、仏語、ガ、ハウサ、トイ

主な活動：レセプション及び定住・サービス／オリエンテーション／教育及び求職を含む一般相談／住まい探し及び求職の支援／ジョブ・オンタリオ・トレーニングのプログラムでの支援／翻訳及び通訳／福祉申請の支援／書類／反差別活動／継承文化活動／放課後プログラム／移住、女性及び小数民族問題に関する社会活動／会議、ワークショップ、ニュースレターの発行

- 11 マケドニア系カナダ人プレース Canadian Macedonian Place  
850 O'Connor Dr, Toronto M4B 3L6 Tel:755-9231 Fax:755-9232  
対象：マケドニア系  
対応言語：英語、マケドニア語  
主な活動：60歳以上の高齢者の為のアパート：109部屋、賃貸料援助、マケドニアの文化生活環境、医者、看護婦、足病治療師、歯医者による定期来診、社交・リクレーションプログラム、会員一般公開のシニアクラブ
- 12 タミル系カナダ人女性コミュニティーセンター Canadian Tamil Women's Community Services  
2 Lansing Sq, Ste 102, North York M2J4P8 Tel:497-8754 Fax:492-0843  
対象：タミル系（女性）  
対応言語：タミル語（南インド、ドラヴィダ族の言語）、英語  
主な活動：婦人、若い女性、子供、家族、高齢者へのコミュニティー及びファミリー・リソース・プログラム／妻虐待及び家庭内暴力問題の支援とカウンセリング／家族カウンセリング／経済開発／雇用及び職業相談／危機調停及び支援／移住及び定住サービス／保健教育／育児／親子立ち寄り所／6～12歳の子供プログラム-リーダーシップ、数学、英語教育／家族手当て・保護申請援助／LINC（新移住者への言語授業）への参加／ジョブ・オンタリオ・トレーニング-レストラン経営及び料理／住居登録／情報提供及び照会／セミナー、会議、講演会／所得税診断／法律相談／高齢者のための社交及びリクレーション／芸術及び文化プログラム
- 13 ウクライナ系カナダ人移住者支援協会 Canadian Ukrainian Immigrant Aid Society  
2150 Bloor St W, Ste 96, Toronto M6S 1M8 Tel:767-4595 Fax:767-2658  
対象：ウクライナ系  
対応言語：英語、ウクライナ語  
主な活動：オリエンテーション及び定住サービス-情報提供及び照会、就職及び住まい探し支援、翻訳及び通訳／スponサー支援／LINC（新移住者への言語授業）への参加
- 14 バングラデッシュ系カナダ人 Canadian of Bangladesh Origin  
100 Rexdale Blvd, Ste 302, Rexdale M9W 1N7 Tel:742-9818 Fax:742-818  
対象：バングラデッシュ系  
対応言語：ベンガル語、英語  
主な活動：バングラデッシュからの移民及び難民と、カナダの政府やコミュニティー団体との橋渡し／住所及び就職に関する照会／翻訳及び通訳
- 15 カリブ系カナダ人カソリックセンター Caribbean Canadian catholic Centre  
867 College St, Toronto M6H 1A1 Tel:534-1145 Fax:534-1146  
対象：カリブ系  
対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語

主な活動：情報提供及び照会-教育、就職／カウンセリング-夫婦及び家族問題／文化活動／友好訪問／スープサービス（水曜日）、食料配給（無料）

16 カサ・ドナ・アナリバーデール・ラテンアメリカ女性プレース

Casa Dona Juana, A Place for Latin American Women in Riverdale

658 Danforth Ave, Ste 401, Toronto M4J 5B9 Tel:392-5681 Fax:392-6261

対象：ラテンアメリカ系（女性）

対応言語：英語、スペイン語

主な活動：ラテンアメリカ系女性への支援／アウトリーチ（外に出ていって積極的に援助の手をさしのべる）、カウンセリング、支援グループ、ワークショップ、リソースセンター／女性虐待に関する教育

17 スペイン語が母国語の人そのためのセンター Centre for Spanish Speaking Peoples

1004 Bathurst St, Toronto M5R 3G7 Tel:533-8545 Fax:533-5731

対象：スペイン語を母国語とする人

対象言語：英語、スペイン語

主な活動：レセプション及び定住サービス／情報提供、カウンセリング及び照会／CASA (Community Action for Settlement and Accommodation Project)-新移住者や難民に対する住まい探し支援／家庭内暴力犠牲者への危機カウンセリング／支援グループ-再就職の女性、暴力を受けた女性／第二言語としての英語授業、第一言語読み書き、スペイン語教室／職探し技能／スペイン語図書館／所得税相談

18 社会医学コミュニティーセンター Centre Medico Social Communautaire

22 College St, Main Fl, Toronto M5G 1K3 Tel:922-2672 Fax:922-6624

対象：フランス語系

対応言語：英語、仏語

主な活動：フランス語系コミュニティー保健センター／医療サービス-医者、看護婦、栄養士、保健教育／HIV 試験／社会コミュニティーサービス-危機調停、情報提供及び照会、個人・家族・夫婦カウンセリング／フランス語医療通訳サービス-病院、医院、診療所における通訳、病院への患者見舞、オリエンテーション、仮住まい探しの支援／サービスは全て無料

19 全国中国系カナダ人議会トロント支部 Chinese Canadian National Council, Toronto Chapter

119 Spadina Ave, Ste 605, Toronto M5V 2L1 Tel:596-0833 Fax:596-7248

対象：中国系

対応言語：中国語（広東語、普通語）、英語

主な活動：反人種差別活動／教育及び訓練プログラム／広範な人々とのコミュニケーション促進／政策決定への中国系カナダ人参加促進／人権擁護／リソースセンター

20 メトロトロント中国系ファミリーライフサービス Chinese Family Life Services of Metro Toronto

14 College St, 4th Floor, Toronto M5G 1K2 Tel:920-1237 Fax:920-4586

対象：中国系

対応言語：中国語（広東語、福建語、普通語）、英語

主な活動：カウンセリング-個人、夫婦、家族、子供、青少年、女性、高齢者、移住者及び新移住者／カウンセリングの対象-高齢者虐待、家庭内暴力、妻虐待、男性虐待者、家庭内暴力を目撃した子供、子供への性的虐待、近親相姦、性的虐待、暴力者、寡婦及び寡夫、麻薬中毒家族への支援／危機調停／暴力を受けた女性への支援（アウトリーチ）／家族生活教育／様々な機関のサービスを中国語で紹介した情報

21 中国系情報及びコミュニティーサービス Chinese Information and Community Services

3852 Finch AveE, Ste 310, Scarborough M1T 3T9 Tel:292-7510 Fax:292-9120

対象：中国系

対応言語：中国語（広東語、普通語）、英語

主な活動：移住者及び新移住者-情報提供及び照会、オリエンテーション及び生活技能ワークショップ、第二言語としての英語授業、市民権教室  
家族及び高齢者サービス-社交及びリクレーション活動、生活技能ワークショップ、家族生活教育、個人及び家族カウンセリング／老人センター  
コミュニティー開発-ボランティア促進及び指導者訓練、弁護活動、ネットワーク構築、ワークショップ、セミナー、コミュニティー教育

22 中国系老人サポートサービス協会 Chinese Seniors Support Services Association

201 Tempo Ave, North York M2H 2R9 Tel:502-2323 Fax:502-2382

対象：中国系高齢者（55才以上）、大人の身体障害者

対応言語：中国語（広東語、普通語）、英語

主な活動：ホームサポートサービス-病院へのエスコート、電話安全チェック、家庭友好訪問、クライアントへの援助／家事手伝いプログラム-個人の手伝い及び軽い家事手伝い／交通コミュニティープログラム-プライオリティライフプログラム（医療認知）／老人アパート居住者の相互支援／退職者グループ／高齢者自助グループ／コミュニティー、及び健康保健教育／お手伝いサポート／老人立ち寄り所／ボランティア促進

23 オンタリオ少数民族女性連合 Coalition of Visible Minority Women Ontario

579 St Clair Ave W, Ste 203, Toronto M6C 1A3 Tel:651-5071 Fax:651-5076

対象：少数民族女性

主な活動：弁護活動、移住者女性及び少数民族女性問題に係わる研究及び公衆教育／背的虐待及び妻虐待問題に係わる教育／外国で教育を受けた保健専門家のカナダでの資格取得のための言語教育／LINC（新移住者への言語授業）への参加／反人種差別教育／住宅、移民制度、医療及び法律サービスに関する情報提供及び照会／ボランティア訓練／コミュニティー・アウトリーチ、会議、ワークショップ

24 コロンバス・センター Columbus Centre

901 Lawrence Ave W, Toronto M6A 1C3 Tel:789-7011 Fax:789-3951

対象：イタリア系

対応言語：英語、イタリア語

主な活動：文化、リクレーション及び社交コミュニティーセンター／スポーツ、フィットネスセンター／ヘルスクラブ／サマー・キャンプ／情報提供及び照会／イタリア系寡婦及び寡夫グループ／視力を失ったイタリア系人のためのプログラム／公衆教育セミナー／ジョセフ D キャリア美術館／コロンバスセンター音楽学校／クリスマス支援／レストラン／本屋／会費無料

25 カウンシル・ファイヤー先住民文化センター Council Fire Native Cultural Centre

252 Parliament St, Lower Level, Toronto M5A 3A4 Tel:360-4350 Fax:360-5978

対象：先住民

対応言語：英語、オジブウェイ、オネイダ

主な活動：立ち寄り所／無料昼食・夕食／先住民の文化及び精神に焦点を当てて宣伝／読み書きプログラム／情報提供、カウンセリング及び照会／緊急問題への支援／フードバンク（“食料銀行”無料食料配給所）／社交プログラム-立ち寄り所、衣料、自助グループ、社交イベント、クラフト及び趣味のグループ、家族プログラム／宿泊立ち寄り所（食事含む）

26 トロント・イラン系難民・移民カウンシル Council of Iranian Refugees and Immigrants in Toronto

410 Adelaide St W, Ste 308B, Toronto M5V 1S8 Tel:504-5379 Fax:504-5378

対象：イラン系

対応言語：英語、ファルシ、クルド語、トルコ語

主な活動：社交及び特別イベント開催／教育、法律援助、社会支援、失業保険、住宅、保健サービス、労災、移住制度に係わる情報提供及び照会／家庭内暴力、性的及び人種差別による犠牲者のためのカウンセリング／通訳／職業照会／難民支援／セミナー

27 異文化コミュニケーションセンター Cross Cultural Communication Centre

2909 Dundas St W, Toronto M6P 1Z1 Tel:760-7855 Fax:767-4342

主な活動：雇用均等、反人種差別、移住者女性及び少数民族女性、多様文化主義に係わるコミュニティ開発及び教育／コミュニティで働く人のための多様文化情報提供及び照会／出版及び教育資料作成／印刷物及び視聴覚図書館／ワークショップ

28 カナダ・チェコスロバク協会 Czechoslovak Association of Canada

740 Spadina Ave, Toronto M5S 2J2 Tel:925-2241 Fax:925-1940

対象：チェコ系、スロバク系

対応言語：チェコ、スロバク語、英語

主な活動：チェコ・スロバクコミュニティ情報サービス-情報提供及び照会／法律、移民制度、社会問題に焦点／危機調停／弁護活動／カウンセリング／翻訳及び通訳／オリエンテーション／書類作成／求職及び住まい探しの支援／レジメ作成支援

- 29 トロント・ベトナム系老人協会 Elderly Vietnamese Association Toronto  
2001 Dundas St W, Toronto M6R 1W7 Tel:588-8532 Fax:905-273-4255  
対象：ベトナム系高齢者  
対応言語：英語、仏語、ベトナム語  
主な活動：社交及びリクレーションプログラム／立ち寄り所／情報提供／カウンセリング／オリエンテーション／翻訳及び通訳／家庭・病院訪問／クライアント援護及び支援／機関紙発行／季刊雑誌
- 30 エリトリア系カナダ人コミュニティセンター Eritrean Canadian Community Centre  
1900 Davenport Rd, Toronto M6N 1B7 Tel:657-8250 Fax:  
対象：エリトリア系  
対応言語：英語、アラブ、ソホ、ティグリ、ティグリニヤ語  
主な活動：情報提供及び照会／翻訳及び通訳／カウンセリング／所得税診断／リクレーション／青少年のための継承言語教室／青少年のためのワークショップ
- 31 トロント・エチオピア系協会 Ethiopian Association in Toronto  
851 Bloor St W, Toronto M6G 1M3 Tel:535-2766 Fax:535-0326  
対象：エチオピア系  
対応言語：英語、アムハリック、オロモ、ティグリニヤ語  
主な活動：移住者及び難民に対するレセプション及び定住サービス／オリエンテーション／女性虐待、教育及び求職のカウンセリング／精神危機カウンセリング／情報提供及び照会／住居・職探し（ジョブ・オンタリオの為の査定や就職を含む）／翻訳及び通訳／書類作成／エスコート／弁護活動／コミュニティ教育／市民権教室／難民のグループスポーツセンター／LINC(新移住者への言語授業)への参加／読み書き教室／女性及び子供のための文化・リクレーションプログラム
- 32 イタリア系カナダ人高齢者クラブ連合 Federation of Italian Canadian Seniors Club  
3010 Dufferin St, 1st Fl, Toronto M6B 4J5 Tel:787-4340 Fax:787-9243  
対象：イタリア系高齢者  
対応言語：英語、イタリア語  
主な活動：55の会員制リクレーションクラブの運営とプログラム作成の支援／新しいクラブ設立の支援／リーダーの開拓／ワークショップ及びセミナー／クラブ及び個人に対する情報提供及び照会／イタリア系老人の世話をする組織への支援
- 33 トロント・フィンランド系社会カウンセリングサービス  
Finnish Social Counselling Service of Toronto  
2 College St, Ste 216, Toronto M5G 1K3 Tel:928-5994 Fax:928-5994  
対象：フィンランド系  
対応言語：英語、フィンランド語、独語、ハンガリー語、スエーデン語、エストニア語  
主な活動：情報提供及び照会／政府組織と非政府組織との橋渡し／家事手伝い／世話人支援／休

暇の世話／電話による安全チェック／カウンセリング／翻訳及び通訳／書類記入／家庭友好訪問／物語や音楽のテープ貸出／交通・病院、買い物、使い走り／クライアント援護及び支援／雪搔き、芝刈り／週一回の冷凍フィンランド料理配達

34 スカーボロ先住民文化・リクレーションセンター

First Peoples cultural and Recreational Centre of Scarborough

136 Galloway Rd, Scarborough M1E 1W7 Tel:281-1048 Fax:

対象：先住民及びメイティの青少年及び大人

対応言語：英語、クリー、オジブウェイ語

主な活動：文化活動／友好センター／青少年のためのプログラム-リクレーション、立ち寄り所、野外活動

35 アジア系ゲイ（同性愛）エイズプロジェクト Gay Asians Aids Project

17 St Joseph St, Ste 212, Toronto M4Y 1J8 Tel:963-4300 Fax:963-4300

対象：アジア系

対応言語：中国語（広東語、普通語）、英語、フィリピン語、ベトナム語

主な活動：治療、安全なセックス、支援サービス情報等の情報提供／照会／個人及びグループカウンセリング（HIV 試験含む）／バディ（兄弟のような）支援／弁護活動

36 メトロトロント・ギリシャ系カナダ人コミュニティー ソーシャル・サービス・センター

Greek Community of Metropolitan Toronto. Social Service Centre

760 Pape Ave, Toronto M4K 3S7 Tel:469-1155 Fax:469-2495

対象：ギリシャ系

対応言語：英語、ギリシャ語

主な活動：家族及び個人カウンセリング／危機調停／弁護活動／情報提供及びオリエンテーション／照会／書類作成／公式文書の翻訳／退職相談／家事支援サービス-エスコート、クライアント援護及び支援、友好家庭訪問、電話での安全チェック、書式の記入（助成金付き住宅の申請を含む）、病院への交通手段提供

37 ハランビー・センターズ・カナダ Harambee Centres Canada

71 McCaul St, Toronto M5T 2X1 Tel:593-7650 Fax:599-0759

対象：黒人及びカリブ出身の家族

主な活動：子供、青少年及び家族カウンセリング-家族争議、非行、青少年問題、女性虐待／教育支援プログラム-動機付け、自尊心、読み書き、キャリア相談、親の学校参加／就職に不利な状況に立たされている人のためのジョブ・オンタリオ参加の査定／弁護活動／様々な施設との契約／文化的に敏感なサービス

38 移民女性保健センター Immigrant Women's Health Centre

489 College St, Ste 200, Toronto M6G 1A5

対象：移住者の女性

対応言語：中国語（広東語、普通語）、英語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語、タミル語、

### ベトナム語

主な活動：情報提供、カウンセリング及び照会-家族計画、避妊、性病、妊娠、性的関心／家庭内暴力-中間査定及び照会／妊娠及び出産保健及びエイズ／「移民女性の健康ハンドブック」配布（7つの言語で印刷）／移動訪問隊の訪問の後工場でのワークショップ<sup>°</sup>

#### 39 移民女性就職センター Immigrant Women's Job Placement Centre

2221 Yonge St, Ste 201, Toronto M4S 3B4 Tel:488-0084 Fax:488-2527

対象：移住者の女性

対応言語：アンファリック、アラブ、アルメニア、中国語（広東語、普通語）、英語、ソマリア語、スペイン語、ティグリニヤ語

主な活動：移民及び難民女性への雇用支援／登録利用者（クアイアント）のためのリソースセンター／職業訓練及び学位取得プログラムの情報提供と照会／個人カウンセリング／オリエンテーション、求職、就職準備ワークショップ／転職のためのキャリアプランニング／雇用者への連絡、必要な場合は面接に同伴／就職／フォローアップ  
職業訓練-事務技能、コンピュータ利用経理、ヨーク市教育委員会との協力によるプログラム／CADD、外国の資格を生かしコンピュータによる図面書きの訓練

#### 40 オンタリオ・イラン系コミュニティ協会 Iranian Community Association of Toronto

1110 Finch Ave W, Unit 16, Downsview M3J 2T2

対象：イラン系

対応言語：ダリ、英語、ファルシ、クルド語

主な活動：エスコート及び定住サービス／翻訳及び通訳／家族カウンセリング／雇用照会／難民支援／住居、教育、技能向上、職種、法律援護、保健サービスに係わる情報提供及び照会／LINC（新移住者への言語授業）への参加

#### 41 カナダ・アフガンイスラム教コミュニティ Islamic Community of Afghan in Canada

746 Warden Ave, Unit 7, Scarborough M1L 4A2 Tel:757-2553 Fax:757-2553

対象：アフガニスタン系

対応言語：ダリ、ファルシ、パシト、英語

主な活動：情報提供及び照会／通訳／書類の翻訳／新移住者のエスコート及びオリエンテーション／書類記入／継承言語教室／弁護活動／文化及び社交活動／葬式及び告別式／ワークショップ<sup>°</sup>施設／図書館

#### 42 イスラム教徒ソーシャルサービ・リソース協会

Islamic Social Services and Resources Association

1673 Bloor St W, Toronto M6P 1A6 Tel:531-2894 Fax:531-5969

対象：イスラム教徒

対応言語：アラブ、英語、アフリカン、ソマリ、ウルドゥ

主な活動：情報提供及び照会／個人、家族及び青少年カウンセリング／雇用カウンセリング／チュルドレンズ・エイド・ソサイエティ（CAS）との連携／コミュニティ教育／ワークシ

トップ

- 43 ジャマイカ系カナダ人協会 Jamaican Canadian Association  
1621 Dupont St, Toronto M6P 3S8 Tel:535-4476 Fax:535-9165  
対象：黒人及びカリブ系で永住権取得者又は住み込み家事手伝い／大臣特別許可取得者  
対応言語：英語、スペイン語、西インド諸島方言  
主な活動：教育、職業、移住及び就職カウンセリング／中小企業情報／家族オリエンテーション及び適応／住宅情報及び援助／書式記入援助／高齢者のための社交・リクレーションプログラム／Pal プログラム-7～16才の青少年と友達になり一緒に行動する虐待及び暴力を受けた黒人女性援護のプログラム-子供の性的虐待及び近親相姦の犠牲者／16才以上及び高齢者の黒人女性への情報提供、照会及び支援／個人カウンセリング／支援グループ／病院、裁判所への付き添い／住まい探しの援助／援護
- 44 メトロトロント・ジャパニーズファミリーサービス  
Japanese Family Services of Metropolitan Toronto  
789 Don Mills Rd, Ste 615, North York M3C 1T9 Tel:444-6669 Fax:444-6678  
対象：日系  
対応言語：英語、日本語  
主な活動：アセスメント／虐待を受けた女性を含めたカウンセリング／照会／ケース管理／家族生活及び市民権教育／弁護活動／コミュニティー開発／資料の翻訳と出版
- 45 トロント・ユダヤ人コミュニティーセンター Jewish Community Centre of Toronto  
4588 Bathurst St, Willowdale M2R 1W6 Tel:636-1880 Fax:636-1536  
対象：ユダヤ系  
主な活動：全ての人を対象とした文化、社交、教育及びリクレーションプログラム／健康及びフィットネスプログラム／一般参加社交クラブ／趣味のグループ／舞台及び一般芸術／保育所／デーキャンプ及び放課後プログラム／障害者の為のプログラム／老人クラブ
- 46 メトロトロント・ユダヤ系ファミリー及び子供サービス  
Jewish Family and Child Service of Metropolitan Toronto  
4600 Buthurst St, 6th Fl, Willowdale M2R 3V3 Tel:638-7800 Fax:638-7943  
対象：ユダヤ系  
対応言語：英語、仏語、ヘブライ語、ハンガリ一語、ロシア語、イディッシュ  
主な活動：子供対象-ユダヤ系コミュニティーの為にチュルドレンズ・エイド・ソサイエティを運営／子供のネグレクト及び虐待の訴えを調査／子供保護／養子縁組及び里親探し／養子公開／カウンセリング／遊び療法／ビッグブラザー・ビッグシスター制度（小さな子供に年上的人がお兄さんかお姉さんのように親身に付き合う）／サマーキャンプ  
家族対象-個人、夫婦、家族及びグループカウンセリング／家族生活教育及び生活技能プログラム／社会保護を受けている人に対するリハビリテーションと資金援助／求職及び住まい探し援助／別居、離婚及び子供引き取りに係わる調停

妻虐待-カウンセリング、緊急資金援助、裁判所付き添い／虐待を受けた女性のグループ、虐待をした男性のグループ／コミュニティー・アウトリーチ／虐待を受けた女性のための短期避難所

その他のサービス-友好家庭訪問／独身、遺族、寡婦及び寡夫、移住者、エイズ患者への支援／病院、老人ホーム、刑務所、精神病院、精神障害者施設等に入院もしくは服役中の人の訪問／社会的障害者または精神障害者の為のコープ・アパート（資金援助あり）／多言語アクセス・プログラム（既にクライアントとなっている人のためのエスコート）

47 メトロトロント・ユダヤ系職業訓練サービス

Jewish Vocational Service of Metropolitan Toronto

74 Tycois Dr, Toronto M6B 1V9 Tel:787-1151 Fax:785-7529

対象：特定しない

対応言語：アメリカ手話、広東語、英語、仏語、ヘブライ語、ポーランド語、ルーマニア語、ロシア語、イディッシュ

主な活動：職業及び雇用サービス-求職中及び転職を考えている人（学生や職場復帰を考えている人を含む）に対する職業ガイダンス／初期査定／職業試験／個人又はグループカウンセリング／ワークショップ及びセミナー／面接訓練／求職の技術／職業カウンセリングは有料

リハビリテーション-職業カウンセリング／コミュニティーベースの仕事就職のための査定就職／社会的及び行動のスキルを身に付けるグループプログラム／事務職及びコンピュータ職の技能訓

特別査定及び訓練-職業技能評価／事務処理技能の査定／コンピュータ技能／心理教育査定及び職業技能査定（PAVE）-成人の心理職業査定ギフティド（秀才）プログラムに入るための査定／学習障害の子供、青少年及び成人／学習障害を持つ成人の向上（頭脳に怪我をした人も含む）

48 カババヤン・コミュニティーセンター Kababayan Community Centre

1444 Queen St W, Toronto M6K 1M2 Tel:532-3888, 532-0037

対象：フィリピン系

対応言語：英語、フィリピン語

主な活動：オリエンテーション／情報提供及び照会／書類の記入／翻訳／エスコート／虐待を受けた女性の支援グループ／カウンセリング／雇用照会／第二言語としての英語授業（就職活動も含まれる）／老人のリクレーション／フィリピン人家政婦へのカウンセリング／所得税診断／労災補償のワークショップ／夏期青年キャンプ／ワークショップ／フィリピン系カナダ人ホットライン

49 コリア系カナダ人女性協会 Korean Canadian Women's Association

789 Don Mills Rd, Ste 312, Don Mills M3C 1T5 Tel:421-2220 Fax:421-2721

対象：コリア系女性

- 対応言語：英語、コリア語（韓国・朝鮮語）  
主な活動：支援のためのカウンセリング／弁護活動／情報提供及び照会／虐待を受けた女性への支援及びカウンセリング／支援グループ／翻訳及び通訳／書類記入の援助／エスコート／LINC（新移住者への言語授業）への参加／大衆啓蒙
- 50 トロント・コリア系高齢者市民協会 Korean Senior Citizens Society of Toronto  
476 Grace St, Toronto M6G 3A9 Tel:532-8077 Fax:532-9964  
対象：コリア系高齢者  
対応言語：英語、コリア語（韓国・朝鮮語）  
主な活動：60才以上高齢者の為の立ち寄り所／社交、リクレーション及び教育プログラム／情報提供及び照会／カウンセリング／翻訳及び通訳／書類記入の援助／第二言語としての英語授業
- 51 オンタリオ・ラオス協会 Lao Association of Ontario  
1111 Finch Ave W, Ste 407, Downsview M3J 2E5  
対象：ラオス系  
対応言語：英語、仏語、ラオ語  
主な活動：情報提供及び照会／カウンセリング／翻訳及び通訳／エスコート／オリエンテーション／書類記入／第二言語としての英語授業／ラオ継承語教室／社交及び文化イベント／住宅及び雇用情報／家庭訪問／弁護活動
- 52 ラテンアメリカ系コミュニティセンター Latin American Community Centre  
1280 Finch Ave W, Ste 607, North York m3J 3K6 Tel:661-1104 Fax:661-7840  
対象：ラテンアメリカ系  
対応言語：英語、スペイン語  
主な活動：情報提供及び照会／移住者及び難民に対する定住サービス／個人及び家族カウンセリング／翻訳及び通訳／弁護活動／第二言語としての英語授業／スペイン語が母国語の人のための生涯教育／書類記入／所得税診断／メトロトロント・ファミリーサービス協会の支部／週間法律相談
- 53 トロント・ラトビア系カナダ人ハウス Latvian House Toronto  
491 College St, Toronto M6G 1A5 Tel:922-2931  
対象：ラトビア系  
対応言語：ラトビア語  
主な活動：集会所／文化イベント／信託組合／図書館／高校言語クラス／高齢者の社交及びリクレーションプログラム／講堂の賃貸
- 54 マケドニア系情報及び社会サービス Macedonian Information and Social Services  
76 Overlea Blvd, Toronto M4H 1C5 Tel:421-7451 Fax:421-0721  
対象：マケドニア系  
対応言語：英語、マケドニア語

- 主な活動：情報提供及び照会／社会プログラム／継承言語教室／公式文書の翻訳
- 55 ソマリ家族再会 MIDAYNTA QOYSKA (Somali Family Reunification)  
365 Bloor St E, Ste 1007, Toronto M4W 3L4 Tel:922-0392 Fax:922-0482  
対象：ソマリア系  
対応言語：英語、ソマリ語  
主な活動：（移住の）スポンサー及び入国書記入の援助／移住の事例とスポンサーをモニター／カナダ国内及び国外でのフォローアップ代理／オリエンテーション／照会／一般カウンセリング／翻訳及び通訳／求職活動ワークショップ／書類記入
- 56 モミジヘルスケア協会 Momiji Health Care Society  
3555 Kingston Rd, Scarborough M1M 3W4 Tel:261-6683 Fax:261-9384  
対象：日系  
対応言語：英語、日本語  
主な活動：59才以上の高齢者の為の1寝室又は2寝室アパート／家賃補助／全部で133世帯（内13世帯分は身体障害者が使用できる）／日本の環境／社交及びリクレーションプログラム／立ち寄り所／ホームサポートサービス-友好家庭訪問、週間食事の集い、交通手段提供、エスコート／家事手伝いサービス有り
- 57 トロント・カナダ先住民センター Native Canadian Centre of Toronto  
16 Spadina Rd, Toronto M5R 2S7 Tel:964-9087 Fax:964-2111  
対象：先住民  
対応言語：英語、クリー、ミックマック、モハーヴ、オジブウェイ  
主な活動：先住民文化に焦点を当てた社交及びリクレーション活動／女性サークル／情報提供及び照会／弁護活動／ミックマック、モハーヴ、オジブウェイ語の教室／クリスマス・バスケット／サマーキャンプ／隔月刊雑誌発行／年間会費制
- 58 オンタリオ・オガデンソマリコミュニティー協会  
Ogaden Somali Community Association of Ontario  
12 Bentworth Ave, North York M6A 1P3 Tel:781-4822 Fax:781-8390  
対象：ソマリ系  
対応言語：英語、ソマリ語  
主な活動：東南エチオピア（オガデニア）からの新移住者へのサービス／第二言語としての英語授業／翻訳及び通訳／情報提供及び照会／就職カウンセリング及び職業技能開発／新移住者への食物配給及びシェルター（宿泊所）提供
- 59 オロモ系カナダ人コミュニティー協会 Oromo Canadian Community Association  
761 Jane St, Ste 210, Toronto M6N 4B4 Tel:767-8784 Fax:767-7223  
対象：オロモ系  
対応言語：英語、オロモ語  
主な活動：ボランティアによる第二言語としての英語授業／オロモ継承語プログラム／翻訳及

- び通訳／移民申請手続きの支援／オリエンテーション／照会／社交及び文化活動
- 60 ポーランド系移住者及びコミュニティーサービス Polish Immigrant and Community Service  
3363 Bloor St W, Etobicoke M8X 1G2  
対象：ポーランド系  
対応言語：クロアシア語、英語、ポーランド語、ロシア語、セルビア語  
主な活動：定住及びオリエンテーション／情報提供及び照会／家族、虐待を受けた女性、中毒者、精神病患者等の査定とカウンセリング／危機調停／職業及び教育カウンセリング／住まい探し支援／書類記入／保健、虐待予防及びエイズの大衆教育／アウトリーチ／弁護活動／翻訳サービス／通訳／口供書記述委員／サマーキャンプ／LINC（新移住者への言語授業）への参加
- 61 トロント・ポルトガル系社会サービスセンター Portuguese Social Service Centre of Toronto  
1115 College St, Toronto M6H 1B5 Tel:533-5507 Fax:533-7175  
対象：ポルトガル系  
対応言語：英語、ポルトガル語  
主な活動：情報提供及びカウンセリング／家庭内暴力（予防）教育／翻訳及び通訳／エスコート／書類記入の援助／第二言語としての英語授業と市民権教室／ポルトガル系カナダ人成人読み書き教室／所得税診断／住宅、労災補償、家主と居住者との問題、失業保険、所得保証の申請等に関するカウンセリング／女性の支援グループ
- 62 スロベニア系リンデン基金 Slovenian Linden Foundation  
52 Neilson Dr, Etobicoke M9C 1V7 Tel:621-3820 Fax:621-9773  
対象：スロベニア系  
対応言語：英語、クロアチア、チェコ、ポーランド、セルビア、スロバク、スロベニア、ウクライナ語  
主な活動：60才以上の高齢者の為の住宅／個室／62人の入居可能／18才以上の成人で、日常の生活に手助けが必要な人のための擁護施設-個室／半個室／共同部屋／30人の入居可能／資金援助有り／治療師／スロベニア又はスラブの環境を求める人に向いている／居住者及び一般人向けの社交及びリクリレーションプログラム
- 63 オンタリオ・ソマリ系カナディアンコミュニティー協会 Somali Canadian Community Association in Ontario  
1977 Finch Ave W, Toronto M3N 2V3 Tel:742-3278 Fax:534-1492  
対象：ソマリ系  
対応言語：英語、メイメイ語、スワヒリ語  
主な活動：翻訳及び通訳／文化及び社交活動／支援カウンセリング／弁護活動／継承言語教室
- 64 南アジア・ソーシャルサービス機関 South Asian Social Services Organization  
1123 Albion Rd, Ste 203, Rexdale M9V 1A9 Tel:748-1798 Fax:748-1226  
対象：南アジア系

対応言語：英語、グジュラティ、ヒンズー、パンジャブ、タミル、ウルド語

主な活動：新移住者及び難民に対するオリエンテーション、情報提供、照会及び他の定住サービス／危機調停／個人、家族、結婚カウンセリング／住宅、家族援助、福祉に関する相談／就職カウンセリング／翻訳及び通訳／コミュニティー教育

65 トロント・中国系コミュニティーサービス協会

Toronto Chinese Community Services Association

310 Spadina Ave, Ste 301, Toronto M5T 2E8 Tel:977-4026 Fax:351-0510

対象：中国系、ベトナム系

対応言語：中国語（広東語、ハッカ語、普通語、台山語）、英語、ベトナム語

主な活動：中国系及びベトナム系カナダ人のコミュニティーセンター／カウンセリング、情報提供及び照会、翻訳及び通訳／第二言語としての英語授業、市民権教室／LINC(新移住者への言語授業)への参加／保育サービス／15才までの子供を対象とした継承語教室／家族生活及び犯罪予防プログラム／リクレーション活動／図書館／ワークショップ及びセミナー

66 トロント・ウクライナ系カナダ人ソーシャルサービス

Ukrainian Canadian Social Services Toronto

2445 Bloor St W, Toronto M6S 1P7 Tel:763-4982 Fax:766-5812

対象：ウクライナ系

対応言語：英語、ポーランド、ウクライナ、ロシア語

主な活動：情報提供及び照会／翻訳及び通訳／支援カウンセリング／社交プログラム／住まい探しの援助／オリエンテーション／書類記入／所得税診断／高齢者のリクレーションプログラム／家事手伝い登録／クライアント援助／老人ホームの居住者への友好訪問／高齢者の支援のための家庭又は施設訪問

67 トロント・ベトナム系カナダ人協会 Vietnamese Association Toronto

1364 Dundas St W, Toronto M6J 1Y2 Tel:536-3611 Fax:536-8364

対象：ベトナム系

対応言語：英語、ベトナム語

主な活動：虐待を受けた女性へのカウンセリングを含むカウンセリング／翻訳及び通訳／書式記入／情報提供／オリエンテーション／エスコート／市民権及び第二言語としての英語教室／個人教師／社交、スポーツ及び文化イベント／就職及び住宅照会／弁護活動／アウトリーチ、家庭訪問／高齢者、青年及び未婚の母の支援グループ／雑誌

68 西インド諸島系ボランティアコミュニティー支援サービス

West Indian Volunteer Community Supports Services

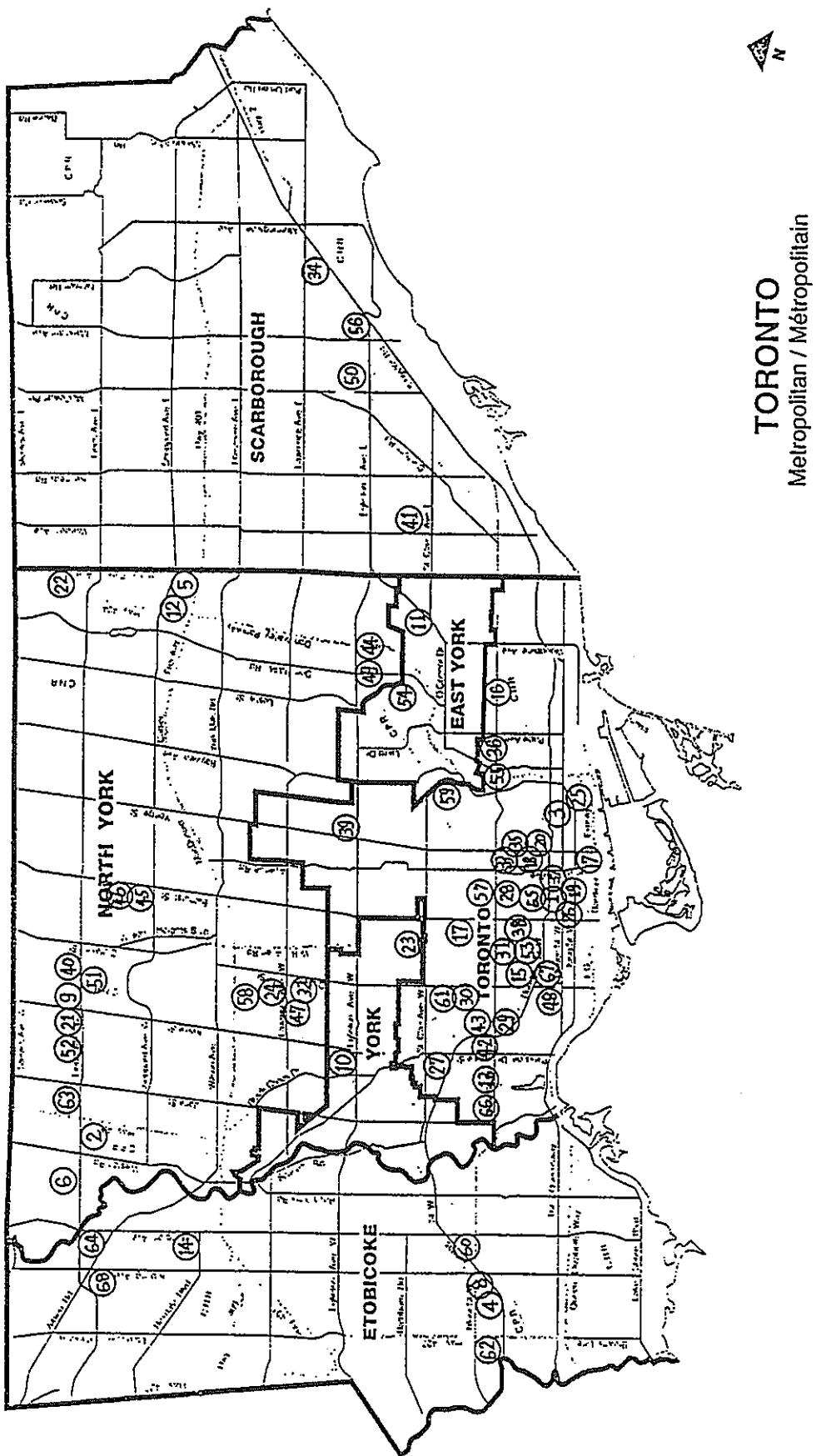
112 Jamestown Cres, Etobicoke M9V3M5 Tel:743-3658 Fax:749-5001

対象：西インド諸島系

主な活動：文化的に敏感な問題- 8才から18才までの西インド諸島系の子供及びその家族へのボラ

ンティア支援／個人教師／家庭危機調停／弁護活動／支援グループ／個人及び家族カウンセリング／サマーキャンプ／社交及びリクレーション活動

図11. 主なエスニック・コミュニティーセンターの地図上の位置



資料 : The Blue Book 1995, Community Information Centre of Metropolitan Toronto

## 2. コミュニティー団体の活動内容の事例

先に1で様々なコミュニティー団体を紹介したが、ここで二つの事例を上げてもう少しその活動内容を具体的に見てみよう。

### 1) ユダヤ系カナダ人のコミュニティー

メトロポリタントロントにおいて、最も積極的に社会的サービスを提供しているコミュニティー団体の一つがユダヤ系カナダ人の団体である。ここでは、ユダヤ系のコミュニティーセンターの活動を見てみるが、ここで紹介するコミュニティーセンターの中には複数の組織が同居しており、それぞれ異なった事業や活動を行っている。尚、この建物は車椅子でも利用可能になっている。

所在地：4600 Bathurst St, Willodale M2R 3V2

#### 大トロントユダヤ系カナダ人連盟

JEWISH FEDERATION OF GREATER TORONTO

この団体は、メトロトロントを含むさらの大きな広域帯である大トロントのユダヤ系カナダ人を対象としている。対応言語は英語、仏語、ヘブライ語、イディッシュ語の四言語で、活動は以下のものである。

- 文化、教育、社会計画及び調整
- 情報の提供と様々な照会活動
- コミュニティーや宗教関連に対応
- 団体の活動資金調達のための活動

#### ○ユダヤ系情報サービス Jewish Information Centre

▲情報提供及び照会サービス このサービスには、社交サービスやリクレーション、祝日及び祭り、寺院等に関するものが含まれる。

▲新しく移住して来た方への情報提供

▲コミュニティーアウトリーチのブースを設置

▲宿泊所の登録

## トロント大都市圏・ユダヤ系ファミリー及び子供サービス

### JEWISH FAMILY AND CHILD SERVICES OF METROPOLITAN TORONTO

先の1の46で紹介した団体である。対応言語は英語、仏語、ヘブライ語、ハンガリ一語、ロシア語、イディッシュ語の6言語で、社会的精神的問題を持つ人に対してサービスが提供されている。尚、サービスにおいては個人の秘密は厳守される。

活動は、社会慈善団体である「ユナイテッド・ウェイ (UNITED WAY)」から資金を得て行なっている。

#### ●子供対象—ユダヤ系コミュニティーの為にチュルドレンズ・エイド・ソサイエティ (CAS) として運営し、サービスにあたる。

—子供のネグレクト及び虐待の訴えがあつたり、疑いがある場合に、その件の調査を行う。

—子供を保護するサービス。

—養子縁組の取次を行ったり、里親を探したり募集したりする。

—養子縁組の公開

—カウンセリング

—遊び療法

—ビッグブラザー・ビッグシスター制度（小さな子供に年上の人なお兄さんかお姉さんのように親身に付き合う制度）

—サマーキャンプ（夏期に共同でキャンプ生活を楽しむ）

#### ●家族対象—個人又は夫婦、家族、グループでのカウンセリング

—家族生活のための教育や生活していく上で必要なスキルを教えるプログラム

—社会保護を受けている人に対するリハビリテーションと資金援助を組み合わせて実施

—職探しや及び住まい探しの支援

—別居や離婚及びどちらの親が子供の保護養育権利を持つか、等に係わる調停

#### ●妻虐待—カウンセリング、緊急の場合の資金援助、裁判所への付き添い

—虐待を受けた女性や虐待をする男性の為のグループ

—コミュニティー・アウトリーチ

—虐待を受けた女性のための短期的な仮の宿泊所提供的

### ●その他一友好的な家庭訪問

- 一独身、遺族、寡婦や寡夫、移住者、エイズ患者への支援ー病院の入院患者、老人ホームの住居人、刑務所で服役中の人、精神病院の入院患者、精神障害者施設の住居者に対する訪問
- 一社会的障害者または精神障害者（男性四人）のためのコープ・アパート（資金援助あり）
- 一多言語によるアクセス・プログラム（既にクライアントとなっている人のためのエスコート）

### カナダ・ユダヤ系移住者支援サービス トロント事務所

#### JEWISH IMMIGRANT AID SERVICES OF CANADA. TORONTO OFFICE

カナダに新たに移住して来た人達を対象に、援助のためのサービスを提供している。対応言語は英語、ロシア語が中心で、ヘブライ語、ハンガリ一語、イディッシュ語でも対応するが、これらの言語での対応には限界があるので、予め電話で予約することを勧めている。

### ●定住支援ーカウンセリングや支援グループへの参加、照会、臨時の資金援助プログラム

- 一住宅探しの援助
- 一移住申請の支援（スポンサー手続きの支援）
- 一書類記入の支援（パスポート、身分証明書、法的宣言書）
- 一第二言語としての英語（ESL）の授業提供

### 2) トロント日系文化会館 JAPANESE CANADIAN CULTURAL CENTRE

トロント日系文化会館は、もともと日系文化を保護し継承することを目的に作られたことから、社会的サービスよりも日系文化の活動にその中心が置かれる。モットーは「文化を通じて友情を」であり、様々な日系文化のクラスやグループが活動している。また、一年を通じて様々な催し物が開催されている。

会館には、講堂があり講演会や各種ショー、映画会、ディナーパーティー等が開けるだけでなく、地下には厨房施設もあって、地域のコミュニティーは基より、企業からも施設利用の申込が後を断たない。

所在地：123 Wynford Dr, Don Mills, Ontario M3C 2S2

### 一般向けの講座

- 日本語—10週間のコースで、主に初心者が対象となる。
- 日本料理—3週間のコースで、家庭料理及び夏の料理の二つのクラスがある。
- 文化教室—文化刺繡、生け花（草月流、池坊流）、書道、墨絵
- 太鼓—10週間コースで、太鼓グループ「躍童」が指導する。
- 武道—弓道、合気道、柔道、空手、剣道
- 踊りグループ—「あやめ会」及び「さくら会」の日本舞踊グループが定期的に活動している。

### 年間を通じてのイベント

- 新春バラエティーショー（2月、トロント新移住者協会主催）
- モンテカルロ・ナイト（2月、資金集めのイベント）
- 春祭り（3月）
- 春の歌祭り（4月）
- 恒例春期バザール（5月）
- メトロ・キャラバン（6月、東京パビリオンとして参加）一次の3参照。
- 折り紙及び墨絵ワークショップ（7月）
- ありがとうデー（7月、ボランティアの方々に感謝する日）
- 夕涼みダンス（8月）
- 一世デー（10月、移住一世の方々を記念する日、かつては「ハイオニアデー」と呼ばれた）
- 秋の歌祭り（11月）
- 紅白歌合戦（12月、市民協会一世部、トロント商工会、日系文化会館、新移住者協会の四団体共催）
- 大晦日ディナー及びダンス（12月）

### 3 メトロキャラバン

メトロキャラバンは、多様言語・多様民族・多様文化・多様人種の都市であるトロントには、無くてはならない祭りとなっている。

#### 1) メトロキャラバンの始まり

メトロキャラバンの創始者であるコサー夫婦（Mr. Leon Kossar & Mrs. Zena Kossar）

は、どちらもウクライナ系カナダ人が人口の主体であるサスカセチェン州の、ウクライナの伝統文化の中で育った。二人は1953年にバッファローで開催された「ウクライナ系青少年フェスティバル」で出会い、その四年後に結婚している。

その後、トロントに移った二人は、多様文化と多様民族で構成されるこの街で、以前として「WASP（アングロサクソン系の白人で、キリスト教新教徒）」の文化を主流としていることを発見し、多様文化をもっと祝うイベントを考え始める。そして、コサー婦人が「移動する祭り（mobile feast）」を発案し、今日のメトロキャラバンへと発展した。

## 2) メトロキャラバンとは

メトロキャラバンが始まったのは1969年で、昨年この祭りは26回目を数えた。毎年6月の中旬の9日間は、メトロトロントが、「世界の街」に変わる。メトロトロントには、大まかに約75の民族・文化コミュニティーがあるといわれ、これらの中でキャラバンに参加するコミュニティーがそれぞれ「パビリオン」を設置して、キャラバンの期間中自分達の文化を披露する。パビリオンは、恒常的な建物を所有するコミュニティーはそれを利用し、恒常的なセンターを持たないコミュニティーは、市の建物を借りるなどして設置しキャラバンに参加している。キャラバンが始まった最初の年は20のパビリオンが参加したが、26年後の昨年は40以上のパビリオンにその数が膨らんでいる。

それぞれのパビリオンの名前は、国の名前にはせず、都市の名前を掲げている。例えば、日系文化会館は「東京パビリオン」、コリア系の場合は「ソウルパビリオン」、ギリシャ系の場合は「アテネパビリオン」というふうにしているが、これはキャラバンがそれぞれの「国」の宣伝ではなく、あくまでもメトロトロントの多様文化を祝う祭りであることを考慮しているからである。

パビリオンは、9日間の期間中オープンしているが、週末の土、日曜日は午後3時から11時まで、月曜日から金曜日までの週日は午後6時から11時までである。これは、パビリオンを訪問する側が、仕事が終わってから出掛けられるようにとの配慮はもちろんあるが、それよりもパビリオンで働く人の殆どがボランティアであることが大きな理由である。

それぞれのパビリオンでは、民族・文化色を生かした料理や地酒、エンターテインメント、文化デモンストレーション、展示物等が披露され、踊り等には訪問客も一緒になって楽しむ「参加型」も多い。また、エンターテイメントには地元のグループが出演することが多いが、パビリオンによってはわざわざ本国からプロの団体を招聘することもある。

ところで、これらのパビリオンに入場するには、入場料を払わなければならない。入場料は、全期間の9日間有効の「パスポート」と、一日限り有効の「パスポート」を購入す

る形で支払う。有効な「パスポート」を持っていればどこのパビリオンでも自由に入場できる。各パビリオンでは、入場の時にこの「パスポート」に「ビザ」のスタンプを押してくれるが、この「ビザ」スタンプを集めるのも、キャラバン中の一つの楽しみである。ちなみに、昨年1994年は、期間中有効なパスポートは14ドル、一日限りのパスポートは7ドルであった。

こうして、トロントの住民は、地元での「世界の旅」を心ゆくまで満喫するのである。

### 3) キャラバンがもたらすもの

メトロキャラバンが、メトロトロントにもたらす効果や影響は、経済面とコミュニティ開発面とに分けて考えられる。まず経済面であるが、過去25年間でキャラバン運営の直接経費だけでも4千万ドル以上がメトロの経済に投入されている。さらに、それぞれのパビリオンでの料理・飲料の売上やお土産品の売上等を含めると多額の経済効果があると言われる。昨年1994年の主催者側が費やした運営費は60万ドルであったが、これに、45以上のパビリオンそれぞれの運営費を足すと2百万ドルに達したであろうと言われる。また、最近はキャラバンが国際的に有名になり、メトロトロントの住民だけでなくカナダの他の地域やアメリカからの観光客も増えており、観光業界への経済波及効果も拡大している。さらに、各パビリオンでボランティア参加した若者の中には、その経験を生かしてレストランの経営や旅行事業、ブティックなど、自営業を始める人も出てきているという。

キャラバンが始まった1969年には、パビリオンへの訪問客は延べ（集めた「ビザ」スタンプの数で推定）15万人に過ぎなかった（開催期間は5日間であった）のが、昨年の1994年には延べ2百万人以上と発表されている。

一方、コミュニティ開発面への効果であるが、これは数字で表すのは難しい。主催者側の意図は、メトロトロントで活動している各コミュニティ団体（非営利団体）への支援が主要な目的であるが、同時にメトロの住民が自らが暮らす街の多様性を認識し、他の民族や文化を理解することで自らの見識を広め文化の豊かさを再確認することにより、平和な共同体を築くことに貢献することも裏に秘められた目的である。実際、この祭りが効を奏してか、メトロの住民による多様文化に対する肯定的な認識は高まっているように思える。

ところで、この祭りに対して、「民族を商業化し、民族を単に“民族衣装を着て民族舞踊を踊る人”とのみに矮小化されて認識される危険性があるのでないか」と危惧する声もある。しかし、キャラバンはあくまで「祭り」又は「エンターテインメント」であり、多様文化主義を促進するための政治的手段ではない、と創始者のコサー氏は語っている。

尚、キャラバンに参加しパビリオンを開くためには、主催者に対し「参加料」を支払わなければならない。この資金により、主催者側は「パスポート」の作成、宣伝、パンフレット等を含む各種印刷、各種賞の賞品やトロフィー、運営費等に当てる。

表5. 1994年のメトロキャラバン参加パビリオン

**1994 DIRECTIONS  
METRO TORONTO INTERNATIONAL CARAVAN  
PAVILIONS T.M. REG'D**

1. ATHENS - 115 Bond Street - 3 blocks east of Yonge,  $\frac{1}{2}$  block north of Dundas.
2. AL KHAIMA - 1087 Queen Street West - Southeast corner of Queen and Dovercourt.
3. BELGRADE - 212 Delaware Avenue - Northwest corner of Bloor and Delaware.
4. BLUE DANUBE - 1686 Ellesmere Road - Northeast corner of Ellesmere and McCowan.
5. BRIDGETOWN - 651 Dufferin Street - 1 block north of Dundas, south of College.
6. BUDAPEST - 840 St. Clair Avenue West - Northeast corner of St. Clair and Winona.
7. CATHAY - 606 College Street - 3 blocks west of Bathurst.
8. EVORA - 846 Dufferin Street - 1 block north of Dundas, on the west side.
9. GEORGETOWN - 131 Broadview Avenue -  $\frac{1}{2}$  block north of Queen, east side of Broadview.
10. HELSINKI - 276 Main Street - Southwest corner of Main and Danforth.

Transportation routes and Pavilion showtimes are listed in the official Guide to Caravan. Available at all Pavilions.

**1994 DIRECTIONS  
METRO TORONTO INTERNATIONAL CARAVAN  
PAVILIONS T.M. REG'D**

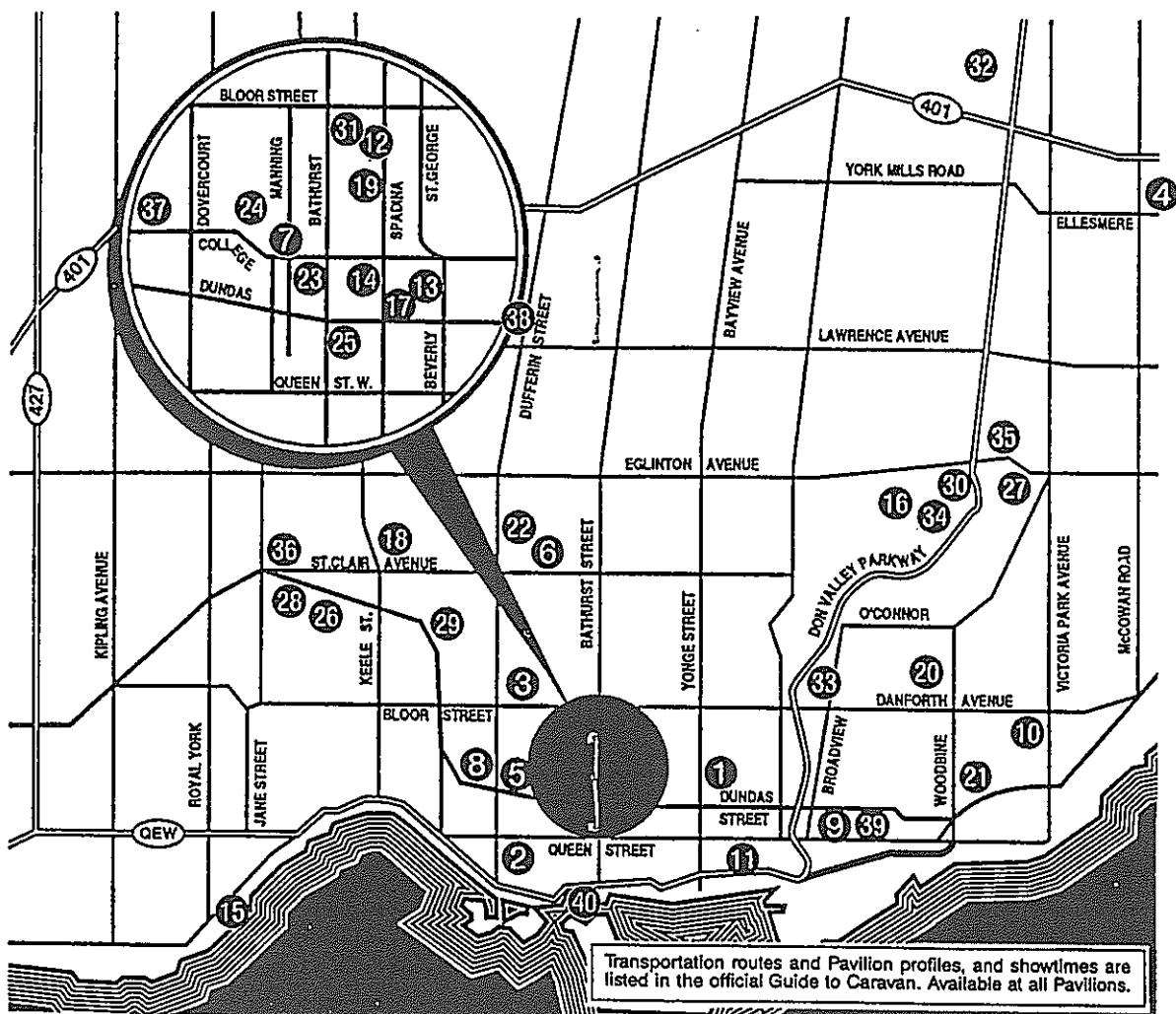
11. JAVA - 129 Jarvis Street - Northeast corner of Jarvis and Richmond.
12. JERUSALEM - 750 Spadina Avenue - Southwest corner of Bloor and Spadina.
13. KRAKOW - 206 Beverley Street - 3 blocks east of Spadina, south of College.
14. KYIV (Kiev) - 297 College Street -  $1\frac{1}{2}$  blocks west of Spadina, south side of College.
15. LOS HISPANOS - 2282 Lakeshore Boulevard West - 1 block west of Parklawn.
16. MANILA - 1073 Millwood Road - Between Laird Drive and Bayview Ave., north of Overlea Blvd.
17. NEW DELHI - 58 Cecili Street - 1 block south of College, east of Spadina.
18. NOVGOROD - 91 Kersdale Avenue - 1 block north of Rogers Rd. and Old Weston Rd., via Watt Street.
19. ODESSA - 620 Spadina Avenue - 2 and a half blocks south of Bloor, south of Harbord.
20. PANJIM - 57 Glebemount Avenue - 2 blocks west of Coxwell, north of Danforth.
21. PARAMARIBO - 303 Kingston Road - Southeast corner of Woodbine and Kingston Rd.
22. PORT OF SPAIN - 2080 Dufferin Street - 2 blocks north of Rogers.
23. RIGA - 491 College Street - Just west of Bathurst, South side of College.
24. RIO da JANEIRO - 722 College Street - Northwest corner of College and Crawford.
25. SAN FERNANDO - 707 Dundas Street West - Southeast corner of Dundas and Bathurst.
26. SARAJEVO - 333 Annette Street - 1 block south of Dundas, 3 blocks east of Rummymede.
27. SEOUL - 20 Mobile Drive - Just south of Eglington, west of Bermondsey.
28. SEVILLE - 3465 Dundas Street West - 2 blocks east of Jane, south side of Dundas.
29. SHANNON - 1650 Dupont Street - 2 blocks east of Dundas St. W. On north side of Dupont.
30. SKOPJE - 78 Overlea Blvd. - West of Don Mills Road, south of Eglington.
31. SYDNEY-AUCKLAND - 292 Brunswick Avenue - 3 blocks west of Spadina, south of Bloor.
32. TAIPEI - 2975 Don Mills Road - North of Sheppard Ave. E., South of Finch Ave. E.
33. TALLINN - 958 Broadview Avenue - North of Danforth, just south of Pottery Road.
34. THESSALONIKI - 30 Thorncliffe Park Drive - West of Don Mills Road, South of Overlea Blvd.
35. TOKYO - 123 Wynford Drive - 1 block north of Eglington, east of Don Mills Road.
36. VALLETTA - 235 Medland Street - 2 blocks west of Keele, at Dundas West.
37. VILNIUS - 1021 College Street - 2 blocks east of Dufferin, south side of College.
38. YEREVAN - 3180 Bathurst Street - 2 blocks north of Lawrence Ave. W.
39. WAIIKIKI - 870 Queen Street East - 2 blocks east of Broadview, north side of Queen.
40. YORK - 659 Lakeshore Boulevard West - 1 block west of Bathurst, south side of Lakeshore (H.M.C.S. York).

**KEEP THIS PASSPORT.** The lucky winner of the draw will be required to present the numbered passport.

Transportation routes and Pavilion showtimes are listed in the official Guide to Caravan. Available at all Pavilions.

資料提供：Metro Toronto International Caravan

図12. 1994年のメトロキャラバン参加パビリオンの地図上の位置



資料提供：Metro Toronto International Caravan

## 第三章 多民族社会に対応する法体系

前の章では、カナダがいかに多様文化を抱えた複合民族国家であるかを、国勢調査とコミュニティセンターの種類から見てきたが、このような国が一つの国家として平和的に纏まるためには、それなりの法的基盤が用意されていなければ難しい。民族が異なり、人種が異なり、宗教が異なり、言語が異なり、文化が異なり、習慣が異なり、物事の価値観が異なる人間が集まって一つの国を形成するには、これら異なったものを尊重し、互いに認め合うような社会であることが基本的な条件となる。

本章では、これらを保証するための具体的な法体系を、連邦、州のレベルで検証してみる。

### 第一節 自由と権利の憲章

カナダには、憲法にも優先する社会の基本法として「カナダ自由と権利の憲章(Canadian Charter of Rights and Freedoms 以下、『憲章』)」がある。多様文化、複合民族国家を支える大黒柱とも言うべきこの憲章を理解することは、この後の連邦法や州法、そして次章のメトロトロントでの具体的な施策の依って立つ基盤を理解することにも繋がり、カナダ理解の根幹をなすものと言っても過言ではない。

本節では、この「憲章」の中でも、多様文化や多民族社会に関連する部分を紹介しながら、カナダ多様文化国家の精神を理解しようと思う。

#### 序 前文

カナダは、神と法による支配の原則を認め、その基に建国された。

#### 権利と自由の保証

1 「カナダ自由と権利の憲章」は、自由と民主的な社会において、合法的に束縛することが正当化できる場合を除いて、カナダ国民の権利と自由を保証する。

#### 基本的な自由

2 全ての個人は、以下の基本的自由を有する；  
(a) 良心及び宗教の自由  
(b) 思想、信条、意見、及び、出版と他の媒体による伝達を含む表現の自由

- (c) 平和的な集会の自由
- (d) 結社の自由

#### 平等の権利

- 15 (1) 全ての個人は、法の下において平等であり、差別、とり分け人種、国籍または民族、皮膚の色、宗教、性別、年齢及び身体または精神的障害に基づく差別を受けることなく、法による平等な保護と利益を得る権利がある。
- (2) 上記(1)の条項は、恵まれない境遇にいる個人や、人種、国籍または民族、皮膚の色、宗教、性別、年齢及び身体または精神的障害が原因で恵まれない境遇にいる団体の状況を改善する事を目的としたいかなる法律や制度及び活動を妨げるものではない。

#### カナダの公用語

- 16 (1) 英語とフランス語をカナダの公用語とし、カナダの政府及び国会に属する公共施設での使用において、平等の地位と平等の権利及び特権を有する。
- (2) 英語とフランス語をニューブランズウィック州の公用語とし、ニューブランズウィック州政府及び州議会に属する公共施設での使用において、平等の地位と平等の権利及び特権を有する。
- (3) 国会や州議会が、英語やフランス語の地位や使用の平等性を促進する権限を、この憲章のいかなる条項も阻害しない。
- 17 (1) 国会における討論やその他の行為において、全ての個人は英語またはフランス語を使用する権利がある。
- (2) ニューブランズウィック州議会における討論やその他の行為において、全ての個人は英語またはフランス語を使用する権利がある。
- 18 (1) 国会の法令、記録及び議事録は、英語及びフランス語で印刷及び出版され、そのどちらの言語版も同等の権限をもつ。
- (2) ニューブランズウィック州議会の法令、記録及び議事録は、英語及びフランス語で印刷及び出版され、そのどちらの言語版も同等の権限をもつ。
- 19 (1) いかなる個人も、国会によって設立された裁判所において弁護をする場合や、裁判所から令状を受ける場合は、英語またはフランス語を使用することが出来る。
- (2) いかなる個人も、ニューブランズウィック州議会によって設立された裁判所において弁護をする場合や、裁判所から令状を受ける場合は、英語またはフランス語

を使用することが出来る。

- 20 (1) カナダ国民は全て、カナダ国会及び政府に属する公共施設の本部又は支部において、意思伝達をする場合やそこからのサービスを受ける場合は、英語又はフランス語を使用する権利があり、また、(a)この二言語での意思伝達やサービスを受ける需要がかなり高い事務所、又は、(b)事務所の性格から、そこでの意思伝達やそこからのサービスを受ける場合に、両言語を使用することが適当である場合も同様に英語又はフランス語を使用する権利がある。
- (2) ニューブランズウィック州民は全て、州議会及び州政府に属する全ての公共施設の事務所において、意思伝達をする場合やそこからのサービスを受ける場合は、英語又はフランス語を使用する権利がある。
- 21 上記16から20までの条項のどの内容も、カナダ憲法の条項の基で存在または継続している英語及びフランス語、またはどちらの言語に関するいかなる権利、特権及び義務をも廃棄または損じるものではない。
- 22 上記16から20までの条項のどの内容も、この憲章が施行される前から、又は、施行された後に獲得された、または持っていた、英語またはフランス語以外の言語に関するいかなる法的または習慣的権利または特権をも廃棄または損じるものではない。

#### 少数民族教育の権利

- 20 (1) カナダ国民で、(a)学び、且つ、今でも理解する第一言語が英語またはフランス語だが、居住する州においては、その学び、且つ、今でも理解する言語を第一言語とする人が少数である場合でも、または、(b)カナダでの小学校教育を英語またはフランス語で受けたが、居住する州においては教育を受けた言語を第一言語とする人が少数である場合でも、彼らの子供が、居住する州において、彼らの第一言語で小学及び高等教育を受ける権利を有する。
- (2) カナダ国民で、その子供のうち一人でも小学または高等教育をカナダ国内で英語またはフランス語で受けたかまたは受けている場合、その国民の子供は全て同じ言語で小学または高等教育を受ける権利を有する。
- (3) 上記(1)と(2)の、カナダ国民の子供は居住する州においては教育を受けた言語を第一言語とする人が少数である場合でも、英語またはフランス語で小学または高等教育を受ける権利を有する、と言う条項は、(a)この様な権利を持つカナダ国民の子供の数が、公費で彼ら言語的小数グループにその言語で教育を提供できる十分な人数になっている場合は州のどこにあってもこれを適応する、及び、(b)その言

語で教育を受ける権利を持つ子供の人数が十分な場合、このための施設も公費で提供することを含む。

#### 一般条項

- 25 (1) 当憲章で保証されている特定の権利や自由は、いかなる先住民や先住民との条約、または、(a)1763年10月7日の「国王声明」によって認められた全ての権利及び自由、そして(b)現在「土地請求合意」によって存在するまたは獲得された全ての権利及び自由、を含むカナダの先住民に属するその他の権利と自由を廃棄したり損じたりするように解釈されてはならない。
- 26 当憲章で保証されている特定の権利や自由は、カナダで存在するいかなる権利及び自由も、その存在を否定するような解釈はされるべきではない。
- 27 この憲章は、カナダ人の多様文化遺産を保護し強化することと一貫性を持たせた解釈をすべきである。
- 28 当憲章に係わりなく、ここで触れている権利及び自由は男性にも女性にも平等に保証される。
- 29 当憲章のどの条項も、カナダ憲法で保証された宗教学校、(市の教育委員会の学校とは別の) 独立学校または少數派の学校のいかなる権利及び自由を廃棄または損じるものではない。
- 30 当憲章で言及している州または州議会については、ユーコン準州及びノースウェスト準州、または、場合によっては、その他の適当な議会も含むものと考える。
- 31 当憲章のいかなる条項も、どのような団体や権威の立法権をも拡大するものではない。

図13. カナダ権利と自由の憲章

— Whereas *Clouds* is founded upon principles that recognize the supremacy of God and the rule of law;

Guarantee of Rights

**EUROPEAN FOUNDATIONS** | **EUROPEAN FOUNDATIONS**

UNIVERSITY FREEDOMS

contradict and dispute [ii] freedom of thought, belief, opinion and expression, including freedom of the press and other media of communication; [iii] freedom of peaceful assembly; and [iv] freedom of association.

Democracy Rights

On the 1<sup>st</sup> January of each year the right to vote in an election of  
Commoners or Peers of the Commonwealth of Australia and to be  
elected to either House of the Commonwealth Parliament by the  
electoral districts of the Commonwealth shall vest in every person  
of the Commonwealth who is entitled to vote in the electoral  
district in which he resides at the time of the election. In time of  
war or of a rebellion or insurrection or invasion or other emergency  
any person lawfully serving in the Commonwealth forces or  
commanded by the Commonwealth in any part of the Commonwealth is not  
deprived by the laws of the Commonwealth of his right to vote in  
the election of Commoners or Peers of the Commonwealth as the case may be. If there shall be  
any election of Parliament or of each Legislature at least once every twelve  
months.

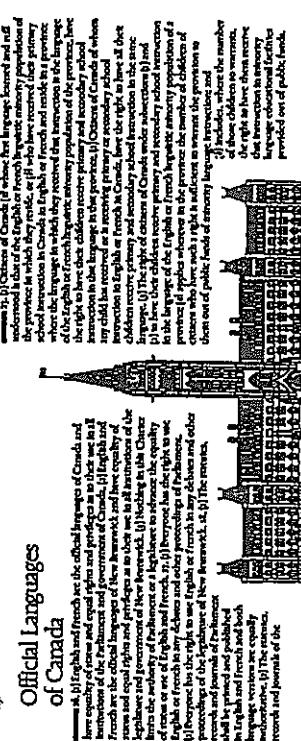
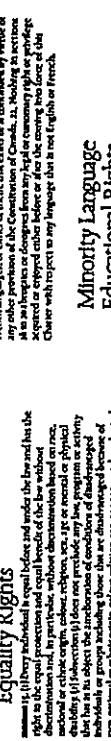
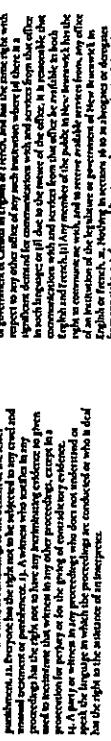
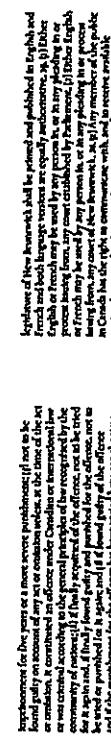
Mobility Rights

[redacted] Lights

In response, he directed us to Ma's theory and society of the person as a way of understanding the relationship between the individual and the community. He argued that the concept of the person as a way of understanding the relationship between the individual and the community is a way of understanding the relationship between the individual and the community. He argued that the concept of the person as a way of understanding the relationship between the individual and the community is a way of understanding the relationship between the individual and the community.



# THE CANADIAN CHARTER OF RIGHTS AND FREEDOMS



Enforcement

14.11 Anyone whose rights or freedoms are restrained by the Church, will be brought or allowed new hope to court of competent jurisdiction to obtain and remedy the court considers appropriate and fair in the circumstances. (1) In proceedings under subsection (1), the court concludes that evidence was obtained in manner the religious or defiled any rights or freedoms guaranteed by the Charter, the evidence shall be excluded if it is established that, having regard to all the circumstances, the admission of it in the proceeding would bring the administration of justice into disrepute.

[1]

The government in the Clergy of certain cities and provinces had been established as a tax-sharers or tithesmen from whom, though in a lesser capacity than those in the developed portions of Canada, they received a portion of the tithes which were collected by the Royal Commissioners of the Church of England. They were now known as the Clergy of the Province of Quebec, and were called the Clergy of Quebec. The Clergy of Quebec was a class of clerical functionaries who were not members of the Clergy of the Province of Quebec, but were nevertheless entitled to receive a portion of the tithes which were collected by the Royal Commissioners of the Church of England. They were called the Clergy of Quebec, and were called the Clergy of Quebec. The Clergy of Quebec was a class of clerical functionaries who were not members of the Clergy of the Province of Quebec, but were nevertheless entitled to receive a portion of the tithes which were collected by the Royal Commissioners of the Church of England. They were called the Clergy of Quebec, and were called the Clergy of Quebec.

Application of Charter

Citation

1

## 第二節 カナダ人権法

カナダ連邦法の第6章(CHAPTER H-6)は、多様文化と多民族のカナダにふさわしく、性別や年齢、性志向、身体・精神障等による差別禁止を含めた、人権の保護について規定しており、この法律は「カナダ人権法 (Canadian Human Rights Act)」と呼ばれている。以下、この法律の中味で、特に多様文化及び小数民族の人権に係わる部分を抜粋して検証してみよう。

### 1 人権法の目的

この法律は、差別を追放するために制定された法律であるが、同法の詳しい目的については第2条に規定されている。

第2条 この法律の目的は、人種や国籍または出身民族、皮膚の色、宗教、年齢、性別、未婚か結婚しているか、家族の状況、身体・精神障害、または、前科を理由に差別を受けることにより、全ての個人が社会の一員としての義務及び責務を果すと同時に、他の個人と平等に持てる生活あるいは持ちたいと望んでいる生活を実現する機会を妨げられないという原則を保証するために、国会の立法権の範囲内で、カナダの法律を拡大することである。

### 2 追放すべき差別（第一部）

次に、当法律の第一部 (PART 1) で、追放すべき差別について規定されている。

第3条 (1)当法律の全ての目的のため、人種や国籍または出身民族、皮膚の色、宗教、年齢、性別、未婚か結婚しているか、家族の状況、身体・精神障害、または、罪を犯したが既に許された場合、これらを理由に差別をすることは禁止される。  
(差別の対象)

(2)差別の理由が妊娠または出産の場合、差別の理由は性別に基づく差別と解釈される。

第4条 次の第5条から第14条で規定される「差別行為」は、当法律の第三部 (PART III) の規定の下で、苦情申請の対象となり、差別行為を行っている者あるいは行った者は誰でも、第53条及び第54条で規定された命令を受ける対象となる。

具体的な「差別行為」については、次の第5条から第14条で規定されている。

第5条 一般大衆に対し通常提供されている商品、サービス、施設または住居施設が、禁止されている「差別の対象（第3条参照）」を理由に、次のような行為が行われた場合、差別行為と見なされる。

(a)上記の商品、サービス、施設または住居施設が、どのような個人に対してでも拒否または提供されることが拒否された場合。

(b)ある個人が、他の個人と反対の対応をされ区別された場合。

第6条 商業用建物や住居施設が、禁止されている「差別の対象（第3条参照）」を理由に、次のような行為が行われた場合、差別行為と見なされる。

(a)上記の商業用建物や住居施設が、どのような個人に対してでも入居が拒否された場合。

(b)ある個人が、他の個人と反対の対応をされ区別された場合。

第7条 禁止されている「差別の対象（第3条参照）」を理由に、直接的または間接的に次のような行為が行われた場合は、差別行為と見なされる。

(a)いかなる個人も、雇用することまたは雇用を続けることを拒否された場合。

(b)既に雇用している個人と比べ、全く別の対応で雇用された場合。

第8条 次の行為は、差別行為と見なされる。

禁止されている「差別の対象」に基づき、それによる限定または指定あるいは優先をするような表現または暗示をさせる；

(a)雇用申請書を使用または配付する行為、または、

(b)雇用または雇用可能性に関連する求人広告、あるいは書面または口頭による問い合わせ行為。

第9条 (1)禁止されている「差別の対象」に基づく、被雇用者の組織による次の行為は、差別行為と見なされる。

(a)被雇用者の組織における会員としての完全な地位が、特定の個人に認められない場合。

(b)会員としての地位が剥奪または保留された場合。

(c)特定の個人が被雇用者の組織においてその個人に対し、または特定の個人が係わる団体労務協定を順守する義務を追う組織においてその個人に対し、その個人の雇用機会を奪ったり限定したりあるいは地位を落とすような限定行為、分離行為、分類行為その他の行為は差別行為と見なされる。

(2)上記(1)に係わりなく、特定の個人がその個人の職種に類似した一般の職種における通常の退職年齢に達した場合、その個人が被雇用者の組織によってその個

人が除籍、または地位保留されても、それは差別行為とは見なされない。

(3)この条項及び第10条、第60条の目的により、「被雇用者の組織」には、労働組合または他の被雇用者の組織またはその支部で、その組織の目的が雇用される者を代表して雇用者と雇用労働条件を交渉するものを含む、そのような組織が含まれる。

第10条 禁止されている「差別の対象」に基づく、雇用者、被雇用者の組織または雇用者の組織による次の行為は、差別行為と見なされる。

(a)特定の個人または特定の階級の人々の雇用機会を奪うまたは奪う傾向のある政策の設定またはその実行、または、  
(b)求人、照会、雇用、昇進、訓練、見習、移転またはその他雇用または雇用の可能性に係わる事柄に影響するような合意を行うこと。

次の第11条においては、男女の賃金格差を禁ずる内容が(1)項から(7)項までに述べられている。

第12条 出版または公衆の前に掲示、もしくは出版しようとしているか公衆の前に掲示しようとしているいかなる知らせや標識、象徴、表象、または他の表現で；

(a)差別または差別の意図を表わすまたは暗示する、あるいは、  
(b)他人に対し差別するように扇動するまたは扇動を企てる行為で差別が表現または暗示、または表現または暗示が意図された、または扇動または扇動を企てられた場合、あるいはその他で関与した場合は、第5条から第11条または第14条に記述された差別行為と見なされる。

第13条 (1)個人または集団が協力して、全部または部分的に繰り返し、国会の立法権の範囲内での企業の電気通信設備を使って、電話通信を行うか通信を行わせようとする行為がどのようなものであれ、禁止されている差別の対象の基で認識できる個人や集団に対する憎悪にさらすような行為は差別行為と見なされる。

(2)上記(1)の条項は、放送企業の施設を使って全部または一部を通信するいかなる行為にも適用されない。

(3)この条項の目的から、いかなる電気通信事業の所有者または経営者が、その所有者または経営者の設備が他の人により中継に使用されるという理由だけでも、上記(1)で記述された通信または通信を行わせようとする行為は、これを行ってはいけない。

第14条 (1)禁止されている「差別の対象（第3条参照）」を理由に；

(a)一般大衆に対し通常提供されている商品、サービス、施設または住居施設の提

供において、

- (b)商業用建物や住居施設の提供において、または、
  - (c)雇用に関する事柄において、特定の個人に嫌がらせをする行為は差別行為と見なされる。
- (2)上記(1)条項の一般性を限定することなしに、この条項の目的から、性的嫌がらせの行為は禁止されている差別の対象に基づく差別行為と見なされる。

以上の条項は、「禁止されている差別の対象」に基づく差別行為を禁止する内容になっているが、次の第16条では、少数民族や社会的弱者を積極的に保護する条項である。

第16条 (1)人種や国籍または出身民族、皮膚の色、宗教、年齢、性別、未婚か結婚しているか、家族の状況、身体・精神障害、または、前科（罪を犯したが既に服役済み）がもとで、その特定の個人または団体が社会的に不利益な状態におかれそうな場合はそれを防ぎ、不利益な状態におかれている場合はそれを取り除く、または軽減するための特別な制度や企画、または手配を採用または実施する行動は差別的行動とは見なされない。

- (2)カナダ人権委員会（The Canadian Human Rights Commission）は、次の事業を行う。
- (a)上記(1)条項で記述されている特別制度、企画または手配の実施に対し、望ましい目的に関する一般的な勧告をする。
  - (b)上記(1)条項で記述されている特別制度、企画または手配の実施において、それら特別制度、企画または手配が達成しようとしている目的を、その実施において達成できるようなアドバイスを与えたり支援を行う。

上記の(2)の条項で登場した「カナダ人権委員会」は、差別的行為が行われた場合に差別を受けた人の訴えを受けたり調査を行なったりする組織でもある。（「カナダ人権法」第三部）

### 第三節 カナダ多様文化主義法

カナダの多様文化を保護し強化するための法案（通称 Bill C-93）は、1987年12月1日国会に提出され、その後、国会の審議をへて、翌年の1988年7月22日、「カナダ多文化主義法（The Canadian Multiculturalism Act）」として正式に公布された。ここでは、比較的新しいこの法律について見てみよう。

#### 1 カナダ多様文化主義法の目的

カナダ多様文化主義法は、カナダの多様文化主義に関する政策を規定し、この政策を実施するためのフレームワークを定め、国会の責任の取り方についてのシステムが設定されている。

この法律では、カナダ政府が全てのカナダ人が経済的、社会的、文化的及び政治的に平等なアクセスと参加が果せるように、コミュニティーや施設等を支援することが決められている。また、カナダの国造りにおいて全てのカナダ人やコミュニティーが、その出身や背景に係わらず等しく貢献することを認めているのである。しかし、これは全ての人が一つの「型」に嵌まるべきであると言っているのではなく、その全く逆である。

この法律は、全てのカナダ人に対しその権利と義務を認識させ、国内のあらゆる面において多様文化主義が実現するよう共に貢献するよう促進することが目的である。

#### 2 カナダ多様文化主義法の精神

カナダ多様文化主義法の精神は、その前文に明確に示されており、それは、カナダ憲法で保証された市民的、政治的、社会的及び言語的権利の一般的な枠組みの中で述べられている。そこでは、「カナダ権利と自由の憲章」の27条が「カナダ人の多様文化遺産を保護し強化することと一貫性を持たせた解釈をすべきである」と規定していることを確認している。

カナダ憲法は、全ての個人が法の下と前では平等であり、また、平等の保護を受ける権利を有し、良心、宗教、思想、信条、意見、表現、平和的な集会及び結社の自由を持ち、その自由が男女平等に保証されるという法の利益を差別なく受けることを規定している。また、カナダ憲法は、カナダ国民の多様文化遺産を保護し強化することを重要性を認めている。

「憲章」で保証された自由と民主及び法的権利は、カナダ国民によって伝統的に認められてきたが、しかし、それが法的に保証されたのは憲法ができてからのことである。

カナダ憲法は、また、カナダ先住民族の権利も認める。

「憲章」の25条及び「憲法法、1982年」の35条では、憲法が先住民が有している、又は、将来有するであろういかなる特別権にも抵触するような用い方をしてはならないことが明確に規定されている。

カナダ憲法及び公用語法は、英語とフランス語がカナダの公用語であることを規定し、この両言語がその他のいかなる言語に関して得られた、または、既に存在する権利や特権を破棄するものでもなければ、損じるものでもない。

言語の権利については、「憲章」の16条から23条で規定されている。16条では、英語とフランス語がどちらも平等にカナダの公用語であることを規定し、同時に、22条では、英語やフランス語以外の他のいかなる言語も、「憲章」の公用語規定によってその権利や特権が損なわれるものではないことが規定されている。

カナダ多様文化主義法の前文は、その他の法律、例えば公用語法や市民権法、カナダ人権法等からの言語規定部分を引用しており、従って、かなり強化された内容となっている。

市民権法では、全てのカナダ人は、その市民権取得が出生によるか選択によるかにかかわらず、平等の地位を持ち、平等の権利と力及び特権を持ち、同時に同じ義務と任務及び責任を負うことを規定している。

カナダ人権法は、商品やサービスの提供、施設や住宅、又は雇用などで差別を受けたことにより個人の権利が犯された場合は、法的な手段を取ることが出来る平等の権利を定めている。同法はまた、差別をする又は、差別を扇動する意図を持った出版物の出版、及び特定のグループを嫌悪するメッセージを流すための通信施設（例えば電話回線）の使用を禁止している。これは、州政府の管轄内での差別行為を禁止した州の法律に対して、連邦レベルで対応するための法律である。

カナダは、人種差別撤廃国際条約を批准した国であり、この条約では、全ての人類は法の

前で平等であり、全ての差別及び差別を扇動する行為から法的に保護される権利を持っていることが規定されている。また、市民政治権国際条約も批准しており、少数民族の民族、宗教、又は、言語グループに属する者は、自分の文化を維持したり、自分の宗教を信仰し実践したり、自分の母国語を使用する権利は否定されない。

カナダは国際舞台では非常に積極的な役割を担っている。国連加盟国として、国内外における人類の環境向上のための様々な条約を批准してきた。これらの条約のいくつかは、このカナダ多様文化主義法の前文に盛り込まれている。特に、1970年にカナダで批准された人権差別撤廃国際条約は、人種差別を無くすための強力な武器となっている。また、市民政治権国際条約は、1976年に批准され、少数民族が自分達の宗教や文化、言語を実践または使用する権利が認められている。

カナダ政府は、人種や、国籍又は民族、皮膚の色、宗教等において多様な人口構成を成していることを認め、また、これがカナダ社会の基本的な特徴であることを認め、カナダの多様文化遺産を保護し強化することを任務とし、全てのカナダ国民の経済、社会、文化及び政治的生活における平等が実現するよう努力する。

前文の最後に、カナダの多様文化が紛れもない日常の現実であることを認め、これがカナダ社会の基本的な特徴であることを認めている。カナダ政府は、多様文化の保護と強化を約束し、全てのカナダ人が生活のあらゆる面で参加の平等なアクセスを保証されるよう努める。

### 3 多様文化主義の政策

カナダの多様文化主義の政策は、同法の第3条に規定されている。

第3条 (1) 以下をカナダ政府の政策とする。

- (a) 多様文化主義が、文化的及び人種的に多様なカナダの社会を反映していることを理解し、カナダ社会の全ての人が自らの文化遺産を保護し、強化し、共有する自由があることを認め、これを認識し促進する。
- (b) 多様文化主義が、カナダ遺産と自己認識の基本的性質であること、及びこれがカナダの将来を形作るためのかけがえのない資源であるとの理解を認識並びに促進する。
- (c) あらゆる背景を持つ全ての個人とコミュニティーが、継続的及び発展的に、カナダ社会の全ての場面で全面的にそして平等に参加することを促進し、こ

れを妨げるいかなる障害も取り除く。

- (d)共通の出身地と背景を持つコミュニティーが存在し、彼らのカナダ社会に対する歴史的な貢献を認め、彼らのコミュニティーが発展するように推し進める。
  - (e)全ての個人が、自分達の多様性を尊敬し価値を認めながら、平等の対応と保護を受けることを保証する。
  - (f)カナダの社会、文化、経済及び政治団体が、カナダの多様文化的特徴を尊重し、組織の中に取り入れるよう勧め支援する。
  - (g)異なった背景を持つ個人間やコミュニティー間の交流により、相互理解と創造性が生まれることを促進する。
  - (h)カナダ文化の多様性を認め評価するよう支援し、これらの文化が反映し発展的な表現が生まれることを促進する。
  - (i)英語やフランス語以外の言語の使用を保護し強化しながら、一方では、カナダの公用語である英語とフランス語の地位を強化する。
  - (j)カナダ公用語に力を入れながら、カナダ国内での調和を進めつつ多様文化主義を発展させる。
- (2) 連邦政府の機関が、以下の対応を取ることをさらなる政策とする。
- (a)あらゆる背景を持つ全てのカナダ人は、これらの機関において平等の雇用機会と昇進の機会を保証される。
  - (b)あらゆる背景を持つ個人やコミュニティーが、カナダの継続的な発展に貢献する能力を強化するための政策や制度、実施などを促進する。
  - (c)カナダ社会の多様性に生きる人々を理解し尊敬する事を強化する政策や制度、実施などを促進する。
  - (d)多様文化のカナダの現実に敏感に応える様な政策や制度、実施等を開発するための統計データを収集する。
  - (e)あらゆる背景を持つ個人の言語能力や文化的知識を、適切に利用する。
  - (f)一般的に、多様文化のカナダの現実に敏感に応える様に事業を行う。

同法は、この後第5条で「多様文化主義の政策実施」策を規定し、以下第9条まである。

## 第四節 オンタリオ州法

カナダ連邦法の「カナダ人権法 (Canadian Human Rights Act)」とは別に、オンタリオ州においても「人権法典 (Human Rights Code)」が制定されているが、この法律の主旨がその前文に書かれているので、これを紹介しながら、以降中味を検証してみよう。

### 1 人権法前文

全ての人類が持つ生まれつきの尊厳と平等で絶対的な権利を認めることは、世界の自由と正義と平和の基礎であり、国連が採択し宣言した世界人権宣言に沿うものである。また、オンタリオ州は、法に反する差別を受けることなく、全ての個人の尊厳と価値を認め平等の権利と機会を保証し、また、法の目的にあるように、全ての個人の尊厳と価値を相互に尊重し理解する環境を創造し、全ての個人が地域社会の一員であることを自覚し、地域社会と州の発展のために貢献することが出来るようにすることを政策とする。従って、女王は、オンタリオ州議会の助言と合意に基づき、以下の条項を制定する。

### 2 第一部 差別からの自由

当人権法は、全部で第5部まであるが、ここで紹介する第一部に中心となる条項が記載されているので、ここではその中味を見ることにしよう。

第1条 全ての個人は、サービスや商品及び施設を利用する場合、人種、先祖、出身地、皮膚の色、出身民族、国籍、信条・主義、性別、性志向、年齢、結婚しているかいないか、家族の状況、または障害を理由に、差別を受けることなく平等に取り扱われる権利を有する。

第2条 (1)全ての個人は、住居施設の居住者になる場合、人種、先祖、出身地、皮膚の色、出身民族、国籍、信条・主義、性別、性志向、年齢、結婚しているかいないか、家族の状況、障害または政府の生活保護を受けていることを理由に、差別を受けることなく平等に取り扱われる権利を有する。

(2)住居施設の居住者となっている全ての個人は、家主または家主の代理人、もしくは同じ住居施設の他の居住者による人種、先祖、出身地、皮膚の色、出身民族、国籍、信条・主義、性別、性志向、年齢、結婚しているかいないか、家族の状況、障害または政府の生活保護を受けていることを理由とした嫌がらせからの自由の権利を有する。

第3条 法的資格を持つ全ての個人は、人種、先祖、出身地、皮膚の色、出身民族、国籍、

信条・主義、性別、性志向、年齢、結婚しているかいないか、家族の状況、障害の理由で差別を受けることなく平等の条件で契約を結ぶ権利を有する。

第4条 (1)16歳または17歳で親の保護を離れた全ての個人は、18歳未満であると言う理由で住居施設の居住者になる場合や契約する場合に、差別を受けることなく平等の取扱を受ける権利を有する。

(2)16歳または17歳で親の保護を離れた全ての個人が、住居施設の契約をした場合、18歳と同じ法の執行ができる。

第5条 (1)全ての個人は雇用において人種、先祖、出身地、皮膚の色、出身民族、国籍、信条・主義、性別、性志向、年齢、結婚しているかいないか、家族の状況、障害の理由で差別を受けることなく平等の取扱を受ける権利を有する。

(2)被雇用者となっている全ての個人は、その職場において雇用主または雇用主の代理人、もしくは同じ職場の他の被雇用者による人種、先祖、出身地、皮膚の色、出身民族、国籍、信条・主義、性別、性志向、年齢、結婚しているかいないか、家族の状況、障害を理由とした嫌がらせからの自由の権利を有する。

第6条 全ての個人は、いかなる労働組合、業界や職業協会、または自営業界への入会においても、人種、先祖、出身地、皮膚の色、出身民族、国籍、信条・主義、性別、性志向、年齢、結婚しているかいないか、家族の状況、障害の理由で差別を受けることなく平等の取扱を受ける権利を有する。

第7条 (1)住居施設の居住者となっている全ての個人は、家主または家主の代理人、もしくは同じ住居施設の他の居住者による性別を理由とした嫌がらせからの自由の権利を有する。

(2)被雇用者となっている全ての個人は、その職場において雇用主または雇用主の代理人、もしくは同じ職場の他の被雇用者による性別を理由とした嫌がらせからの自由の権利を有する。

(3)全ての個人は、次の事柄からの自由の権利を有する；

(a)性的行為の勧誘や言い寄りを行っている人が、その行為が歓迎されていないことを知るまたは知るべき状態の時、利益や言い寄りを協議、承認または否定ができる立場にある人が行う性的行為の勧誘や言い寄り、または、

(b)利益や言い寄りを協議、承認または否定ができる立場にある人による、性的行為の勧誘や言い寄りへの拒否に対する報復または報復の脅威。

第8条 全ての個人は、この法律のもとでの手続きを開始し参加するために、及びこの法律のもとで他人の権利を犯すことを拒否するために、これを行ったために報復を

受けたり報復の脅威を受けることなく、この法律のもとでその権利を主張または行使する権利を有する。

第9条 この第一部の条項で定められている権利を犯したり、または、直接または間接に犯すいかなる行為もしてはならない。

以上、第一部では差別的行為の禁止を述べているが、第二部では、当法律に使われている用語の定義を行い、さらに、第一部の差別条項に照らして差別行為となる場合と、第一部の差別条項にもかかわらず、差別行為とは見なされない場合を具体的に規定している。

そして、第三部では、当法律の執行を行うための組織「オンタリオ人権委員会」について規定している。

第27条 (1)オンタリオ人権委員会は、英語名では「Ontario Human Rights Commission」、フランス語名では、「Commission ontarienne des droits de la personne」の名の下で活動し、カウンシルの副総督によって指名される7人以上の委員で構成される。

以下、第27条及び第28条では委員会の性格と構成について叙述されている。

第29条 人権委員会の機能は、以下に記述する。

- (a)全ての個人の尊厳と価値を認め、法に反して差別を受けることなく平等な権利と機会が得られるような政策を促進する。
- (b)当法律を理解し受容して、この法律に従うよう推進する。
- (c)第14条(1)の条項（社会的に不利な立場にいる個人や団体を保護するための特別制度等は違法ではないことが規定されている。）の規定を満たすために、その特別企画や制度の執行により苦しむ人がいる場合に、その人が委員会に対してその特別企画や制度を再考慮するよう訴える事が出来る権利を認めたうえで、特別企画や制度を促進する。
- (d)当法律で保証されている権利を犯すような差別行為を無くすための情報を大衆に流し啓蒙するプログラムを開発並びに実施し、また、差別行為を無くす為の研究を推奨する。
- (e)当法律の意図と一貫性のないあらゆる法規、規定、またはその法規の下で制定された制度や政策を調査及び見直しを行い、それに対する規定や制度、または政策を提言する。
- (f)禁止されている差別行為が確認されたことにより、緊張や衝突へと発展する、

または発展しそうな事件や状況を調査し、緊張や衝突を起こす原因を取り除くための適切な対処をする。

- (g)地域社会（コミュニティー）で、禁止されている差別行為が起こりそうな状況が発見されたら、その問題の調査を手掛け、この問題を無くすか減らすよう促し、協力して計画や制度を制定する。
- (h)公共、地方自治体及び民間の機関や組織、団体または個人に対し、禁止されている差別行為が発見された場合に、緊張や衝突を緩和するようなプログラムに関与するよう促進し、支援し、また推奨する。
- (i)当法律を実施し、調査委員会の命令を実施する。
- (j)当法律及び他の法律で与えられた使命を遂行する。

## 第四章 メトロトロントの具体的対応策

この章では、これまで見てきたカナダ連邦レベルや州レベルでの多民族・多様文化政策が、自治体のレベルで具体的にはどのように実施されているか、どのように全ての市民に対してサービスへの平等なアクセスを保証しようとしているかを、メトロトロントの行政部門のなかで検証してみたい。

### 第一節 住宅部門

住宅に関する公共サービスを行っているメトロ行政の部門は、「コミュニティーサービス部」である。この部門の中には、住宅に関する部門として「住宅部門」及び「老人住宅部門」がある。

#### 1 コミュニティーサービス部の多様文化・少数民族対策

この部門は、少数民族及び先住民コミュニティーのサービスへのアクセスを改善するための施策として、以下の6つの目標を掲げている。

- (1) コミュニティーサービス部のアクセスアクションプランを開発・実行するため適切な構造を確立する。
- (2) 少数民族及び先住民のサービスへのアクセス問題に対処するための部の政策骨子を作成する。
- (3) 少数民族、多様言語及び先住民コミュニティーからの社会サービス計画作成や部のプログラム提供過程への参加を促進する。
- (4) 少数民族、多様言語及び先住民コミュニティーに対して敏感でしかも効果的にサービスが提供できる職員を揃える。
- (5) 総合的なコミュニケーション戦略を打ち立てるために：
  - ア) コミュニティーサービス部アクセスプランの存在を宣伝し、
  - イ) コミュニティーサービス部の提供するサービス及びプログラムを宣伝する。
- (6) コミュニティーの人口動態の情報と、広範なコミュニティーのサービス部が提供しているサービスやプログラムの利用状況についての情報を収集する正式の仕組みを開発し、サービスの計画や提供に役立てる。

#### 2 住宅部門

この部門の多様文化及び人種間関係タスクフォースが継続して以下の活動を行なう。

- 政策の策定。
- 多様文化及び人種間関係部門と協力して、住宅公社（Housing Company）と借家人のための多様文化関係教育モデルを作成する。
- 提案されている多様文化主義・人種間関係及びサービスへのアクセスに関する基本について、借家人と部の職員との協議会を開催する。
- 住宅公社の経営者が参加するコミュニティーデベロップメントや少数民族アクセスに関するワークショップ等を、コミュニティデベロップメント政策・計画部門職員との協力で開催する。

### 3 老人住宅部門

老人住宅部門の活動は、以下のものが挙げられている。

- 住居人と住宅のスタッフとのコミュニケーションを助けるため、視覚表示や（複数の）言語への翻訳等を行なって、特定の住宅に適当なコミュニケーション・システムを確立する。
- 文化的又は宗教的な価値観を反映した食事のメニューに改良する。
- 住居人の権利と義務を説明した資料を英語以外の言語にも翻訳する。
- 伝統的なキリスト教の礼拝堂による宗教サービスを改め、多様な宗教及び文化の要求に応える宗教サービスとする。
- 特定の住宅には、それに敵した形でサイン（表示）を英語以外の言語にも訳して掲示する。

## 第二節 人事部門

人事部では、1991年少数民族のメトロトロント行政サービスに対するアクセスの需要評価を実施したが、広範なコミュニティーのニーズを把握し、これに如何に答えるかを考える必要があることが認識されている。

### 1 政策

最近承認されたメトロトロントの「人的資源戦略政策」の中で、メトロの職員は広範なコミュニティーの人種的構成を反映するような雇用がなされる必要があることがうたわれている。雇用機会均等政策、雇用機会均等の目標と実施のスケジュール、及び、職場ハラスメント政策がこの「人的資源戦略政策」の重点的内容である。

### 2 サービスのモニター

人事部門は、少数民族のメトロのサービスに対するアクセスに関し、雇用機会均等の実体を査定したが、特に、少数民族の自治体組織における比率と夏期青年雇用制度への参加比率を調べた。これを実施するに当たり、「メトロカウント雇用均等データベース」を使用して内部の少数民族の職員の数は把握できたが、採用に当たっての求職者の追跡をするデータがないため、実際にどれだけ少数民族のコミュニティーに対し、求人活動が効果的に行われているかを査定する材料はない。

今後は、「メトロカウント雇用均等データベース」を維持強化して少数民族の職員比率をモニターし、「求職者追跡システム」の開発に取り組み、少数民族のコミュニティーに対する採用活動の効率性を査定する。また「トレーニング追跡システム」を改善し、人事部が少数民族出身の職員のトレーニング参加状況を把握し、「人権／サービスへのアクセス」のコースがどれだけ成功しているかを査定する。さらに、雇用機会均等目標とその実施スケジュールを実行に移すことが計画されている。

### 3 言語

いくつかの資料は、英語以外の言語でも用意されている。「職場ハラスメント政策」の資料は、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語及びフランス語でも出されている。職業衛生及び安全部門は、15の異なる言語が話せる職員を抱えている。

今後は、新しく出版される資料は全て適当な言語に翻訳される。

#### 4 コミュニティーへの宣伝

人事部のコミュニティーへの宣伝活動のほとんどが、採用と雇用均等に係わることであるが、1991年に定められた雇用機会均等目標とそのスケジュール報告書では、特別な職員採用戦略を開拓することの必要性が書かれている。これまで人事部では、特定の職種への求人広告を支援してきたし、また、場当たり的ではあるが少数民族就職フェアにも参加してきた。雇用均等データベース及び目標は、今後の実施計画を策定する上で、「需要査定」を行う重要な資料となる。今後は、児童保育の仕事に携わる職員のために「反人種差別戦略」を策定するための会議も他との協力で開催する。

#### 5 トレーニング

様々な課の職員が、人権、ハラスマント及びその他のトレーニングに参加しており、「職員派遣部門」の職員は、少数民族のクライアントへのサービスを行なうためのワークショップにも参加している。

今後は、既存のトレーニング制度を全て見直し、サービスへのアクセスプランを如何に実施に移すかを、部の小委員会で検討することになる。

#### 6 他部門への支援

他部門の様々なプログラムを通じ、メトロ行政部門のコミュニティーへのサービス実施を支援している。人権担当職員は、メトロ行政部門が「偏見のないサービスの提供」を実施するためのワークショップや会議を開催するに当たり、様々な支援を行っている。補償担当職員は、広範なコミュニティーに分かりやすい職務分掌と査定プロセスの再作成を行ったし、労働関係部門では、労働協定の交渉作業における偏見政策の見直しを行っている。

## 第三節 警察

### 1 目標と目的

メトロトロント警察では、特に、少數民族や先住民のコミュニティに対して、既存のサービスを強化するのみならず、新しく率先して戦略的なサービスの改善を実施することを目標としている。もちろん、これは、広く全てのコミュニティに等しくサービスを提供することが目的である。

これを実施するに当たり、まず、少數民族や先住民のコミュニティのグループと警察との協議会を開き、特に、これらのグループに対応するために提供されている既存の制度を評価することから始める。この協議会には、主任クラス警官、コミュニティ間関係部門担当、チーフ・コミュニティー・リエゾン担当、コミュニティー・プログラム担当、所管毎のコミュニティ関係警察、及びコミュニケーション・サービス担当者が出席して開かれる。協議会は、少なくとも二ヶ月に一回は開催され、これらのコミュニティに質問表を配り、既存のアクセスプランや制度についての間にに対する解答を検討する形で再評価する。「メトロ警察2000年を越えて」の戦略計画に設定された目標や目的を実現するためには、場合によっては、質問表の解答に基づき、新しい制度を導入する必要もある。

### 2 施策の具体例

#### 1) 一般的施策

##### (1) コミュニティーとの協議会

「警察のサービスを施す側とそのサービスを受ける側との協力が必要である」という、法律で定められた警察の任務を遂行するため、南アジア系、黒人系、中国系、フランス系及び「中国系組織間ネットワーク」等の代表と主任警察との協議会がもたれている。これらのコミュニティーへの警察サービスを効率良くしかも効果的に行うためには、これらのコミュニティーの代表との話し合いは非常に重要である。この様な協議会を行うことにより、警察と少數民族や先住民のコミュニティーとのコミュニケーションが強化され、相互理解と相互教育が促進されていくことになる。

##### (2) 危機的状況の対策

危機的状況（民族間・人種間抗争等）は、もちろん起きないことに越したことはないが、しかし、どうしても発生することがある。従って、この様な状況が発生した場合関係者の間で最悪の事態に発展しないように、衝撃を軽減するするような手を打つ必要がある。これに積極的に対応するためメトロポリタン・トロント警察では、「危機的状況対策チーム」

を編成し、危機的状況に対し調整を取りながら対応する体制をとっている。この体制は、危機的状況が不幸にも発生した場合により効果的に対応できるように、常に見直しが行われ改善が行われている。

コミュニティ内部とのコミュニケーション、及び、コミュニティとの協力を実施するため、このチームが、チーフ・コミュニティー・リエゾン担当等の関係部門との連絡を密にすることは、非常に重要であると考えている。さらに、「大トロント地域における多様文化・多民族都市コミュニティーでの治安維持委員会」は、「危機状況対策」、及び、「警察と広範な多様文化・民族グループとの対立調停」についてのシンポジウムを開いた。このシンポジウムで提案された指針は、警察の危機的状況対策に反映されることになる。

### (3) 会議・セミナー

1992年夏の段階では、少なくとも三つのコミュニティーの代表と協議会を持っている。これらのコミュニティーとの連絡を密にし障壁取り除くために、会議やセミナーを開くが、その資金を得るため州の大蔵などとも連絡を深めている。

### (4) メディア機関

ある一つのコミュニティーとの協議会で、既存のコミュニケーション・システムの問題が指摘され、これが見直されている。問題は、「ニュースが無いことは悪いニュース」だと指摘されたことである。したがって、現在ある特定のコミュニティーで警察の取調べが実施されている場合、その進捗状況をテレビの「多様文化局」を使って隨時報道するプロセスを検討している。

### (5) フランス語サービス

フランス語協議委員会は、警察内のフランス語能力を高めるための資金二十万ドルを政府から獲得することに成功した。フランス語の刑法、高速道路法及び薬物情報に関する書類が、全ての警察局に配付されている。さらに、正式のフランス語学習講座がC.O.ビックカレッジで開講され、ケベック警察との交流を行いながら、フランス語の環境の中で言語とフランス語文化の学習に勤めている。

### (6) 雇用均等／採用

メトロ警察は、警察官は、彼らがサービスを提供する広範なコミュニティーを反映すべきであり、この広範なコミュニティーから資格のある警察官及び支援職員を広く採用すべきであると考えている。これを実現するに当たり、警察法で定められている雇用均等の実現することを目指している。

メトロ警察は、採用に当たり告知版や視聴覚的手段で、雇用均等を真剣に実現する決意を警察局内で訴えている。これに加え、特別リクルート部門が設定され、大トロント地域

の少数民族や先住民のコミュニティーから採用候補者を積極的に探すために、各地を訪問している。警察サービス委員会、及び、警察局は積極的な雇用均等制度を目指しており、この雇用均等制度では、全ての個人が採用、訓練、技能開発、査定及び昇進において、公平に等しく取り扱われることを保証している。

#### (7) 救急番号911の多言語サービス

救急番号911のサービスにおいて、英語を母国語としない人が、英語がうまく出来ないことが障害となって救急電話がかけられないことがないようにすることが目的である。これを実現するに当たり、まず実行委員会を組織し、英語以外の言語を話す市民を支援するための戦略を開拓した後、実行委員会からアクセス委員会へと組織を変える。体制が整ったら、これを特定のコミュニティーに知らせ、AT&T（通信サービス会社）のシステムへこれを繋ぐ。911／AT&T プログラムは、英語又はフランス語を話さない個人が利用した人數の統計を取り、このプログラムの効率性を再評価する、というものである。

911／AT&T プログラムは、1991年1月にコミュニティーの組織が警察の緊急時における対応が十分でなく、コミュニティーの需要を満たしていないという不満が警察サービス委員会に持ち込まれたことに始まる。以後、市民との公開協議会を重ね、ついに救急番号911のサービスを140以上の言語の翻訳サービスを提供してもらうことで AT&T と契約を結んだ。

1991年11月4日、コミュニティーの代表と警察部長等が記者会見を開き、この新しいサービスの導入を一般に公開した。このサービスは、確実にコミュニティーに対し効果的に利用されているかどうかのモニターを続ける。これまでのモニターの結果では、このサービスが導入されて以来、英語を話さない市民による救急電話サービスの利用がかなり増えていることが確認されている。

## 2) 先住民への対応

メトロトロント地域には、約65,000人の先住民が住んでいると見積られ、その内3,000人はホームレスと見られている。全ての先住民のおよそ半数は、市部及び都市部に移り住んでいる。

歴史的には、相互の信頼関係が出来ていないことが原因で、警察と先住民とは緊迫した関係にあった。このため、先住民のコミュニティーの一部には、警察とのかかわりを一切避ける傾向があった。

この関係を改善するため、まずは先住民コミュニティーとのざっくばらんな交流を通じて彼らの意見を聞くことから手掛け、1989年には「先住民交流部門」が組織されて、メト

□警察と先住民のコミュニティーとの関係強化を進める体制を整えた。

「サービスへのアクセス」を唱える前に警察局としてまずしなければならないことは、先住民コミュニティーを良く理解し、かれらのニーズに警察のサービスを合わせる努力をすることである。1992年、「先住民への正義に関するオンタリオ評議会」は、警察局と先住民コミュニティーとの会議を開いたが、この会議で出された様々な提案事項は、「メトロ警察・先住民：ワーキングトゥゲザラー」という報告書に盛り込まれている。この報告書は、指導官が部下の警察官に対し、先住民と対応する時に適切な指示を出すために広く配付されている。

この会議から、二つの重要な提案が出されている。一つは、警察官に対する先住民理解の教育を強化すること、二つ目は、警察官と先住民コミュニティーとのコミュニケーションをさらに深めることである。これらの提案は、警察サービス委員会によって、実行計画書及びこれを実施するためのシステム作りに盛り込まれている。また、報告書は警察サービス委員会が実行計画書を作成するうえで、広く活用されている。

さらに、1991年11月には、メトロトロント警察サービス委員会は「ムクワ・オデ・ファーストネーション株式会社」に、「メトロトロント先住民コミュニティーの警察官に対する認識」に関する報告書を作成することを委託し、翌1992年1月4日、「言われたままに(As We were Told)」と題する報告書が警察サービス委員会に提出された。これを受けて、先住民関係部門は、この報告書に盛り込まれた数々の提案一つ一つに対して対応し、殆どの提案を実行に移している。

先住民のコミュニティーは、「先住民関係(Native Liaison)」から「先住民平和維持部門(Aboriginal Peacekeeping Unit)」と名前を変えることを提案し、新しい組織の任務は拡大されることになった。この名前の変更は、警察官と先住民との関係で「新しい出発」をもたらし、新しい部門は先住民のコミュニティーに受け入れられる基礎を提供した。「貝殻玉(先住民が貨幣や装飾に用いたもの)ベルト」が新しく作られ、「先住民平和維持部門」の設立式で職員に配られことになった。

先住民は、一般に、警察官と話すことを嫌うが、どうしてもしなければならない時は、先住民出身の警察官と話すことを希望する。というのは、彼らの方が先住民の立場を理解し、先住民の抱える問題に対してより同情的であると信じられているからである。

先住民関係部門は、警察と先住民とのコミュニケーションの道具であり、先住民平和維持部門が導入されれば、先住民に対するサービスへのアクセスは大きく改善され、先住民のコミュニティーに対する対応は一步前進することになる。

#### (1) トレーニング

コミュニティー・リレーションズの政策の下で、警察サービス委員会及び警察局は、先住民に対する寛容と敬意を促進するための教育と訓練を、全警察官に施すことになっている。先住民関係部門の職員は、C.O. ビックカレッジに月に二回通い、先住民に関する知識を深めるための講義を受講している。この部門の職員からは、先住民の問題や文化に関する講義の提供も要求されている。残念ながら、一般市民の先住民に関する知識は浅く、先住民関係部門は、この問題に興味のある人は誰にでも先住民に関する知識を深める教育を提供している。これまでに行った講義は、学校、金融機関、公営図書館及びトロント交通局(TTC)職員に対して行われている。1992年の一年間だけでも100回以上の講義が行われ、警察官に対してはもとより、他の関連機関に対しても教育の機会が提供されている。

さらに、「トロント先住民法律サービス」は、警察官に先住民の習慣や伝統を教育するためのプログラムを始めるため、州政府に対し資金の提供を要求している。このプログラムでは、先住民の「年輩者」を C.O. ビックカレッジに講師として招聘し、将来は新採用の警察官に対して2・3日間にわたる「草の根の先住民を知る教育」を行う計画である。

### (2) 雇用の機会均等

雇用機会均等の政策の下、メトロトロント警察サービス委員会は、警察官が広範なコミュニティーの民族的・文化的構成状況を正確に反映するような採用をすべきであると考えている。先住民関係部門は、雇用機会均等を実現するため、人事の職員と協力して先住民が警察官としての職を選ぶよう教育し奨励する活動を行っている。その活動では、先住民の就職希望者に対し、人事部門が行う採用の選考過程を説明したり、求職者の質問に答えたりする先住民の警察官を先住民関係部門が手配して、先住民の雇用促進を図っている。

採用された先住民の警察官は、ローレンシャン大学やカンブリアン・カレッジに通い、教育と訓練を受けているが、この二つの学校は多くの先住民が学んでいる学校である。また、これからもさらに多くの先住民を採用するため、先住民のコミュニティーのリーダーには、警察官としての候補者がいたら連絡してくれるよう、當時知らせを送っている。さらに、先住民関係部門が人事部門と協力して、先住民の新聞、例えば「ネイティブ・カナディアン」や「ネイティブ・ビート」等に求人の広告を出して積極的に先住民の求人活動を行っている。1991年11月には、先住民出身の警察官が「ネイティブ・カナディアン・センター」を訪れ、雇用均等と求人についてのフォーラムに参加した。

### (3) 苦情処理のシステム

一般苦情処理の政策では、警察官は市民から出される全ての苦情を徹底的に取調べる内部の制度を設けている。前述の「ムクワ・オデ」の報告書には、警察官が先住民に対し暴力を振るっても苦情を申し立てない理由が述べてあるが、これに対処するため、先住民関

係部門は、その中に先住民の警察官を採用して、先住民からの苦情を受け、これを処理する権限を持つようになった。こうして、先住民出身の警察官に対しては同じ先住民からの苦情も言いやすくなるだろうし、これにより基本的な権利である苦情を言う機会を提供出来ることになる。

#### (4) もう一つの裁判制度

何らかの罪で訴えられている先住民の被告に対し、先住民法律サービスと法務大臣及び警察局が共同で、「もう一つの裁判制度」を設けた。この制度は既にカレッジパークやシティホールの裁判所で採用されている。この制度は、簡略に説明すると、何らかの罪で先住民が訴えられた場合、裁判所は裁判手続きの延期を宣言し、これにより先住民の被告が先住民の代表で構成されるコミュニティー評議会に出頭することが出来る。この制度は、通常の制度のように、有罪になった場合には罰金や監禁を課す代わりに、治療を受けたり、厚生のプログラムあるいは公共奉仕に参加したりするものである。

#### (5) 宣伝活動

先住民関係部門は、ますます先住民の間にその存在が知られるようになってきた。これをさらに促進するため、先住民関係部門を紹介するパンフレットが作成され配付されたが、先住民関係部門／先住民平和維持部門を紹介する小冊子も印刷される。この小冊子には、これら部門の歴史的背景や任務などが説明されており、カナダ全国の様々なコミュニティーのリーダーに配付されるだけでなく、「フレッドシップセンター」などのコミュニティー施設にも置かれる。また、先住民関係部門の警察官の紹介や採用に関する情報、先住民組織のリストや電話番号等も記載され、先住民が相談したい場合に連絡できるようにしている。また、この中の情報の一部は、クリーやオジブウェイ等先住民の言語にも翻訳される。

## 第四節 教育

カナダの場合、教育は州政府の管轄であり、具体的な運営は自治体レベルで行われているが、議員とは別に教育委員（トラスティーと呼ばれる）が市民から直接選挙で選出され、幼稚園から高校までの学校を教育委員会が運営している。運営資金は、州からの交付金と住民からの不動産税の一部でまかなわれている。

州政府の教育・訓練省（Ministry of Education and Training）は、地区の学校や教育委員会が人種差別に反対し民族的文化的平等を守る政策策定及び実施のための指針を策定しているので、その内容を以下に紹介したい。

### 1 指針策定の目的

教育・訓練省大臣は、指針策定の目的を、次のように述べている。  
この指針は、オンタリオ州の全ての地区的学校及び教育委員会が、人種差別に反対し民族的文化的平等という原則を保証することを支援するために策定されたものである。教育界の関係者が、教育委員会において反人種差別と民族的文化的平等の政策を策定し実施するのに、この指針は役立てられることになる。

反人種差別と民族的文化的平等は、学校制度における全ての面において欠くことの出来ない要素であることを理解することは、誠に重要である。反人種差別と民族的文化的平等と言う原則は、全ての生徒や学生、先生、学校の職員、教育委員会の委員（トラスティー）、運営担当者及び地域社会に適応され、また彼らの全面的支援を得る必要がある。

### 2 背景

指針の導入部には、反人種差別と民族的文化的平等の施策を策定し実施することになった背景が説明されているが、その内容は非常に重要な指摘を含んでいるので、以下に主要な部分を抜き書きしてみよう。

1992年、「教育法」が一部改正されて、教育委員会は反人種差別と民族的・文化的平等の政策を策定し実施しなければならなくなつた。反人種差別と民族的・文化的平等教育の意図は、全ての生徒・学生がその潜在的可能性を引き出し、彼らの文化的・人種的アイデンティティーに関する正確な知識と情報を得、また、その自信を身に付けることにある。民族的・文化的にますます多様化する社会にあって、生徒・学生が生活し効率良く仕事をするための知識と技能、姿勢や態度を身に付け、多様性を高く評価し差別的な姿勢や態度を拒否するように奨励するのに、その政策は役立つはずである。反人種差別と民族的文化的

平等教育の原則と実行及びその実績は、「1年～9年生までの標準カリキュラム」や当省の他の指針や関係資料に宣言されている内容と密接に関連している。

反人種差別と民族的文化的平等教育の政策は、学校内及び社会全般から人種差別を無くすために真剣に取り組む姿勢を反映している。この政策は、既存の施策が人種差別的な意図がなくとも、結果として人種差別を行っており、先住民や小数民族の生徒・学生や職員の機会を制限し、彼らの社会に対する潜在的貢献度を最大にすることを妨げていると言うことを認めることが基本となる。人種差別による影響は、人種や性別、障害、性志向、等の複数の要素が絡むと複雑になる。

最近の傾向として、オンタリオ州は民族的にも文化的にもますます多様化している。しかしながら、一方では、当州の教育システムは、依然として、主にヨーロッパ式のシステムを維持したままである。一つの伝統文化のみを普及させることは、その他の様ざまな異なる文化的背景を持つ学生が、社会に貢献する機会を制限してしまうことになる。さらに、先住民や人種的・民族的少数者の持つ経験や価値観、意見などを排除してしまうのは、これらのグループに属する学生の将来への制度的な障害となり、その結果、不平等な結果を生みがちである。不平等は学生のやる気をそぎ、本人には不適当な授業を選択せざるを得なくなり、明るい将来は見えず、結局学校を退学してしまうことにも繋がる。

反人種差別と民族的平等政策には、現在の教育委員会の運営を様々な角度から見直し、改定する作業が必要となる。この政策では、全ての人種や少数民族の雇用均等を実施する上に存在する制度的な不平等や、学生に対する平等教育を妨げる障害を認知しこれを排除することに重点をおく。

このような政策を策定し実施するためには、地域社会のニーズと条件に応え、同時に広範な社会を反映する必要があることも認識しなければならない。そして、効果的な実施を実現するためには、教育システムに携わる全ての分野、例えば、トラスティー（教育委員）、監督者（スーパーバイザー）、校長、教師、運営職員、両親・保護者、そして地域社会が一致協力して行う必要がある。教育委員会は、多様な文化を持つ広範な地域社会の住民、特に、これまで伝統的に学校に関わって来なかったグループや人々との多種多様な協力関係を打ち立てるように知恵を揺る必要がある。

「ファースト・ネーションズ（First Nations）」の先住民は、オンタリオ州の多様な人種構成の重要な地位を占めている。彼らの多くは「ファースト・ネーションズ」コミュニティ（保留地：筆者注）に住んでいるが、州内の様々な都市や農村地帯にも居住している。オンタリオ州政府は、この先住民と様々な事柄で話し合いを続けているが、そのうちの一つに、先住民の管理による先住民の教育があり、多くの先住民の子供達が自分達のコミュ

ニティーで独自の教育を受けている。しかし、一方ではオンタリオの教育委員会管理の学校で教育を受けている先住民も多くいる。従って、反人種差別と平等教育の施策の策定・実施においては、教育委員会は、特定の先住民がファースト・ネーションズコミュニティーに居住しているかいないかにかかわらず、彼らの考え方や経験を考慮する必要がある。

### 3 反人種差別と民族的文化的平等政策・実施計画策定のプロセスとフレームワーク

#### 1) プロセス

反人種差別と民族的文化的平等政策・実施計画策定のプロセスには、さまざまな例が考えられるだろうが、ここでは一つの例が紹介されている。

ステップ1 教育委員会が政策策定を手掛ける。

ステップ2 地域社会との協力関係を築く。

ステップ3 ト拉斯ティー（教育委員）、委員会運営主任、（教師）組合、（職員）組合、及びコミュニティーの団体（代表）から構成される諮問委員会を設立する。

ステップ4 反人種差別と民族的文化的平等の問題で、指摘されるべき部分を認識し意識を高める。

ステップ5 実施計画の策定にあたって、重点目標を確認する。

ステップ6 期待する成果を明確に定義する。

ステップ7 目標を達成し、実績を出すためのスケジュールを作成する。

ステップ8 実施にあたり、役割分担をする。

ステップ9 人材を確保・配置する。

ステップ10 コミュニケーション（相互理解）計画とモニターのプロセスを策定する。

#### 2) 政策及び実施モデルのフレームワーク

反人種差別と民族的文化的平等政策・実施計画策定モデルのフレームワークには、以下のものを作成することが掲げられている。（次の3頁の例を参照）

○教育理念または基本原則 教育委員会の反人種差別と民族的文化的平等政策実施に対する確固たる姿勢を示すもの。

○目標のリスト 期待する成果を定義したもの。

○実施計画 それぞれの目標を達成するために必要な行動を明確にする。

○実績のリスト システム（制度）の信頼性を確認する。

○資源のリスト 明確にした目標を達成するために必要な人的・物的資源を確認する。

表6. 政策及び実施モデルのフレームワークの例

Core Objectives	Plan of Action	Expected Outcomes	Resources	Timeline	Responsibility
<ul style="list-style-type: none"> <li>To identify Aboriginal and racial and ethnocultural minority communities within the school board's jurisdiction, whether or not they are involved in school board activities.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Extend networks by consultation with:           <ul style="list-style-type: none"> <li>- known representatives of diverse groups;</li> <li>- multicultural centres, friendship centres, women's groups, parents' groups, student councils, etc.</li> </ul> </li> <li>Use media (radio stations, community newspapers, newsletters, etc.) to invite participation from diverse groups.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Creation of a local community profile.</li> <li>Removal of barriers to involvement.</li> <li>Greater participation by traditionally disadvantaged groups.</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>			

出所 : Antiracism and Ethnocultural Equity in School Boards,  
Guidelines for Policy Development and Implementation 1993, Ministry of Education and Training

表 6. 政策及び実施モデルのフレームワークの例（続き）

**Sample Framework for Policy Development and Implementation, School-Community Partnership (cont.)**

Core Objectives	Plan of Action	Expected Outcomes	Resources	Timeline	Responsibility
<ul style="list-style-type: none"> <li>To involve diverse communities in partnership activities with the school board.</li> <li>To request community groups to identify their spokespersons for the purpose of establishing school-community partnerships.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Consult groups about the type of involvement they desire, using questionnaires, focus groups, individual interviews, informal telephone conversations, meetings, discussions, etc.</li> <li>Determine ease of access to meetings for all groups (e.g., are time, place, date appropriate? are transportation, child care, interpreters available?) and adjust circumstances to facilitate attendance by all parties.</li> <li>Adapt the process to accommodate cultural and faith differences.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Establishment of partnerships.</li> <li>Participation in policy development.</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>			

表6. 政策及び実施モデルのフレームワークの例（続き）

**Sample Framework for Policy Development and Implementation, School-Community Partnership (cont.)**

Core Objectives	Plan of Action	Expected Outcomes	Resources	Timelines	Responsibility
To assess the effectiveness of community consultation and partnership involvement.	<ul style="list-style-type: none"> <li>Based on the information acquired, develop a communications plan, strategies, and monitoring procedures that will ensure frequent consultation and facilitate ongoing participation by diverse groups.</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ongoing feedback and active participation by community groups.</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>			

出所 : Antiracism and Ethnocultural Equity in School Boards,  
Guidelines for Policy Development and Implementation 1993, Ministry of Education and Training

○活動のスケジュール	実施計画の中で行動のステップを明確にし、進捗を計るのに役立てる。
○担当者の責任分担	それぞれの分野での実施担当者の責任を明確にし、実施にあたって一貫性を持たせ、監視し、信頼性を確認する。

#### 4 反人種差別と民族的文化的平等政策・実施のための焦点分野

反人種差別と民族的文化的平等政策・実施のための焦点分野とそれぞれの分野毎の重点目標が示されているので、次にそれを紹介する。

##### 1) 委員会の施策、指針及び実施

教育委員会の組織そのものの中に潜む、人種差別及び民族的差別を生む要素を洗いだし、それを改善する。

重点目標：

- 教育委員会の反人種差別と民族的文化的平等の原則に対する確固たる姿勢を、委員会の既存及び新規の政策、指針、運営及び実践において明確にする。
- 委員会の政策や指針及び日々の実践の中から、人種偏見や民族・文化に対する偏見を一掃する。
- 反人種差別と民族的文化的平等実現の進捗を計るメカニズムを構築する。
- フランス語教育委員会のための明確な基準を設け、彼らの学校の入学許可委員会によってそれが利用される様にする。

##### 2) リーダーシップ（指導力）

教育委員会は委員及び運営のレベルで、インフォームド・リーダーシップ（詳しい情報及び知識に基づく指導力）を発揮し、全ての職委員が制度的な不平等や障害を認識出来るように支援をする。

重点目標：

- 教育委員会のトラスティー、運営職員及び他の職員が、教育システムの中で反人種差別と民族的文化的平等政策を実施するための知識や技能、態度、姿勢を会得するための支援を行う。
- 施策の実行責任者が、期待される成果を全て把握し、現在既に行われている教師の評価を含め、実績査定プロセスにこの成果を織り込む。
- 委員会の政策方向、優先課題、及び毎日のプログラムの実行とサービスが、反人種差

別と民族的文化的平等施策の目的と一貫していることを保証する。

- 反人種差別と民族的文化的平等の原則を打ち立て、それを年間計画及び年度末報告書に織り込む。

### 3) 学校と地域社会の協力関係

学校が多様化するコミュニティのニーズに応えるためには、教育委員会の政策策定、実施及び監視に住民の参加を得ながら、これらがコミュニティの見方や、ニーズ、希望を反映するよう保証する。

重点目標：

- 特定の教育委員会の管轄区内の先住民や少数民族・文化のコミュニティを認識し、これらのコミュニティが学校の活動に参加しているかどうかを把握する。
- 多様なコミュニティが、学校との協力関係を結んで活動するように働き掛ける。
- 学校とコミュニティとの協力体制を確立するため、コミュニティ毎の代表（スポーツパーソン）を決めるよう要求する。
- コミュニティとの協議と協力関係が効率良く機能しているかどうか査定する。

### 4) カリキュラム

これまでのカリキュラムは、ヨーロッパの白人社会の見方を反映しており、カナダに住むその他の人々の見方を排除するか偏見を生む傾向があった。これは、改善されなければならない。

重点目標：

- 民族的・文化的に多様な社会を平等に反映するようなカリキュラムに改善するか、新しく作る。
- 全ての学生の文化的・人種的アイデンティティが平等にしかも適切に確証されることを、学校での学習経験を通じて学ぶことを保証する。
- 既存のカリキュラムの構造や政策、プログラム及び教材の中に存在する、偏見や差別的な障害を認識する。
- カリキュラムの見直しや作成及び実施のプロセスでの全ての要素が、反人種差別と民族的文化的平等施策の目的と一貫性があること。
- 先生が人種的偏見を含む教材を建設的に使うことによって、学生が人種差別を批判的に考えることが出来るように指導するための能力を強化する。
- 職員や学生、親、そしてコミュニティの多様性をカリキュラムの作成や実施及び評

価の全ての面とカリキュラム委員会のメンバー構成に反映させる。

### 5) 学生の言語

カナダの公用語である英語またはフランス語のどちらも第一言語（母国語）としない学生は、言語的に障害を持っているとか貧困であると言う見方をするのではなく、かれらの言語のレパートリーを広げる必要があると見るべきである。

重点目標：

- 学生の第一言語（母国語）を認め評価する。
- 全ての学生が、少なくともどちらかの公用語での読み書き能力を獲得することを保証する。
- 公用語を学ぶための適切な支援プログラムを提供すること。（殆どの学校は、英語を母国語としない学生のために、英語を第二言語として教えるプログラムを提供している）

### 6) 学生の評価、査定、クラス分け

標準テスト等で学生を評価する場合、そのテストが特定の文化の下で獲得した経験や知識を計り、他の文化や言語の下で育った学生のそれを評価できない場合があるので、テストの結果を理解するときは厳重な注意が必要である。

重点目標：

- 学生の評価やクラス分けの条件、方法及び手順が偏見を含まず、個々の学生のニーズに応え、学生の過去の学歴や個人的な経験も考慮に入れることを保証する。
- 学生のクラス分けを柔軟にし、その学生の教育および職業の機会を制限しないように保証する。
- 親は自分の子供の評価及びクラス分けの手順について完全に知らされており、またクラス分けの決定にも参加することを保証する。

### 7) ガイダンス及びカウンセリング

ガイダンスのカウンセラーは、学生の評価やクラス分けにあたって中心的な役割を果しており、学生の自己尊厳と人間関係を促し強化する手助けになっている。

重点目標：

- 学生がどのようなガイダンスとカウンセリングを望んでいると親や学生及びコミュニティの団体は考えているかを把握し、また、学生の希望が満たされていると考えているかをつかむ。

- 多様な学生の要求に応えるために、カウンセラーはどのような支援をすれば良いと考えるのかを決める。
- 教育及び職業計画プログラムから、人種的・民族・文化的偏見（ステロタイプな見方）を排除する。
- 学生が職業を選択し、適切な学問を得るために支援を保証する。
- 学校間並びに家庭、コミュニティー、企業及び産業界との協力関係を打ち立て、プログラムの見直しや作成に親や学生、及びコミュニティーの参加を促す。
- 出来るかぎり、学生の学業実績や進捗、及び彼らの将来への計画を、その子の親が理解する言語で常に情報を提供し話し合うコミュニケーション戦略を立て実践する。

#### 8) 人種的・民族・文化的ハラスメント（嫌がらせ）

人種的・民族・文化的ハラスメントは、人種や民族に基づいてその人を侮辱する取扱で、これはオンタリオ人権法により「差別行為」として禁止されている。

重点目標：

- 政策指針を作成したり見直したりして、学校の職員や学生及び教育委員が関係する人種的・民族・文化的ハラスメントにどう対処するかをはっきりと記述する。
- 人種的・民族・文化的ハラスメントを認識できる知識と能力を持つ職員を雇い、人種的・民族・文化的ハラスメントに効率良く対処する。
- 教育委員会が、教育界の全ての関係者に対し、政策指針についての説明と話し合いを確実に行う。
- 人種的・民族・文化的ハラスメントを指摘するプロセスが監視されることを保証する。

#### 9) 採用

雇用機会均等を実践することは、反人種差別と民族的文化的平等政策の一貫である。

重点目標：

- 採用のポストが発生した場合は、組織内及び特定の団体に対し広く求人の広告を出すことを保証する。
- 採用、面接、選抜、訓練及び昇進の実施と手順が人種的・民族的・文化的偏見を含まないように保証する。
- 委員会の職員採用にあたって行う面接チームは、コミュニティーの多様性を反映した構成であることを保証する。

## 10) 職員の訓練・教育

職員に対する反人種差別と民族的文化的平等実現のための教育と訓練は、組織の文化と行動を改善するために欠くことの出来ない重要なプロセスである。

重点目標：

- 教育委員会の反人種差別と民族的文化的平等政策を実施する責任担当職員が、その目的を達成するために、反人種差別と民族的・文化的平等についての知識と技能、及び姿勢を持たせる職員教育と訓練の必要性を認識する。
- 上記で認識された必要性に基づいて、職員の教育・訓練プログラムを実施する。
- 人種問題と差別問題、及び人種差別と民族・文化的ハラスメントの事件が発生した場合、トラスティーや職員がこれに自信をもってしかも効率良く対処できるようにする。
- 教材の中の偏見を見つけ対処する技能を、トラスティーや職員に身に付けさせる。
- コミュニティー団体と協力し、現職のプログラムやその他の職員の訓練プログラム作成及び実施を行う。
- トラスティーや職員は、彼らが持つ反人種差別と民族的文化的平等教育の専門能力を、授業やワークショップ、及びコミュニティー・コンサルテーションを通じて活用することが期待されていることを確認する。

## 第五節 保健（救急車）部門

保健の分野は、メトロの管轄ではなく、その上の州政府の責任であるが、警察と並んで保健の中でも救急車はメトロの管轄となっている。多民族・多様文化主義の現実に対応するための州の政策として、病院の患者が英語を解しない場合には、あるいは異なった文化的背景を持つ場合には、その患者を援助するために、その患者の言語や文化を理解する看護婦を担当させたり、もしそのような看護婦がない場合には、外から通訳を雇ったりして便宜を計っている。もちろん、通訳料は患者が払う必要はない。

ここでは、メトロトロントの管轄である、救急車の対応について見てみよう。

### 1 目標

メトロトロントに住む全ての少数民族及び先住民が、救急医療制度に関する適切な情報を得、このような情報へのアクセスについて熟知するよう保証し、救急のサービスに対する否定的なイメージや的を得ない対応及びサービスの過程に起因する恐れを払拭しなければならない。

### 2 目的

救急部門の全ての職員が、異文化の持つ価値に対して敏感になり、多様文化を持つ社会の豊かさを認識するよう、適切な教育の機会を保証する。さらに、コミュニティー宣伝プログラムを通して、救急サービスの職員に少数民族及び先住民コミュニティーについての知識を深めると同時に、このようなプログラムにこれらのコミュニティーの代表の参加を促し、かれらに宣伝活動をしてもらうよう促進する。

言葉については、言語の違いが救急サービスを利用する場合の障壁にならないようにするため、多言語による救急サービスへのアクセスを確保し、多言語テレビ放送等を利用して英語以外の言語を話すコミュニティーに救急サービスの説明をするようにする。救急サービスに係わる異文化の問題や関心事を協議する意思のあるコミュニティーのリーダーを探し、これらコミュニティーのニーズに合わせたサービスをどのようにして提供するかにかかる情報を、これらのリーダー達に提供する。

### 3 実際の活動

他のメトロ行政部门と異文化理解及び人種間関係に関する教育について協議し、この教育を既存の部門内教育プログラムに盛り込むこととする。救急電話911で提供している翻訳

のサービスをモニター及び利用して、救急車の中に用意されている言語カードが実際にコミュニティの需要を反映していることを保証するようにする。「先住民の平等／公平な仕事フォーラム」や「雇用均等タスクフォース」等の目的を絞ったグループの関係者や会員の代表、及び参加者との連絡の維持を図り、また、二言語サービスに関して州の厚生省職員の参加も維持するように勤める。さらに、救急医療分野への特定の少数民族や先住民の雇用機会を改善するため、州やコミュニティーカレッジの責任者と会合を続ける。

#### 4 実行のための資源

多言語については、AT&T の回線を使う。

「救急車が着くまでの間に何をすべきか」のパンフレットが改善され、救急医療の利用の仕方や応急手当ての情報を多数の言語で説明している。

テレビのチャンネル 4 7（多様文化テレビ局）の中で、30秒の広告時間を利用して救急医療サービスに関する公共への啓蒙を図る。

救急医療サービスの職員は、患者との口頭でのコミュニケーションが不可能な場合を想定し、視覚によるコミュニケーションを行う訓練を受けているが、この場合、基本的な医療用語を英語以外の言語に訳したカードを常設し、これで患者とのコミュニケーションに対応している。

911の救急電話システムを改善して、電話を掛けた側の住所と場所が分かるようになると同時に、様々な言語で対応できる職員の増員強化を図る。

## 第六節 翻訳・通訳部門

1990年8月、メトロトロントの多様文化・人種間関係部門の中に、多言語なコミュニティの需要に応えるため、新たに「翻訳・通訳局(Translation and Interpretation Bureau)」を設置し、広範なコミュニティーの公共サービスへのアクセスを改善する努力をしている。

### 1 翻訳・通訳局の任務

翻訳・通訳局の任務は、第一に、メトロトロント行政部門の地元及び外国に住む住民とのコミュニケーションの需要に応えることと、第二に、カナダの人口動態の変化に対応して、カナダの公用語である英語とフランス語以外の言語でも、メトロの公共機関や部の職員が住民の要求に応えられる能力を高める支援をする、というものである。

### 2 翻訳・通訳局の目的

翻訳・通訳局は、以下の目的を掲げている。

- メトロの行政サイドと英語以外の言語を話す住民とのコミュニケーションを仲介する。
- メトロの英語以外の言語を話す住民に対し、正確で人種差別の表現を含まず、さらに多様文化に適切な表現での情報を提供する。
- メトロの公共機関や部の職員、理事会や委員会等に対し翻訳や通訳の提供を通じて、アドバイス及び情報提供による支援を行う。
- メトロのサービスへのアクセスを阻害する言語障壁を取り除く。

### 3 翻訳・通訳局のサービス

翻訳・通訳局は、以下のサービスを提供している。

- メトロの行政部門内部での翻訳及び通訳のサービスをフランス語、中国語及びイタリア語で行っている。
- 翻訳の品質管理。
- コミュニティーグループとの連絡・提携。
- 専門用語や言語学的な問題に対するアドバイス。
- 手話の通訳。
- 毎年、コミュニティーの機関や民間の機関、及びフリーランスで通訳や翻訳を行っている個人のリスト作成・編集。

- 小及び大会議の通訳サービスの準備・提供。

#### 4 その他の事業

翻訳・通訳局は、メトロのサービスを住民に宣伝するためのイベント等にも積極的に参加し、翻訳・通訳局の存在を住民に知らしめる活動も行っている。それらのイベントを以下に紹介する。

- 一般住民参加のフォーラム。
- ワークショップ。
- 大会議。
- その他のコミュニティーアイベント。

## 参考文献一覽

1. Community Information Centre of Metropolitan Toronto. The Blue Book, Directory of Community Services in Metropolitan Toronto. 1995.
2. Government of Canada. Canadian Charter of Rights and Freedoms. 1981.
3. Government of Canada. Canadian Human Rights Acts. January 1989.
4. Government of Canada. An Act for the resevation and enhancement of multiculturalism in Canada(Canadian Multiculturalism Act). July 1988.
5. Government of Ontario. Human rights Code. April 1994.
6. Metropolitan Toronto, Report Commissioned by Multicultural and Relations Division Chief Administrative Officer's Department. The Composition and Implications of Metropolitan Toronto's Ethnic, Racial and Linguistic Populations. March 1990.
7. Metropolitan Toronto. The Municipality of Metropolitan Toronto Departmental & Special Purpose Body Ethno-Racial & Aboriginal Access Action Plans. August 1992.
8. Metropolitan Toronto, Chief Administrative Officer's Department, Multicultural and Race Relations Division. Translation and Interpretation Bureau March 1990.
9. Metropolitan Toronto, Chief Administrative Officer's Department. Your Metro Government Directory of services. January 1995.
10. Ministry of Education and training, Ontario. Antiracism and Ethnocultural Equity in School Boards, Guidelines for Policy Development and Implementation. 1993.
11. Ministry of Citizenship, Ontario. Mother Tongue Atlas of Metropolitan Toronto, Volume 3, 1986. 1991.
12. 大原祐子, カナダ現代史-世界現代史31, 山川出版社. 1981.
13. Statistics Canada. 1991 Census. Mother Tongue, The Nation. Catalogue No.93-313. 1992.
14. Statistics Canada. 1991 Census. Ethnic Origin, The Nation. Catalogue No.93-315. 1993.
15. Statistics Canada. 1991 Census. Immigration and Citizenship. Catalogue No.93-316. 1992.

16. Statistics Canada. 1991 Census. Religions in Canada. Catalogue No. 93-319. 1993.
17. Statistics Canada. 1991 Census. Profile of Census Tracts in Toronto, Part A. Catalogue No. 95-353. 1993.
18. Toronto Star. June 16, 1994 edition.
19. Toronto Star. June 24, 1994 edition.
20. Toronto Star. June 26, 1994 edition.

### 卷末参考資料

資料1. メトロトロントの母国語別人口と構成比（1986年）

資料2. メトロキャラバンのパスポートの表及び裏表紙（1994年）

資料3. カナダの少数民族の比率（主な都市）（地域別推移）

資料4. メトロトロントの地図と構成6市の位置

### 別添添付資料一覧

添付資料1. カナダ権利と自由の憲章（印刷実物大）

添付資料2. カナダ人権法（Canadian Human Rights Act）-連邦レベル

添付資料3. カナダ多様文化主義法（Canadian Multiculturalism Act）

添付資料4. カナダ人権法（Human Rights Code）-オンタリオ州レベル

Population by Selected Mother Tongue, 1986 - PAGE 1  
POPULATION SELON CERTAINES LANGUES MATERNELLES, 1986

Area/AIRE: Metropolitan Toronto  
TORONTO METROPOLITAINE 資料1. メトロトロントの母国語別人口と構成比 (1986年)

Mother Tongue/LANGUE MATERNELLE	TOTAL	PERCENT
Total Population / POPULATION TOTALE .....	2,192,720	100.00
Single Responses / REPONSES UNIQUES.....	2,067,225	94.28
Official Languages / LANGUES OFFICIELLES.....	1,456,405	66.42
English / ANGLAIS.....	1,428,820	65.16
French / FRANCAIS.....	27,585	1.26
Non-Official Languages / LANGUES NON OFFICIELLES.....	610,820	27.86
Aboriginal Languages / LANGUES AUTOCHTONES.....	1,420	0.06
Cree / CRI.....	65	
Ojibway / OJIBWAY.....	220	
Other Aboriginal Languages / AUTRES LANGUES AUTOCHTONES.....	1,135	
Heritage Languages / LANGUES ANCESTRALES.....	609,395	27.79
Italian / ITALIEN.....	139,085	6.34
Chinese / CHINOIS.....	80,850	3.69
Portuguese / PORTUGAIS.....	58,665	2.68
Greek / GREC.....	40,150	1.83
German / ALLEMAND.....	32,415	1.48
Indo-Iranian Languages / LANGUES INDO-IRANIENNES.....	30,645	1.40
Persian (Farsi) / PERSAN (PARSI).....	3,190	
Hindi / HINDI.....	4,010	
Punjabi / PENDJABI.....	7,880	
Urdu / OURDOU.....	4,495	
Bengali-Sinhalese / BENGALI-SINGHALAIS.....	1,080	
Indo-Iranian Languages, N.I.E./LANGUES INDO-IRANIENNES, N.I.A.....	9,990	
Polish / POLONAIS.....	29,490	1.34
Spanish / ESPAGNOL.....	24,695	1.13
Ukrainian / UKRAINNIEN.....	22,425	1.02
Croatian, Serbian, Slovenian, Etc / CROATE, SERBE, SLOVENE, ETC.....	17,220	0.79
Croatian / CROATE.....	5,975	
Serbian / SERBE.....	2,365	
Serbo-Croatian / SERBO-CROATE.....	840	
Slovenian / SLOVENE.....	2,310	
Yugoslavian, N.I.E. / YOUGOSLAVE, N.I.A.....	5,735	
Magyar (Hungarian) / MAGYAR (HONGROIS).....	15,120	0.69
Semitic Languages / LANGUES SEMITIQUES.....	13,025	0.59
Arabic / ARABE.....	6,580	
Hebrew / HEBREU.....	2,825	
Maltese / MALTAIS.....	3,070	
Semitic Languages N.I.E / LANGUES SEMITIQUES N.I.A.....	550	
Tagalog, Pilipino / TAGAL, PILIPINO.....	12,335	0.56
Yiddish / YIDDISH.....	8,860	0.40
Macedonian / MACEDONIEN.....	8,710	0.40
Korean / COREEN.....	8,360	0.38
Baltic Languages / LANGUES BALTES.....	7,560	0.34
Latvian (Lettish) / LETTON.....	4,120	
Lithuanian / LITUANIE.....	3,445	
Vietnamese / VIETNAMIE.....	7,485	0.34
Czech, Slovak / TCHEQUE, SLOVAQUE.....	6,635	0.30
Czech / TCHEQUE.....	3,930	
Slovak / SLOVAQUE.....	2,710	
Netherlandic Languages / LANGUES NEERLANDAISES.....	6,630	0.30
Dutch, Frisian / NEERLANDAIS, FRISON.....	6,345	

1986 Census, Statistics Canada / REENSENEMENT DE 1986, STATISTIQUE CANADA  
Ministry of Citizenship / MINISTERE DES AFFAIRES CIVIQUES  
Ethnocultural Data Base Office / BASE DE DONNEES ETHNOCULTURELLES  
77 Bloor St W., 5th Flr., Toronto, Ontario M7A 2R9 - Tel: (416) 965-5280

出所 : MOTHER TONGUE ATLAS OF METROPOLITAN TORONTO, VOLUME 3, 1986  
Ministry of Citizenship, Ontario

Population by Selected Mother Tongue, 1986 - PAGE 2  
 POPULATION SELON CERTAINES LANGUES MATERNELLES, 1986

Area/AIRE:      Metropolitan Toronto  
 TORONTO METROPOLITAIN

資料1. メトロトロントの母国語別人口と構成比 (1986年)

Mother Tongue/LANGUE MATERNELLE	- 続き	TOTAL	PERCENT
Flemish / FLAMAND.....	285		
Russian / RUSSE.....	5,390	0.25	
Estonian / ESTONIEN.....	5,325	0.24	
Armenian / ARMENIEN.....	5,240	0.24	
Japanese / JAPONAIS.....	4,150	0.19	
Finnish / FINNOIS.....	3,740	0.17	
Romanian / ROUMAIN.....	2,780	0.13	
Scandinavian Languages / LANGUES SCANDINAVES.....	2,660	0.12	
Danish / DANOIS.....	1,410		
Swedish / SUEDOIS.....	860		
Norwegian / NORVEGIEN.....	330		
Icelandic / ISLANDAIS.....	65		
Dravidian Languages / LANGUES DRAVIDIENNES.....	2,290	0.10	
Tamil / TAMOUL.....	1,655		
Malayalam, Telugu / MALAYALAM, TELUGOU.....	635		
Turkic Languages / LANGUES TURQUES.....	1,385	0.06	
Thai / THAI.....	1,035	0.05	
Slavic Languages / LANGUES SLAVES.....	925	0.04	
Malayo-Polynesian Languages / LANGUES MALAYO-POLYNESIENNES.....	890	0.04	
Khmer (Cambodian) / KHMER (CAMBODGIEN).....	655	0.03	
Celtic Languages / LANGUES CELTIQUES.....	560	0.03	
Creoles / LANGUES CREOLES.....	70	0.00	
Other Languages / AUTRES LANGUES.....	1,940	0.09	
Multiple Responses / REPONSES MULTIPLES.....	125,495	5.72	
English & Non-Official Langs. / ANGLAIS ET NON-OFFICIELLES.....	106,605	4.86	
English and French / ANGLAIS ET FRANCAIS.....	10,480	0.48	
Eng., Fr. & Non-Official Langs. / ANG., FR. & NON-OFFICIELLES.....	4,370	0.20	
Non-Official Languages / LANGUES NON-OFFICIELLES.....	2,660	0.12	
French & Non-Official Langs. / FRANCAIS ET NON-OFFICIELLES.....	1,375	0.06	

1986 Census, Statistics Canada / RECENSEMENT DE 1986, STATISTIQUE CANADA  
 Ministry of Citizenship / MINISTÈRE DES AFFAIRES CIVIQUES  
 Ethnocultural Data Base Office / BASE DE DONNEES ETHNOCULTURELLES  
 Bloor St W., 5th Flr., Toronto, Ontario M7A 2R9 - Tel: (416) 965-5280

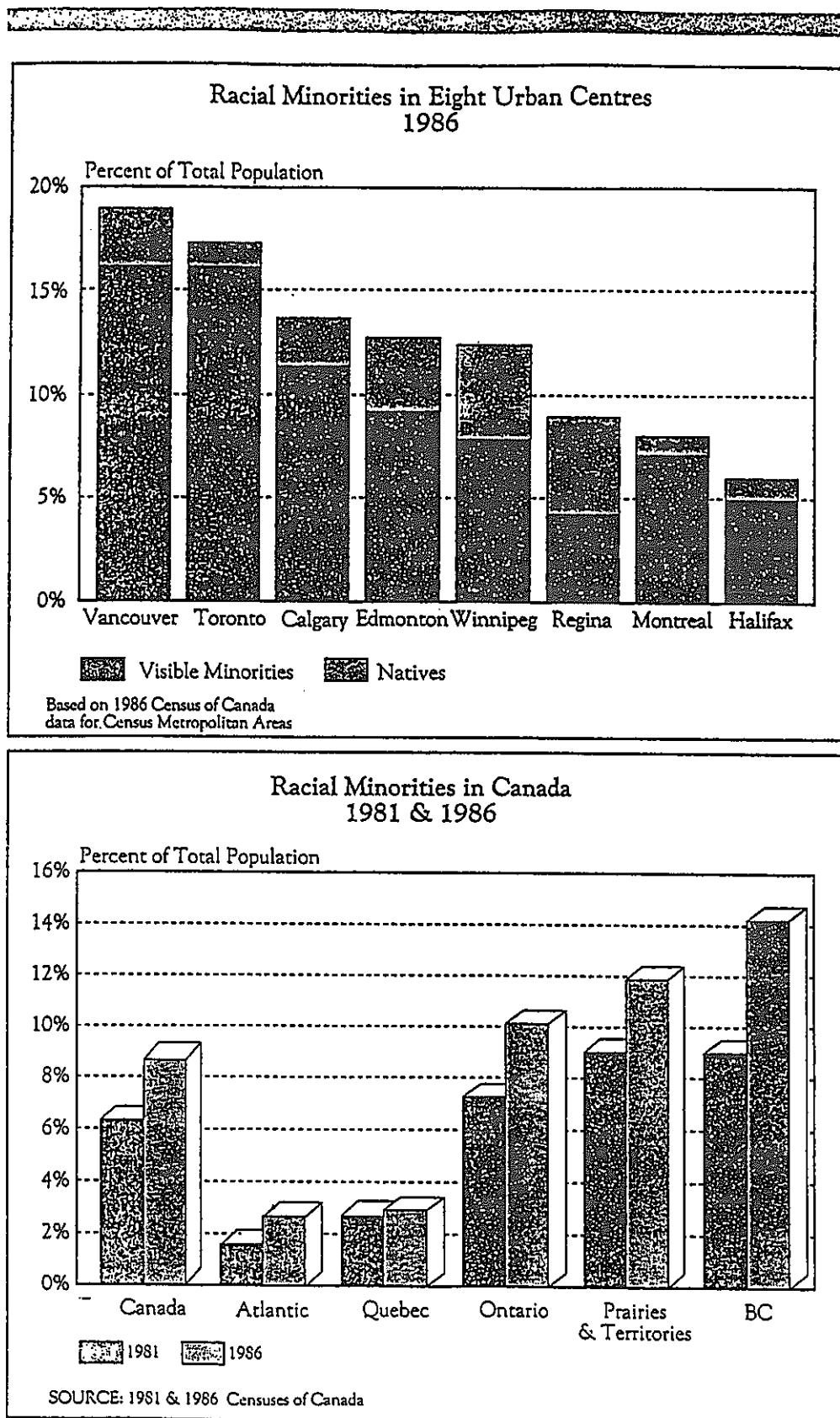
出所: MOTHER TONGUE ATLAS OF METROPOLITAN TORONTO, VOLUME 3, 1986  
 Ministry of Citizenship, Ontario

資料2. メトロキャラバンのパスポートの表及び裏表紙（1994年）



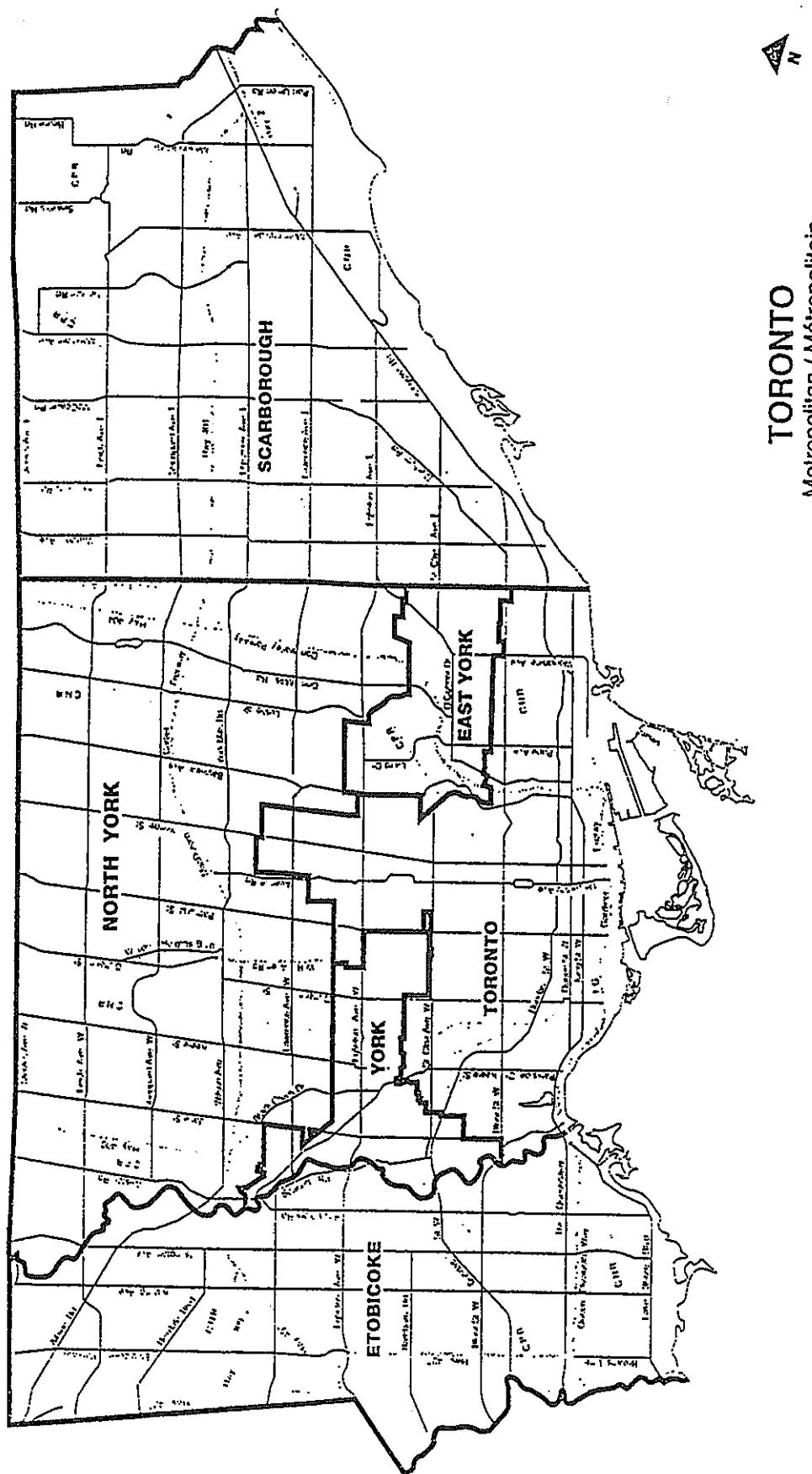
資料提供：Metro Toronto International Caravan

資料3. カナダの小数民族の比率（主な都市）（地域別推移）



資料：カナダ多様文化省

資料4. メトロトロントの地図と構成6市の位置



**TORONTO**  
Metropolitan / Métropolitain

Source:  
City of Toronto Planning and Development Department.